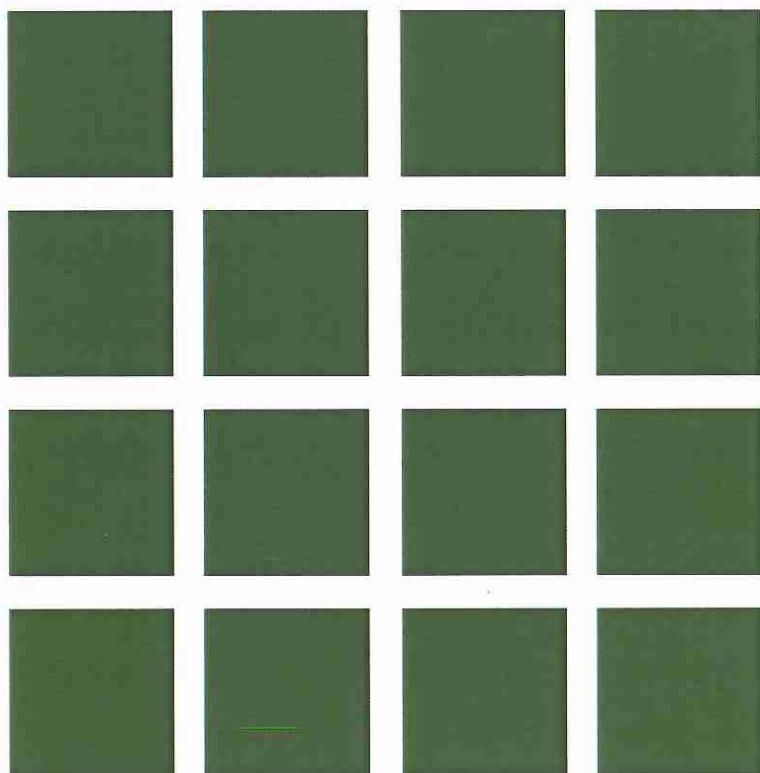


教育課程の編成に関する基礎的研究
報告書 2

諸外国における教育課程の基準



平成 23(2011) 年 3 月

研究代表者 神代 浩
(国立教育政策研究所教育課程研究センター長)

研究組織 (平成 23 年 3 月現在)

【研究代表者】

神代 浩 (国立教育政策研究所教育課程研究センター長)

【委員】

青木 麻衣子	(北海道大学留学生センター 講師)	
池田 充裕	(山梨県立大学人間福祉学部 准教授)	
上原 秀一	(宇都宮大学教育学部 准教授)	
金 泰勲	(星槎大学共生科学部 准教授)	
坂野 慎二	(玉川大学教職大学院 准教授)	
佐々木 肇	(国立教育政策研究所 名誉所員)	
日暮 トモ子	(有明教育芸術短期大学子ども教育学科 准教授)	
山崎 直也	(国際教養大学国際教養学部 助教)	
渡邊 あや	(熊本大学大学教育機能開発総合研究センター 准教授)	
長屋 正人	(国立教育政策研究所 研究企画開発部 部長)	
梅澤 敦	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部長 部長)	
赤堀 博行	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部長 教育課程調査官)	
鎧屋(一見)真理子	(国立教育政策研究所 国際研究・協力部 総括研究官)	
奥村 高明	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)	
笠井 健一	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)	
河合 久	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)	
名取 一好	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)	
淵上 孝	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)	
松尾 知明	(国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 総括研究官)	
水戸部 修治	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部・研究開発部 教育課程調査官)	

篠原 康正	(文部科学省 生涯政策局調査企画課 外国調査官)
岸本 瞳久	(文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門官)
高谷 亜由子	(文部科学省 生涯政策局調査企画課 外国調査第二係長)
新井 聰	(文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職)
小島 佳子	(文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職)
松本 麻人	(文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職)

【事務局】

角屋 重樹	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 部長)
工藤 文三	(国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 部長)
猿田 祐嗣	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター 総合研究官)
足立 充	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究課 課長)
吉富 芳正	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)
後藤 顕一	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)
松原 憲治	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 主任研究官)
本田 史子	(国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)

目 次

はしがき	i
研究組織	ii
研究概要	iv
I 諸外国における各教科等の種類と授業時数等	1
諸外国の教科の履修について	2
諸外国の教育課程の概要	4
II 諸外国の教育課程の基準の概要	25
アメリカ合衆国	27
イギリス	45
フランス	53
ドイツ	65
フィンランド	77
オーストラリア	91
シンガポール	101
中 国	111
台 湾	121
III 研究のまとめ 早見表	131

研究概要

本年度の研究は、昨年の研究結果を踏まえ、下記に示す調査項目の枠組みに沿って、各国担当の委員を中心に調査研究を実施した。

<調査項目>

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

(国、州、自治体等)

(2) 教育課程の基準に係わる法令

(どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)

(3) 教育課程の基準の性格

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア 授業日、授業時数、1単位時間の規定

イ 教科等の種類と学年配置

ウ 各教科等の目標、内容等の示し方

エ その他

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

(6) 日本と比較した特色

(7) 近年の教育課程の基準にかかる動き

(8) その他

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

(2) 基準の普及の方法

3 教育課程の評価の方法

(教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

(2) 基準設定の方法

(3) 評価方法の種類

(4) 評価の内容

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

(6) 学習の記録の様式の設定主体

(7) 保護者への通知方法

(8) 近年の動き

5 その他

I 諸外国における各教科等の種類と授業時数等

諸外国の教科の履修について

諸外国の教育課程の概要

諸外国の教科等の履修について

教科等	日本		アメリカ 小：ワシントンDC 中：ミシガン		イギリス		フランス		ドイツ ベルリン市	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
国語	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
社会	○	○	○	○	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○	○	○	○
算数・数学	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○
理科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活	△						△世界 の発見			
音楽	◎	◎	□		◎	◎	○ ^{芸術 に含む}	○	○	○
图画工作	◎									
美術		○	□		○	○	○	○	○	○
家庭	○ ^{※1}	○			※3					
技術		○			○	○	○	○		
体育	◎	◎	□		○	○	○	○	○	○
保健体育		○								
健康教育										
情報					○	○				
外国語	○	○			☆	○	○	○	○	○
総合的な 学習の時間	◎	○						○ 発見過程		
シチズン シップ					▲☆	○	○			
道徳	◎	○					○			
宗教					○	○				
特別活動	◎	○						○ 学級生活 の時間		
進路指導					○	○				
選択教科等		●						●		●プロ フィール
その他				単位制	☆ 性教育	● 性教育		○ 個別学習 指導1年	○ 事実教授	

◎・・必修 ○・・中高学年で必修 △・・低学年で必修 ●・・選択
 ▲・・低学年選択 ☆・・高学年選択 □・・学校裁量

※1 5年～ ※2 地理・歴史のこと ※3 技術に含む

教科等	フィンランド		オーストラリア (ビクトリア州)		シンガポール		中国		台湾	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
国語	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
社会	○	○	○	○	○	△		○	○	○
算数・数学	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
理科	◎	◎	○	◎	○	△☆	○	◎	○	◎
生活									△	
音楽	◎	◎			◎	△☆	●	●	○	◎
図画工作	◎				◎				○	
美術		◎	◎	◎	◎	△☆	●	●	○	◎
家庭		◎							□	□
技術		◎				△☆			○※3	◎※3
体育	◎	◎			○	◎	◎	◎	◎	◎
保健体育		◎	◎	◎	○	●			◎	◎
健康教育									◎	◎
情報			◎	◎		●			□	□
外国語	○	◎	○	◎	◎	●	○	◎	○	◎
総合的な学習の時間							○	総合実践活動	○	○
シチズンシップ			○	◎	◎	◎	○	○	※4	※4
道徳					○	○	○※1	○※2	※4	※4
宗教	◎									
特別活動					○	□				
進路指導		◎				○				
選択教科等		◎							□	□
その他	● 工芸	● 工芸	○ コミュニケーション ○ 思考法 ○ 個別学習	○ コミュニケーション ○ 思考法 ○ 個別学習	○ コミュニケーション ○ 思考法 ○ 個別学習	○ 母語	○ 母語		○ 総合活動	○ 総合活動

◎・・必修

○・・中高学年で必修

△・・低学年で必修

●・・選択

▲・・低学年選択

☆・・高学年選択

□・・学校裁量

※1 品徳と生活／品徳と社会

※2 品徳思想

※3 自然と生活の科学技術

※4 社会の学習領域に含まれる

教科の対応関係について

各国の教科構成の事情はそれぞれであり、あくまで目安として示している。

日本

1. 目的・目標（つけたい力）

・人格の完成を目指し、教育基本法及び学校教育法に定める目標を達成する。

・上記法令に従い、生きる力の育成を目指す。（学習指導要領）

※ 生きる力：確かな学力（基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度など）、豊かな人間性、健康や体力など

2. 教科等の種類と授業時数等（小学校 2011 年度、中学校 2012 年度から実施）

教科等	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	教科等	第1学年	第2学年	第3学年
国語	306	315	245	245	175	175	国語	140	140	105
社会	—	—	70	90	100	105	社会	105	105	140
算数	136	175	175	175	175	175	数学	140	105	140
理科	—	—	90	105	105	105	理科	105	140	140
生活	102	105	—	—	—	—	—	—	—	—
音楽	68	70	60	60	50	50	音楽	45	35	35
図画工作	68	70	60	60	50	50	美術	45	35	35
家庭	—	—	—	—	60	55	技術・家庭	70	70	35
体育	102	105	105	105	90	90	保健体育	105	105	105
外国語活動	—	—	—	—	35	35	外国語	140	140	140
道徳	34	35	35	35	35	35	道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	—	—	70	70	70	70	総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	34	35	35	35	35	35	特別活動	35	35	35
総授業時数	850	910	945	980	980	980	総授業時数	1015	1015	1015

- ・本表の時数は単位時間。1 単位時間は、小学校は 45 分、中学校は 50 分。)
- ・これらのほか、中学校では選択教科を開設することができる（時数は、各学校が設定）。
- ・特別活動については、学級活動に充てる時数のみ本表に示されている。児童会・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事に充てる時数は、各学校が設定。

・授業時数等

教育課程を構成する各教科等の種類並びに各学年の年間標準総授業時数及び各教科等の年間標準授業時数は、学校教育法施行規則で定められている（上掲表参照）。

学校における各教科等の授業の1単位時間は、各学校が設定できる。

各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画することとされている。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、特定の期間に行うことができる。

年間授業日数についての定めはない。

3. 特記事項

平成18年（2006年）に教育基本法が改正され、新たに教育の目標等が規定された。同法第2条は、知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ、個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人という観点から具体的な教育の目標が定められた。また、平成19年（2010年）に学校教育法が改正され、義務教育の目標が具体的に示されるとともに、小・中・高等学校等においては、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と定められた。

このような目標の実現を目指し、知識基盤社会など社会の変化に対応するとともに、内外の学力調査の結果にみられた課題を改善する観点から、平成20年（2009年）、学習指導要領が改訂され、順次実施に移されている。

アメリカ合衆国

1. 目的・目標（つけたい力）

（オバマ大統領演説 2009 年）

教育改革の 5 つの領域を挙げ、その中の「よりすぐれたスタンダードと評価の奨励」では、スタンダードの質を高め世界トップクラスに引き上げて、教育水準を高めていくことが必要であるとし、評価にあたっては「問題解決、批判的思考、企業家精神、創造性などの 21 世紀スキルを測定するものでなければならない」としている。

（松尾知明著『アメリカの現代教育改革』（東信堂、2010、p197）

2. 教科等の種類と授業時数等（小学校：ワシントン DC 中学校：ミシガン州）

	小学校 (例) ワシン トン DC	1 年生～ 6 年生	中学校 (ミシガン州の例)
必修教科	英語	約 270 時間	単位制となっており、高校卒業までの最小履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。 すべての教科について学年ごとのベンチマークおよび指導すべき内容の詳細が示されているが配当時間等の記載はない。学校区の基準においては、各教科・各学年のベンチマーク、教授すべき内容、ならびに他教科との内容の関連等について詳細に示しているが、州の基準と同様に配当時間等の記載はない。
	算数	約 180 時間	
	社会	約 135 時間	
	科学	約 135 時間	
各学校裁 量	音楽	約 36 時間	※実態は多様 ※数字は、科目ごと 1 単位あたりの時間から算出した年間の時間
	図画工作	約 36 時間	
	体育	約 36 時間	

（「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書（同研究会：平成 15 年 3 月））

・授業時数等

通常、最小授業日数は多くの州で決められており、概ね 180 日前後であるが、各学区や学校段階ではそれぞれの事情により異なっている場合が多い。1 日当たり最低授業時間も多くの州で決められてはいるが、その内容は大きく異なる。教育段階ごとに細かく規定している州もあれば、そうでない州もあり、全米州教育長協議会（CCSSO）によると、概ね、1 日あたり 5 時間以上、年間 900 時間以上の州は 36 州（2008 年）である。なお、授業時数を規定していない州も、2008 年の段階で 12 州ある。

ミシガン州の場合は、州や学区のカリキュラムフレームワークや教育課程基準の中での授業時数の規定はないが、州法（Michigan Compiled Laws: MCL 388.1701）によると、年間授業時数は、幼稚園が 549 時間、小学校以降が 1098 時間とされている（2008 年）。

3. 特記事項

州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一齊に改訂されるわけではない。

高校の卒業要件は、CCSSO（2008年）のデータによると、6州を除く多くの州で規定されており、高校教育の質保証の観点から、卒業認定試験も28州で行われている。卒業要件に含まれる主要教科以外の教科の単位数は州により多様である。

4. 日本と比較した特色

州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一齊に改訂されるわけではない。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学校区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されてはいるが、いずれの場合においても拘束力はなく、基本的には各学校の自主的な取り組みが優先されている。しかし、学校区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持っている。また、ミシガン州でも、NCLB法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様であると思われる。

イギリス

1. 目的・目標 (つけたい力)

学校および社会における児童・生徒の精神的(spiritual)、道徳的、文化的、知的(mental)、発達を促し、(b)在学中の児童・生徒をその後の人生における機会、責任、経験に向けて準備させる。(2002年教育法第78条)

2. 教科等の種類と授業時数等

資格・カリキュラム機構(QCA)発行の『初等カリキュラムの設計と時間配当』(2002)に示された各キー・ステージにおける望ましい時間配当

教科		キー・ステージ 1	キー・ステージ 2	キー・ステージ 3
		第1・2学年	第7~11学年	第11~14学年
中心教科	英語	180~270 時間	180~270 時間	108 時間
	数学	135 時間	150~180 時間	108 時間
	理科	54 時間	72 時間	108 時間
基礎教科	美術・デザイン	30 時間	33 時間	36 時間
	市民性	選択	選択	27 時間
	デザイン・技術	30 時間	33 時間	54 時間
	地理	30 時間	33 時間	45 時間
	歴史	30 時間	33 時間	45 時間
	ICT	30 時間	33 時間	36 時間
	近代外国語	選択	選択	選択 72 時間
	音楽	30 時間	33 時間	36 時間
/	体育	45 時間	45 時間	54 時間
	宗教	36 時間	45 時間	45 時間
/	PSHE	選択	選択	選択

年間授業日数については1996年教育法第44条第(6)項cにより、児童・生徒が出席すべき最低日数は200日と規定されている。

3. 特記事項

2010年5月の労働党から保守党・自由民主党の連立政権への政権交代後すぐにそれまでの子ども学校家庭省が教育省に名称を変更された。新政権は学校のカリキュラムとナショナル・カリキュラムが区別されるべきであることを強調し、ナショナル・カリキュラムはすべての児童・生徒が共通に学ぶべき主要教科の最低限の内容に係るものであり、学校カリキュラムは学校と教師が自由に開発し実行に移すべきものであることを強調している。

4. 日本と比較した特色

伝統的な教科の編成の影響が一部に色濃く残っており、我が国の社会に相当する分野は地理、歴史、市民性の3つの教科で教えられている。中等教育では近接教科がまとまって構成する学科のなかで地理、歴史は他の学校指定の教科とともに人文という学科を構成する。また我が国の家庭に相当する分野の一部は技術に含まれている。また宗教が法定の教科である。

教育課程の到達目標が児童・生徒全員に一律ではなく、幅をもって設定されていることがまず指摘される。これは教室での教え方が児童・生徒の習熟度に応じた編制を基礎としていること、教師の他に教授助手が採用されていて児童・生徒に対するきめ細かい対応が可能であることと関連する。また学校の提供する授業について時間配当を初めとする細かい規定がない点も注目される。このため、例えば英語と英文学、あるいは演劇を同一の教科の枠の中で開設してもよいし、別個の授業として開設してもよい、さらに音楽やICTなどの他の教科と合わせて合科的な授業を行うことも自由である。学校の規模や、第6年級の有無などにより、学校が開設できる教科にかなりの違いがみられ、それぞれの学校の特徴となっている一方で、生徒の要求に十分にこたえられない事例も見られる。学校間の交流によってこれらの問題を克服しようとする取り組みもなされている。

フランス

1. 目的・目標（つけたい力）

就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体から成る共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を、児童・生徒に最低限保障しなければならない。（「共通基礎知識技能」について、法律（教育法典第 L. 122-1-1 条））

2. 教科等の種類と授業時数等（小中学校の週当たり授業時数）

	基礎学習期 (小学校第1, 2 学年)	深化学習期 (小学校第3 ~5 学年)	適応期 中学校 第1学年	中間期 中学校 第2・3学年	進路指導期 中学校 第4学年
教 科	週間時間	週間時間	週間時間	週間時間	週間時間
フランス語	10時間	8時間	5時間	4時間	4.5時間
数学	5時間	5時間	4時間	3.5時間	4時間
芸術及び芸術史		—	美術 1 時間 音楽 1 時間	美術 1 時間 音楽 1 時間	美術 1 時間 音楽 1 時間
世界の発見		—			
体育			4時間	3時間	3時間
外国語			第一 4 時間 第二 —	第一 3 時間 第二(3 学年のみ) 3 時間	第一 3 時間 第二 3 時間
実験科学技術				技術 1.5 時間	技術 2 時間
				生物・地学 1.5 物理・化学 0	生物・地学 1.5 物理・化学 1.5
人文的教養 －芸術及び芸術史 －歴史・地理・公民道徳教育				歴史・地理・ 公民 3 時間	歴史・地理・ 公民 3.5 時間
個別学習			2 時間	—	—
発見過程			—	2 時間	—
学級生活の時間			年 10 時間	年 10 時間	年 10 時間
自由選択教科				中間期、進路指導期に（ラテン語、地域語、第二外国語、古典語、職業体験）設定されている。	
計	24 時間	24 時間	27 時間	25 時間・28 時間	28.5 時間

出典：小学校は、2008 年 6 月 9 日省令

中学校は、1996 年 5 月 29 日省令（2002 年 1 月 14 日改正）（第 1 学年）、1996 年 12 月 26 日省令（2002 年 1 月 14 日改正）（第 2, 3 学年）、2004 年 7 月 2 日省令（第 4 学年）

・授業時数等

1 単位時間の規定ではなく、1時間は60分である。ただし、実際には各学校の裁量で授業時間は55分ないし50分で定められているものとみられる。

3. 特記事項

小学校では、従来、学校週5日制（月、火、木、金、土）のほかに一部地域で学校週4日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008年に週4日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が26時間から24時間に削減された。

4. 日本と比較した特色

- ① 小学校から原級留置が行われており厳格な課程主義が採用されていること
- ② 義務教育段階において「共通基礎知識技能」に基づいて教育課程の基準が設定されていること
- ③ 後期中等教育段階で普通科の中にも複数のコースがあること、などを挙げることができる。

ドイツ

1. 目的・目標 (つけたい力)

学校は、職業的及び人格的発達課題に立ち向かい、自分の生活を積極的につくり、社会的文化的経済的生活に責任を持って参加し、社会の将来をともにつくるために、決定を自分で行い、自立的に学習する立場となるよう、知識、能力、技能、世界観を伝達するものとする。
(ベルリン市：学校法第3条に[教育目的 Bildungs- und Erziehungsziele])

*ドイツ基本法第7条に教育関連事項があるが、連邦レベルで教育の目的は規定されていない。教育の目的は各州の所管事項である。

2. 教科等の種類と授業時数等 ベルリン市基礎学校の週当たりの授業時数 (2005年)

授業科目	学校開始段階		学年			
	1	2	3	4	5	6
ドイツ語	(6) 13(2) (5)	(7) 14(2) (5)	7	7	5	5
事実教授			3	5		
算数			5	5	5	5
芸術	2	2	2	2	2	2
音楽	2	2	2	2	2	2
スポーツ	3	3	3	3	3	3
外国語			2	3	4	5
理科					4	4
地理					3	3
歴史／政治教育						
重点教育						
合計時数	20	21	24	27	30	31
トルコ語を母語とする場合のトルコ語	5	5	5	5	3	3

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。(Quelle: Grundschulverordnung-GsVO vom 19. Januar 2005)

表2 ベルリン市ギムナジウムの週当たりの授業時数 (2005年から)

授業科目/学習領域	学年毎の週時数			
	7	8	9	10
必修授業				
ドイツ語	4	4	4	4
数学	4	4	4	4
第1外国語	3	3	3	3
学習領域 理科				
生物			2	2
化学	4	4	2	2
物理			2	2
学流領域 社会科学				
歴史／公民	2	2	2	2
地理	1	1	1	1
倫理	2	2	2	2
音楽	2	3	3	3
芸術	2			
スポーツ	3	3	3(2)	(2)
選択必修授業	-	-	2(5)	2(5)
プロフィールの時間	2	3	2(-)	2(-)
合計	33	33	34(34)	34(34)

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。

・授業時数等

- ① 総授業時数の規定・週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数は規定されていない。
- ② 各教科等の配当授業時数の規定
各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、行事やプロジェクト授業等でここから授業時数が減少する。学年毎ではなく、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。
- ③ 1単位時間
授業の単位時間は45分である。

3. 日本と比較した特色

州毎に異なる規程が存在するドイツと日本を比較することは、難しい。しかし諸能力を明示した上で教育内容を定める傾向がみてとれる。ベルリン市の事例でいえば、諸能力（コンピテンシー）が提示され、その水準が設定され、それに対応した内容が提示されている。ベルリン市の提示した諸能力（コンピテンシー）は、全体を行動能力として示し、具体的には、①事実能力、②方法的能力、③社会的能力、④個人的能力に区分している。

フィンランド

1. 目的・目標 (つけたい力)

「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」(基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令)

2. 教科等の種類と授業時数等 (授業時数配分に関する国際基準)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	14		14			14				42
A言語			8		8				16
B言語								6	6
算数・数学	6		12			14				32
環境										
生物・地理		9			3		7			
物理・化学					2		7			
健康教育							3			
宗教／倫理		6				5				11
歴史・社会			3		7				10
音楽			4-			3-				
美術			4-			4-				
工芸		26	4-		30		7-			56
体育			8-			10-				
家庭科						3			3
進路指導 (キャリア教育)						2			2
選択科目				(13)						13
最小授業時間数	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222
自由選択 (A言語)			(6)		(6)				(12)

※ 数字の横の一はその数字が最小限のものであることを示している。

※ A言語及びB言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典 : *Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitetun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaoista 1435/2001.*

・授業時数等

「基礎教育法施行規則」(Perusopetusasetus)において、週当たりの最低授業時間数が記されている。これによると、基礎学校1-2年生は、週当たり19時間、3-4年生は、週当たり23時間、5-6年生は、週当たり24時間、7年生以上は、週当たり30時間が、基準となっている。多くの自治体は、これよりも若干多い時間数を自治体の最低授業時間数として、基準を示している。

また、同規則第4条2項には、1日当たりの授業時間数の上限が示されている。これによると、基礎学校1-2年生は1日5時間まで、3年生以上は7時間までである。

1単位時間についても、同規則において、最低45分とすることが定められている（第3条4項）。

3. 日本と比較した特色

教育課程の内容に限定すると、学年区分ごとに示された望ましい成果が規定され、到達目標として、また、評価基準としての機能を担っている点に特徴がある。また、教科内容以外では、補習や家庭と学校の連携など子どもの学習支援体制や私学教育について、明記されている点は、フィンランドにおいてもこれまでになかった記述であり、また、日本とは異なる点もある。

オーストラリア

1. 目的・目標（つけたい力）

(州ごとに提示、ビクトリア州の場合を例として示す)

複雑かつ変化の激しい情報化・グローバル化社会において、すべての子どもに、①個人として、また他者との関係のなかで自身を管理・運用 (manage) する、②自身の住んでいる世界を理解する、③そのような世界で十分に (effectively) 活動するために必要な諸能力を涵養させること
(ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standards : VELS))

2. 教科等の種類と授業時数等

VELS で示される各教科 (domain) の「スタンダード」

(●…当該スタンダードの設定されている学年)

学 年	就学前	1/2年	3/4年	5/6年	7/8年	9/10年
VELS レベル	1	2	3	4	5	6
身体的・個人的・社会的学習						
健康と身体の学習	●	●	●	●	●	●
対人関係の発達	●	●	●	●	●	●
個別学習			●	●	●	●
シラッキス・シティズンシップ 教育			●	●	●	●
教科ごとの学習						
芸術 (Arts)	●	●	●	●	●	●
英語	●	●	●	●	●	●
人文科学			●			
・経済学				●	●	●
・地理学				●	●	●
・歴史				●	●	●
英語以外の言語				●	●	●
算数・数学	●	●	●	●	●	●
科学			●	●	●	●
教科の枠を超えた学習						
コミュニケーション				●	●	●
デザイン・創造性・科学			●	●	●	●
ICT		●	●	●	●	●
思考法			●	●	●	●

※これらはスタンダードの提示であり、必ずしも各学年で提供される教科を示すものではない

出展 : VCAA, *op. cit.*, update 2007, p. 10. をもとに作成

・授業時数等

授業時数、1単位時間の規定・・・明文化されていない

初等教育（7～11歳）：959時間

前期中等教育（12～14歳）：968時間

（OECD, *Education at a Glance 2010: OECD Indicators*）

3. 特記事項

図1は、ビクトリア州の教育課程基準、VELSの全体構造を示したものである。VELSでは、先に示した三つの目的（理念）を実現するため、相互に関連した三つの中心的学習領域（strand）を設定している。これら三領域は、さらにそれぞれの関連教科（domain）を内包する。

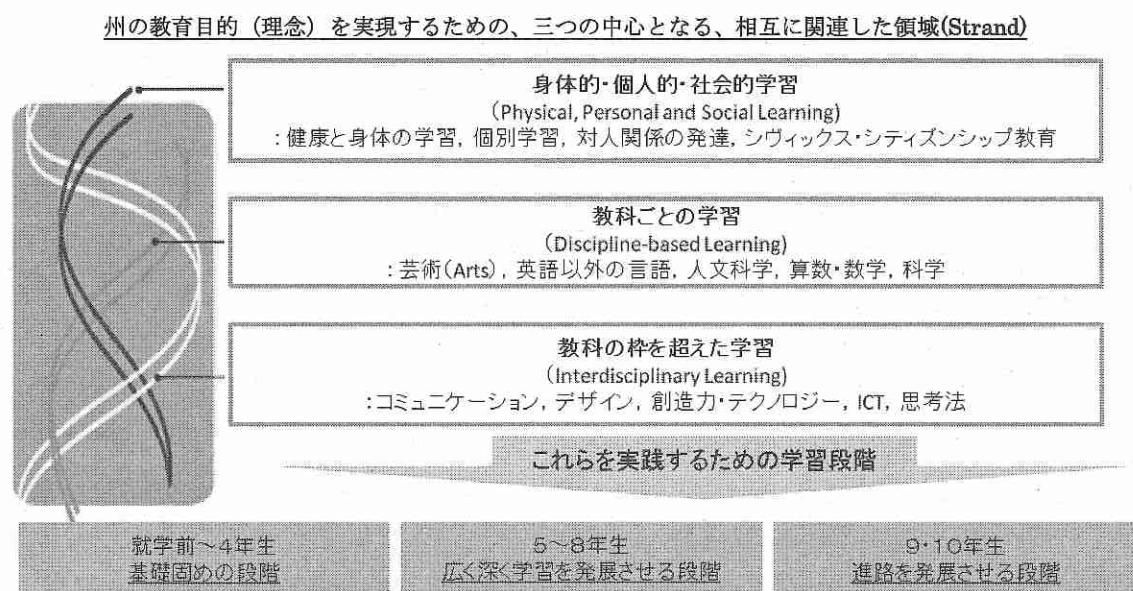


図1 ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standards : VELS)
全体の構造

出展：VCAA, *Victorian Essential Learning Standards Overview*, update 2007, p. 6. をもとに
作成（らせん構造を示す図は本文より抜粋）

4. 日本と比較した特色

- ①カリキュラム開発の主体があくまでも教員にあること。そのため、教育課程基準が、教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されていること。
- ②主に評価・報告のための厳格なスタンダードは示されているものの、それらはあくまでも指針であり、その使用について法的拘束力がないこと。

シンガポール

1. 目的・目標（つけたい力）

教育到達目標（Desired Outcomes of Education: DOE）が学校種ごとにあり、例えば小学校では以下の通りである。

- ・善悪を区別する・他者と共有し、その立場を尊重する・他者と友情を築く
- ・物事に対して生き生きと好奇心を抱く・自分で考え、表現する・仕事に誇りを持つ
- ・健康的な生活習慣を形成する・シンガポールを愛する

1990年代後半から、「考える学校、学ぶ国家」（Thinking School, Learning Nation）のスローガンを掲げて、全ての個人が持つ多様な能力の中に“革新力”や“創業精神”（Innovation & Enterprise: I&E）を芽吹かせることで、自国の経済発展に結びつけようという戦略が取られ始めている。2002年11月、教育省はDOEの理念を効果的に運用するためにワーキングチームを立ち上げ、翌03年10月に「ブルー・スカイ」（Blue Sky）フレームワークを発表した。DOEの目標群はともすると総花的な面があったが、ブルー・スカイでは、「革新・創業精神」（spirit of Innovation and enterprise: I&E）の育成に焦点化することで、具体的な達成への道筋を示そうと図っている。I&Eの定義—基本的な技能・資質は以下4点である。

- ①知的好奇心と進取の精神…仮説を立て、探究・検証し、独創的に考える力
- ②強固な人格…情熱、忍耐力、剛健さ、克服力を強く備えた人間性
- ③勇気…曖昧さに対峙し、新しい発想で物事を考え、リスクを計算して生き抜く力
- ④奉仕精神 …チームに奉仕し、チームを率い、一つのチームとして闘う意欲、コミュニティへの報恩の心

2. 教科等の種類と授業時数等

1単位時間は、小学校は30分、中学校では35-40分である。CCAを除いた、1日の授業時数は原則10時限である。つまり、小学校の場合は、10時限×30分で1日の授業時間は5時間となる。

小学校（6年間）

教科	基礎段階（1-4学年）	オリエンテーション段階（5・6年）
英語	32%	基礎段階の教科のうち、英語、民族母語、数学、理科については、上級、標準、基礎の3段階から選択して履修
民族母語	26%	
数学	22%	
理科	各教科合計で20%（理科については3年次より）	
公民・道徳		
美術・工芸		
音楽		
保健		
社会		
体育		

中学校「普通（学術）（Normal (Academic)）」コース（5年間）

【言語科目】

英語、民族母語（標準／上級／基礎から選択）、第三言語（マレー語、中国語から選択）

【人文・芸術科目】

(1・2年次) 地理、歴史、英文学、ビジュアル・アーツ、音楽

(3・4年次) 人文総合（歴史・地理・文学・社会）のほか、選択科目（地理、歴史、英文学、中国文学、美術・デザイン、オフィス事務）から2～4科目を履修

【数理解科目】

(1・2年次) 数学、理科、デザイン・工学、家政

(3・4年次) 数学のほか、選択科目（応用数学、総合理科、デザイン・工学、食品・栄養、コンピュータ実用、会計原理）から2～4科目を履修

【非試験必修科目】CCA、CIP、公民・道徳、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

3. 特記事項

小学校では、1～4学年までを基礎段階と位置づけており、選択科目の設定はないが、5学年からは前述の通り、英語、民族母語、数学、理科については、上級（higher）／標準（standard）／基礎（foundation）の3段階から選択・履修することになる。

中学校では、1・2学年は必修科目が大部分であるが、3・4年次では成績や進学希望先に応じて、一部の教科を除き、ほとんどの科目を選択科目群の中から選択・履修する。

教育政策全般において、試験結果に基づいて生徒を学力別クラスに配分するなど、“能力志向”（ability-driven）型の教育理念が浸透している。価値教育やCCA、体育などは必修科目であるが、授業科目全体としては選択科目が教育課程の柱として位置づけられている。

4. 日本と比較した特色

①小学校高学年で言語科目が習熟度別コースに、また中学校は学力別クラスに分けられることから、同一学年や同一教科であっても、コースやクラスによって教育課程の水準や内容が異なっている。

②後述の通り、国家試験である初等教育段階の「小学校卒業試験」（Primary School Leaving Examination: PSLE）、中等教育段階でのGCE試験を通じて、教育省が全ての児童・生徒の学力データを常時把握し、精度の高い学力動向分析を行っている。

③第1次（1997～2002）教育ICTマスター・プランの段階で、全ての学校で授業時間の30%でICTを利用するという目標を掲げ、現在では全国の学校、全ての教科でICTを利用した授業が普及している。教育省のWEBサイトには検定済のネットワーク活用型のインタラクティブ教科書（“i-Text”）のリストも掲示されている。

④公民・道徳のほか、国民意識教育の時間が設けられ、自国の近現代史を学び、愛国心を涵養する体験型・課題発見型の教育活動が展開されている。

中 国

1. 目的・目標 (つけたい力)

国民の資質向上のために、創造力と実践能力の育成に重点を置き、児童・生徒の一人一人の心身の発達を促すとともに、生涯にわたって学習することができる力を身につけさせること（基礎教育課程改革要綱（試行））

2. 教科等の種類と授業時数等

下表は国が定める義務教育段階の教育課程基準である。国の基準を参考にして、省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準が策定される。

表：義務教育段階の教育課程基準

教科	1・2 学年	3～6 学年	7～9 学年	時間配分 (%)
品徳と生活※1	●	●	●	7～9
歴史と社会			●※2	3～4
科学		●	●※3	7～9
言語・文学	●	●	●	20～22
算数・数学	●	●	●	13～15
外国語		●	●	6～8
体育	●	●	●	10～11
芸術※4	●	●	●	9～11
総合実践活動		●	●	7～8
地方及び学校が定める課程				10～12
週時間	26	30	34	274
年時間	910	1050	1190 (第9学年: 1122)	9522

※1 : 1・2 学年は「品徳と生活」、3～6 学年は「品徳と社会」、7～9 学年は「品徳思想」と学年が上がるに従って名称がわかる。※2 : 又は歴史、地理を選択。※3 : 又は生物、物理、化学を選択。※4 : 又は音楽、美術を選択。

出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001 年。

北京市の義務教育課程基準と配当時数 (6-3 制用)

年次 週あたり時数 (コマ) 科目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	九年間の授業時数総計
品徳・生活	2	2								
品徳・社会			2	2	2	2				
思想品德							2	3	2-3	
歴史・ 社会	歴史						3	3	2	309
	地理						2	2	3	175 140
科学			2	2	2	2				309 又は 315
物理										
科学	化学						4	4	3	169
	生物						3	2	5	99
言語・文学	8	8	6	6	6	6	5	5	5-6	175 140
数学	4	4	4	4	4	5	5	5	5	725 又は 723
外国語	2-3	2-3	3	3	3	3	4	4	4	
体育	3-4	3-4	3	3	3	3				
体育・健康							3	3	3	939-1009
芸術	音楽	4 2	4 2	4 2	4 2	2 2	2 1	1 1	1 1	488 488
	美術	4 2	4 2	4 2	4 2	2 2	2 1	2 1	2 1	976 976
総合実 践活動	うち: 労働技術				110			100		210
	うち: 情報技術				70			70		140
	研究的学習				140			140		
	地域奉仕・社 会実践活動									630
地方及 び学校 が定め る課程	うち: 書写		1	1	1	1			140	
	自主 配置				655-865					795-1005
週あたり時数 (合計)	26	26	30	30	30	30	34	34	34	9522

出典：北京市教育委員会「北京市実施教育『義務教育課程設置実験方案』の課程計画（試行）」、2004 年。

・授業時数等

1995年から学校週5日制を実施している。

国の基準では、年間授業期間35週、学校裁量2週、期末試験期間2週（初級中学最終学年の第2学期は授業期間を2週減らし、試験期間を2週増やす）、休暇13週となっている。1年は2学期制。1単位時間は、一般に、第1～第6学年（小学校）は40分、第7～第9学年（初級中学）は45分。北京市では、年間授業期間35週、1単位時間40～45分。上海市では、年間授業期間34週、1単位時間は、第1～5学年では35分、第6～第9学年では40分。

3. 特記事項

中国では教育課程の基準は国が定めており、これを省・自治区・直轄市が地域の実情に合わせ調整して実施できることになっている。しかし、全国同一の基準が多くの地域で実施されてきた。運用面の画一性や基準自体の画一性が問題として指摘されてきたにもかかわらず、暗記中心の知識詰め込みによる教育が長年続いており、地域や児童・生徒の多様な要求に対応できていない状況が見られた。その背景には、過熱した受験競争の存在があった。

こうした受験対応型の教育を克服するために、教育部は1990年代後半より「資質教育（素質教育）」の実施を提唱している。資質教育とは、受け身、丸暗記といった学習の現状を反省し、創造力や実践能力など、子どもの持つ様々な資質を育て伸ばす教育のことである。1999年に中国共産党中央と国务院（内閣）が開催した全国教育工作会议において、資質教育の全面的推進が国の教育改革の中心課題に据えられることになった。この資質教育の推進という方針のもと、教育課程の改訂作業が進められ、2001年に新課程が発表された。

4. 日本と比較した特色

- 国が定めた教育課程の基準に基づき、各省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準を設定できる。例えば、基準上、外国語は小学校3年から開始となっているが、北京市や上海市では1年から実施されている。省レベルの教育委員会は国が定める課程の実施計画と地方が定める課程を定め、教育部に報告する。
- 義務教育段階の区切りも、地域によって、6-3制の場合と5-4制の場合がある。教育課程の基準は、従来、初級中学と高級中学の一貫した課程としてみなして編成されていたが、1992年の基準から小学校と初級中学が9年制義務教育を連続する課程として一体的に捉えて教育課程が編成されるようになった。なお、上海市では高級中学までを一体とした教育課程編成がなされている。
- 新しい教育課程を全国実施するに当たっては、まず一部地域で先行的に実施し、その結果を踏まえて本格実施に移している。
- 各教科の授業時間の配当を割合で示し、地域や学校が現状に応じて弾力的に設定することができるよう正在している。
- 地方や学校の特色を生かした教育課程編成づくりを推進している。教育課程を「国が定める課程」「地方が定める課程」「学校が定める課程」から成る3層構造とし、地方や学校に教育課程の編成権を認めている。基準では、国が定める課程は総時数の80～84%、地方及び学校が定める課程は総時数の16～20%とすることとしている。

台 湾

1. 目的・目標 (つける力)

『国民中小学九年一貫課程綱要』(小中一貫のカリキュラムガイドライン)では、「健全な人格、民主の素養、法治の観念、人文的修養、強健な心身と思考・判断・創造の能力を養成することにより、人々を国家意識と国際的視野を備えた現代的国民にすること」を教育の基本理念とし、カリキュラムの全体を通じて育成すべき基本能力 (core competence)として、次の10項目を設定している。(1)自己の理解と潜在能力の発展、(2)鑑賞・表現・創造、(3)キャリアプランニングと生涯学習、(4)表現・コミュニケーション・分かち合い、(5)尊重・配慮・団結協力、(6)文化学習と国際理解、(7)計画・組織・実践、(8)運用・組織・実践、(9)主体的な探索と研究、(10)独立した思考と問題の解決の10項目である。

2. 教科等の種類と授業時数等

表. 『国民中小学九年一貫課程綱要』における学習領域

学年 学習領域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
総コマ数	22- 24	22- 24	28- 31	28- 31	30- 33	30- 33	32- 34	32- 34	33- 35	
言語	本国の言語		本国の言語		本国の言語		本国の言語			
				英語			英語			
健康と体育	健康と体育		健康と体育		健康と体育			健康と体育		
数学	数学		数学		数学		数学			
社会	生活	社会		社会		社会			社会	
芸術と人文		芸術と人文		芸術と人文		芸術と人文			芸術と人文	
自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術			自然と生活の科学技術	
総合活動	総合活動		総合活動		総合活動		総合活動			

・授業時数等

1校時の時間：小学校（第1-6学年）は1コマ40分、中学校（第7-9学年）は1コマ45分。

3. 特記事項

各学習領域は3から4の段階に分けられており、段階別に能力指標が設定されている。

『国民中小学九年一貫課程綱要』では、以前の「課程標準」の細分化した教科を統合し、言語・健康と体育・社会・芸術と人文・自然と生活の科学技術・数学・総合活動の7つの学習領域を設定している。また、上述のように、これらの学習領域に加え、領域横断的に取り組むべき重大議題を設定されている。2008年改訂／11年度実施版より、既存の情報・環境・ジェンダー平等・人権・キャリア発展・家政に、海洋というテーマが追加されている。

4. 日本と比較した特色

小中の基準が一貫化され、9年というスパンで課程の設計がなされている点が、最も大きな相違である。また、「課程綱要」においては、「能力 (competence)」と「統整 (integration)」が課程設計の中心思想となっており、全体／領域で養うべき能力が指標として示されている点が大きな特徴といえる。

諸外国の調査研究報告

アメリカ合衆国 —ミシガン州の事例を中心として—

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

わが国のように法的拘束力を持つ国の教育課程（カリキュラム）基準はないが、ほぼすべての教科を対象として、特定の組織（学会、研究会、協議会、他）により法的拘束力を持たない全米基準が作られており、多くの場合、それらを参考に各州が教育課程基準やカリキュラムのフレームワークを策定している。全米州教育長協議会（CCSSO）のデータ（Key State Education Policies on PK-12 Education: 2006）によると、数学、英語、科学はすべての州で、社会（47州）、外国語（40州）、芸術（45州）、健康（44州）、体育（42州）、技術・情報・キャリア教育（25州）、などの教科（教科の名称やその内容は幾分異なる）については、すべてではないが多くの州（括弧内は策定している州数）で各教科内容の基準を策定している。なお、各教科内容の基準はK-12（わが国では幼稚園から高等学校3年までにあたる）全体を通して策定されている。

現状では、多くの州において大綱的な教育課程基準が策定され、これらの州レベルの基準を基に各学校区ではさらに詳細な教育課程基準を策定しており、各学校への影響力は州レベルより強い。州、学校区、それに学校により教育課程基準の策定について受け止め方は様々であるが、近年、NCLB（No Child Left Behind）法の導入による州の統一テストなどの受験の義務化や、連邦政府の教育目標達成のために教育内容の同一性が図られる傾向にあるなど、州の教育課程基準や教科内容の基準などを踏襲することが一般的になってきている。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ミシガン州では Michigan Curriculum Framework と呼ばれているが、州ごとにさまざまな名前で教育課程の基準が作成されている。例えば、ミネソタ州では Minnesota Academic Standards、オハイオ州では Academic Content Standards と名づけられた州法が存在する。これらの州法を支えている連邦政府レベルの法律が、Elementary and Secondary Education Act (ESEA) of 1965 (初等中等教育法)、No Child Left Behind Act of 2001 (落ちこぼれを作らない初等中等教育法)、Education Sciences Reform Act of 2002 (教育の科学的改革法) である。

(3) 教育課程の基準の性格

多くの州で、州のカリキュラムフレームワークや教育課程基準（主に教科内容の基準を含む）によってわが国の総則にあたる内容が示されている。しかし、次項にある授業時間数に関しては、多くの州でわが国のような詳細な指示はない。

州によって、カリキュラムフレームワークと教育課程基準には違いが見られ、その取り扱いは異なっている。例えば、ミシガン州のようにカリキュラムフレームワークに教育課程基準を含ませている場合、前者と後者を別々に扱う場合、後者のみの場合などがある。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークは、教科内容およびカリキュラム開発の過程

からなり、ミシガン州 K-12（幼稚園から高等学校の最終学年まで）の教育における教育目標の柱になっている。その目的として、以下の点を上げている。

- ・生徒の学習効果を上げるために、学区のすべての方針を統一し、学校改善につなげる。
- ・高度な教科内容基準及びベンチマークに基づいたカリキュラムを作る。
- ・生徒の成績をもとに、カリキュラム、学習指導、教員研修の内容を取り決める。
- ・研究により奨励されている学習指導と学習の基準を毎日の教室での実務に取り入れる。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 授業日数、授業時数、1単位時間の規定

○ 総授業日数・時数の規定の有無

通常、最小授業日数は多くの州で決められており、概ね 180 日前後であるが、各学区や学校段階ではそれぞれの事情により異なっている場合が多い。1 日当たり最低授業時間も多くの州で決められてはいるが、その内容は大きく異なる。教育段階ごとに細かく規定している州もあれば、そうでない州もあり、全米州教育長協議会 (CCSSO) の 2008 年の資料によると、概ね、1 日あたり 5 時間以上、年間 900 時間以上の州は 36 州である。なお、授業時数を規定していない州も、2008 年の段階で 12 州ある。

ミシガン州の場合は、州や学区のカリキュラムフレームワークや教育課程基準の中での授業時数の規定はないが、州法 (Michigan Compiled Laws: MCL 388.1701) によると、年間授業時数は、幼稚園が 549 時間、小学校以降が 1098 時間とされている (2008 年)。

○ 各教科等の配当授業時数の規定の有無

各教科等の詳細な配当授業時数の規定はないが、多くの州では、履修すべき主要教科は決められており、それらの配当授業時間数は、計算により求めることができる。例えば、「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書 (同研究会: 平成 15 年 3 月) によれば、ワシントン DC では、小学校の場合、英語、科学、社会、算数の 4 教科は必修教科であり、それぞれ授業時間配分について英語は 1 日に 90 分、算数は 1 日に 60 分、科学と社会は 1 日 30~45 分の授業を行うことが望ましいとするガイドラインがある。また、音楽、図画工作、体育は必修ではなく、各学校に裁量がゆだねられており、概ね週に 60 分とされている。また、年間最小授業日数 180 日から計算すると、第 1 ~ 6 学年の各学年で、国語 270 時間、社会 135 時間、算数 180 時間、科学 135 時間、音楽 36 時間、図画工作 36 時間、体育 36 時間を実施することになる。ただ、学校によりコンピュータ等の授業も組み込まれていることもあり、実態は多様である。中等教育については単位制となっており、高校卒業までの最小履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。

イ) 教科等の種類と学年配置

ミシガン州では、教科として、英語、数学、科学、社会 [芸術、職業教育 (キャリアと就業能力)、健康教育、組織的学校保健安全プログラム (Coordinated School Health and Safety Program)、体育、技術 (Educational Technology)、外国語、栄養学 (1998 年以降に追加された) は別冊で後から追加措置] を取り上げ、K-12 すべての段階のレベルに合わせた内容が記載されている。各教科に置かれている科目については、学校ごとに学年配置がなされている。

ウ) 各教科等の目標、内容等の示し方

すべての教科について学年ごとのベンチマークおよび指導すべき内容の詳細が示されているが配当時間等の記載はない。また、学校区の基準においては、各教科・各学年のベンチマーク、教授すべき内容、ならびに他教科との内容の関連等について詳細に示しているが、州の基準と同様に配当時間等の記載はない。

なお、ミシガン州のフレームワークには下記の内容が記述されている。

第一段階

教科内容の基準およびベンチマーク

K-12 の英語、数学、科学、社会（芸術、職業教育（キャリアと就業能力）、健康教育、組織的学校保健安全プログラム、体育、技術、外国語、栄養学は後から追加措置）の教科内容の基準・ベンチマークの完全なリストが記載されている。基準は、すべての生徒が習得すべき知識・行動を定義している。ベンチマークは、それぞれの発達・成長段階で生徒が得る具体的な知識・行動を提示している（小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校 レベル別）。

計画

独自の継続的な学校改善を推進する開発計画モデルの提示など、カリキュラム策定計画の手順および注意点などが記載されている。

学習指導、学習法

このセクションでは、すべての教科の内容を習得するのに不可欠な基準が説明されている。その中には、より専門的な知識、高度な思考能力、実質的会話力、教室外の実社会との関連性等が含まれる。また、それぞれの教科の学習指導の実例を挙げて基準を説明している。

評価システム

生徒の成長とプログラムの有効性を監視する地域の評価システムを開発する必要性についての内容が記載されている。

職能開発（教員研修）

職能開発の状況（環境）、内容、ならびにその過程についての基準が記載されている。そこには、職能開発を学校改善、カリキュラム内容、生徒の学習、評価の必要性等を統一し、デザインする過程が含まれる。また、ミシガン州の職能開発の基準を説明するため、教師の体験談も紹介されている。

要旨および用語集

補足として、学校区がそれぞれの地域のカリキュラムを開発、実行、監視するための重要な情報、資料等を簡潔にまとめている。カリキュラムフレームワークにある用語の解説リストも記載されている。

第二段階

ツールキット

学校区が州政府、学校区間の違いなどを分析するためのツールセットを含む。さらに、学習者、教育技術（情報処理等）、統合カリキュラム、学校と職場を結びつける事に関する原則などを学校区が導入し易いツールにして揃えている。また、教科の学習指導ユニット（ユニットとは、あるテーマに沿い、丹念に計画された授業内容）を計画し、クラスルームの評価方法をデザインし、学校区全体の評価システ

ムを計画するツールセットもある。

第三段階

情報、資料

カリキュラムに記載されたカリキュラム開発プロセスを明確にする教科内容の特別な情報および資料が含まれる。その例として、科学教育ガイドブック、数学の学習指導、学習内容、英語教師の教員研修ガイドライン、効果的かつ確実な社会科の学習指導のための基準がある。

フレームワークの使用法

学校区学校改善委員会、カリキュラム開発委員会が基準を中心としたカリキュラムを作るためには、このフレームワークおよびツールセットが役立つということを記載している。

高校の卒業要件は、CCSSO（2008年）のデータによると、6州を除く多くの州で規定されており、高校教育の質保証の観点から、卒業認定試験も28州で行われている。卒業要件に含まれる主要教科以外の教科の単位数は州により多様である。

○ 学年配当の授業時数の規定の有無

ア) を参照

（5）改訂の周期と最新の改訂年次

州、学校区ともに基本的には、決まった改訂の周期はない。わが国のようにすべての教科を同時に改訂することではなく、教科ごとに改訂を進めていくことが多い。2000年にミシガン州の教育委員会で伺ったところ、約5年をめどに主要教科については改訂を行いたいとのことであった。また、その時々の情勢により臨時に改訂することもあり、それらの情報はすみやかにホームページ上に掲載され、誰でもインターネットでアクセスできる措置がとられている。近年、環境問題、生徒の暴力事件等により、連邦政府からの指導内容に関する指示があり、各学校では従来のカリキュラムに追加する措置をとらなければならないといった煩雑なこと多くなっているとのことであった。

なお、ミシガン州では、1996年にカリキュラムフレームワークの改訂を行い、内容基準については、主要教科である英語、算数・数学、科学、社会は同年に、その他の教科は1998年に改訂されたが、このフレームワークは現在（2009年度）でも改訂されずに用いられている。しかし、いくつかの教科の内容基準については、その後、英語が2004年、算数・数学が2006年、体育が2007年、科学が2000年、技術が2005年にそれぞれ部分的な改訂がなされている。その他の教科は1996年及び1998年が最新の改訂年次となる。

ミシガン州以外の州については資料（The COUNCIL of CHIEF STATE SCHOOL OFFICERS (CCSSO) “Key State Education Policies on PK-12 Education : 2008”）を参照。

（6）日本と比較した特色

州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一斉に改訂されるわけではない。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学校区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されてはいるが、いずれの場合においても拘束力はな

く、基本的には各学校の自主的な取り組みが優先されている。しかし、学校区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持っている。また、ミシガン州でも、NCLB 法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様であると思われる。

(7) 近年の教育課程の基準にかかる動き

全米共通のスタンダードをつくる試みが進められている。全米知事会(NGA)と全米州教育長協議会(CCSSO)のリードによって、各州が採択可能な全米共通の英語と数学のスタンダードがすでに開発されている。2011年1月までに43州が共通スタンダードを採択することを決定している。

(8) その他

近年、国の政策から、チャータースクールが各地に設置され、州や学区の教育課程基準に縛られないそれぞれの学校の自主性を重んじた教育の推進が図られている。これらの学校では、公立学校にもかかわらず基準に規定されることはないが、大学進学適性試験(SAT、ACT)や高校卒業資格試験などへの対応のため、通常の公立学校と同様なカリキュラム構成とすることが多くなってきている。ミシガン州ではこうしたチャータースクールや州の基準からフリーな私立学校にもカリキュラムフレームワークを配布し、カリキュラム、学習指導、評価法、教員研修の統一のとれたカリキュラム編成がなされるよう指導をしている。

2 基準の改定と普及について

(1) 基準の改定の手続き、方法

策定機関及び策定の手続きについては、各州教育委員会、郡や学校区の教育委員会を中心として行われる場合が多いと思われるが、各州などにおける詳細は定かではない。ここでは、ミシガン州における1996年発行のミシガンカリキュラムフレームワーク(ミシガン州教育課程基準の枠組み)策定の経緯を事例として紹介する。

1993年にミシガン州政府と5つの州立大学が、連邦政府からの資金援助により英語、数学、科学、地理の内容基準作成に着手し、さらにミシガン社会科協会が、州教育委員会の支援により地理を除く社会科の内容基準作成を開始した。これらのプロジェクト代表は定期的に会合を持ち、カリキュラムフレームワークのデザインをするとともに、各教科の委員会は教科内容の基準(コンテンツスタンダード)、ベンチマーク(到達度の尺度)、パフォーマンススタンダード(知識・能力をどれだけ習得したかを測る基準)の作成に携わり、カリキュラムフレームワークの作成が進められた。これらのカリキュラムフレームワークの草稿は、教科担当代表、保護者、会社関係者、州政府議会代表、教育者からなる共同運営委員会の査察を受け、最終的に完成した。上記以外の教科についても、その後、それぞれの教科担当代表者が中心となって同様の経過で基準を策定した。

各学校区では、州のカリキュラムフレームワークを参考に、学校区教育委員会の教科担当者、教員、大学の専門家、保護者の代表、実業界・労働界の有識者(生徒の代表も加わることがある)などで構成する委員会を作り、さらに各教科の項目ごとの詳細な基準作り

を行う。また、地元の住民からの意見も参考にすることになっている。

(2) 基準の普及の方法

各学校区にミシガン州のカリキュラムフレームワークを冊子とCDで配布するとともに、インターネットなどによってもアクセスできるような措置がとられている。

3 教育課程の評価の方法

ミシガン州のカリキュラムフレームワークの評価については、州の統一テストが毎年行われ、その結果に基づいて問題点の分析などがなされている。また、各学校区において策定された教育課程基準は、冊子として各学校に配布され、カリキュラムの評価のための標準テストなどによる評価システムなどがとられ、改訂に生かすことが指導されている。各学校段階においても、同様な評価システムがとられ、それぞれの基準の評価が定期的になされている。

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

全州共通に定めた評価の基準はない。しかし、多くの州で、カリキュラムフレームワークや教育課程基準のなかで学習評価の基準を示している。

(2) 基準設定の方法

全米共通に定めた評価の基準がないため、基準設定の方法は不明である。

(3) 評価方法の種類

評価や評定の方法については、州や学校区の教育課程基準に示されている例もあるが、法的な拘束力はなく、各学区や学校に任せられている。

評価に関する様々な項目、留意点、ならびにベンチマークなどは州のカリキュラムフレームワークで決められているが、基本的には、担当の教師及び担任教師が各学校区や学校で定められた基準に従い、それぞれが評価基準（Rubric）を作成し評価している。これらは、授業の前のオープンハウスと呼ばれるわが国の保護者会のような会合で保護者に説明されるか、印刷したものを配布する。幼稚園、小学校1, 2年、小学校3, 4年、小学校5, 6年、中学校、高等学校により、評価項目および記入する記録簿の形式は異なっている。中学校以降はコンピュータで処理することが一般的なため、コメントについては、すでにパターン化された多数のモデルがあり、教師はそれの中から適当なものを選択して記入することになっている。小学校までは相対評価も一部導入されているとのことだが、基本的には絶対評価が多い。

(4) 評価の内容

①評価記録の範囲と内容（教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等）

基本的には、学業成績、行動の記録、標準テストの結果などであるが、特別配慮が必要な場合に限って健康記録や特別活動記録も含まれる。記録簿の形式及び内容は、小学校、中学校、高等学校など各教育段階で異なっており、上に行くに従って簡略化される。

- ②教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か
特に規定はない。
- ③観点別評価、評定の区別の有無
特に規定はない。
- ④観点別評価の場合の、観点の設定内容（全教科共通、教科特性によって異なる等）
特に規定はない。
- ⑤観点別評価及び評定の評価の段階（A、B、C／5、4、3、2、1等）
特に規定はない。
- ⑥それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関
特に規定はない。
- ⑦行動や性格の評価の有無
特に規定はない。

（5）評価の結果と課程の修了との関連

学習の評価の結果、進級や原級留置の決定がなされるが、それらの判断基準については学区の指針がある。例えば、ミシガン州のミシガン・センター学区では判断基準と手続きのスケジュールについて小学校、ミドルスクール、ハイスクール別に示している。

各学校段階別の考慮すべき判断基準は次のようにになっている。

小学校レベルでは、生徒に関する検討チーム会議が開かれたら、現在の成績のレベルの把握、次のレベルでやっていけるかどうか、精神的、身体的、社会的な成熟度はどうか、ということが考慮されなければならない。

ミドルスクールレベルでは、進級するためには生徒は必修教科の4つのうち3つの教科を修了しているかどうか。8学年での英語、数学、または科学ための要件を満たすことに失敗すると、ハイスクールで8学年の英語、数学、科学、社会のクラスに配置されることになる。

ハイスクールレベルでは、生徒のクラス分けは、正式には次のように決定される。7単位未満の取得者はフレッシュマン（高校1年生）、7単位～13単位未満の取得者はソフォモア（高校2年生）、13単位～19単位未満の取得者はジュニア（高校3年生）、19単位～28単位の取得者はジュニア（高校4年生）。

（6）学習の記録の様式の設定主体

生徒の学習等の記録の保存期間については、条例等で定めている州が多く、例えばミシガン州では、詳細な基準が州の公共法「ミシガン州教育委員会公立学校記録の保管と破棄に対する便覧」により定められている。

わが国の指導要録にあたるものとしては、スチューデントレコード（州によっては、ピューピルズレコード、あるいはスクールレコードなど）と呼ばれる記録簿があり、各教育段階での評価が記入される。また、それらは高等学校終了まで累積され、原簿は学校で保管され、その写しは生徒若しくは保護者に渡される。従って、この記録簿は指導要録でもあり、通知表でもあると言える。通知表の形式及び内容は、各教育段階で異なっており、上に行くに従って簡略化される。基本的には、学業成績、行動の記録、標準テストの結果などであるが、特別配慮が必要な場合に限って健康記録や特別活動記録も含まれる。しか

し、記録の保存が児童・生徒に不都合を生じさせるようなものは除かれる。

なお、生徒の教育にかかる記録（わが国の指導要録にあたる内容）の保存期間は 99 年と定められていたが、2008 年に卒業後 60 年に改訂された。

（7）保護者への通知方法

学校で保管される記録簿の写しが保護者に渡される。

（8）近年の動き

連邦政府は評価に関する競争的補助金を Race to the Top と称して設定しているが、この補助金を 26 州が参加する PARCC(Partnership for the Assessment of Readiness for College and Careers) と 31 州が参加する The SMARTER Balanced Assessment Consortium(SBAC) が獲得した (2010.9.2)。44 州と DC がこの補助金の恩恵を受けることになる。これらのコンソーシアムは、2014-2015 年度から実施可能な数学と英語に関する K-12 の包括的な評価システムを開発する。例えば、PARCC 参加の州は、共通の評価とパフォーマンススタンダードを採用する。評価システムは大学・キャリアのレディネスに対応し、フィードバック可能な年間を通したもので、コンピュータを使用し、質の高い項目やパフォーマンス課題を含むものである。

（9）その他

第 9 学年～第 12 学年が日本の高等学校に相当するが、この段階においても各教科における学習内容の充実、高度化が課題となっている。将来、就業するにしても、これからは大学レベルの知識・技能が必要になるとの認識から、主に第 11 学年と第 12 学年の生徒に対して、積極的に高度なレベルのコースに挑戦することを推奨している。Advanced Placement (AP) コースや国際バカロレア (International Baccalaureate: IB) プログラムを導入する学校 (または受験者) に対して連邦や州が補助金を支給していることもあり、近年、これらのコースやプログラムへの参加者は増加している。AP や IB の科目は、それらのテストの成績により大学の単位として認められているものである。この他にも、高校と大学の接続を目的とする二重登録 (Dual Enrollment) プログラムが多くの高校で導入されている。このプログラムは、高校に在籍しているながら高校と大学の単位を取得できるようにするものである。高校とコミュニティ・カレッジや大学との連携によるプログラムであり、コミュニティ・カレッジや大学で受講する場合と高校で受講する場合がある。課題もいくつかあるが、学習の動機付けとか高騰する大学の学費等への対処策という面からこのプログラムを高く評価する人も多い。

高校の評価は GPA (Grade Point Average) で成績がつけられているが、多くの高校では AP や IB の科目に挑戦して、ある程度以上の成績を収めた生徒に対しては、GPA にウエイトをかけて成績をつけることで、その生徒の努力を認めている。卒業の際にも、優秀な成績を収めた生徒には、一般的の生徒の卒業証書とは異なる、特別の卒業証書を授与している高校も多い。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前（キンダーガーテン以前）のスタンダード教育改革の動向が進んでいる。就学前教育とK-12教育との連携接続を図り、学校レディネスを十分に育てる就学前教育スタンダードは全米に展開し、2008-2009年度には、ほとんどの州で開発されるに至っている。なお、就学前教育とは、アメリカの場合、キンダーガーテンは通常公教育として小学校の一部に組み込まれているため、キンダーガーテン以前の教育をさす。

(2) 必修と選択の問題

1960年代の終わりから1970年代にかけて、「教育の人間化」が提唱されるようになり、既存の規格化されたカリキュラムへの批判と多様な生徒への関連性が強調されるなかで、非アカデミックな選択科目の増加による教育内容の過度の多様化が進んでいった。この反動として、学力低下論が噴出し、1970年代には「基礎に帰れ」運動が、さらに、『危機に立つ国家』（1983年）を契機に、その後のスタンダードに基づく教育改革が展開していくことになる。国際競争に勝ち抜くことが教育改革の焦点となるなかで、各学年段階で身に付けるべき知識や技能が定義されるとともに、選択科目は減少し必修科目が増加する傾向にある。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

連邦憲法修正第10条の規定にもとづき、アメリカにおいて教育の権限は州にある。さらに、大幅な権限が地方の教育行政の単位である学区に委譲されている。連邦教育省は専門的・財政的支援を通して全米の教育政策を方向づける役割をもつが、教育の実質的な管理運営は基本的に州や地方によって遂行されている。しかし、教育が国家戦略として重要性を増すなかで、NCLB法の成立など、連邦政府による全米の教育政策への関与が次第に拡大するようになってきている。

(4) 政権交代と教育の影響について

アメリカは支持基盤や価値観の異なる民主党と共和党という二大政党があり、4年に1度の大統領選挙の結果によって政権が交代する。民主党は大きな政府、マイノリティ重視、世俗派という特徴をもつ一方、共和党は小さな政府、WASP(White Anglo-Saxon Protestant)中心、信仰派を志向する傾向にある。政権が交代すると、連邦政府の局長クラスまでの主要ポストおよそ3500が大統領の任命により総入れ替えとなるため、政権交代は教育政策の大きな転換を意味する。

(河合 久、名取 一好、松尾 知明)

【参考資料】

- ・学校の授業時間に関する国際比較調査研究会（2003）「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書（平成14年度文部科学省委託研究、研究代表者：国立教育政策研究所、渡邊 良）
- ・State of Michigan Department of Education(1996, 1998) "Michigan Curriculum Flame work"
- ・State of Michigan Department of Education(1997) "Schedule for the Retention and Disposal of Public School Records" (bulletin No.522, Revised)
- ・The Council of Chief State School Officers(CCSSO) "Key State Education Policies on PK-12 Education: 2006"
- ・The Council of Chief State School Officers(CCSSO) State Content Standards (Updated May 2007)
<http://programs.ccsso.org/content/pdfs/2006-07%20Content%20Standards%20FINAL.pdf>
- ・The Council of Chief State School Officers(CCSSO) "Key State Education Policies on PK-12 Education: 2008"

Status of Content Standards in Academic Subjects — 2006

State	Content Standards Complete	Content Standards Under Revision	Content Standards Under Development
Alabama	ELA, S, M, SS, HE, PE, VE, TE	AR, FL	
Alaska	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		
Arizona	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Arkansas	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
California	ELA, S, M, SS, AR, PE, TE		HE
Colorado	ELA, S, M, SS, AR, FL, PE		
Connecticut	ELA, S, M, FL, HE, PE, VE, TE	SS, AR	
District of Columbia^			
Delaware	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Florida	S, M, SS, AR, FL, HE, PE	ELA	
Georgia	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Hawaii	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Idaho	ELA, S, M, SS, HE, VE, TE		
Illinois	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		
Indiana	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		TE
Iowa	ELA, S, M		
Kansas	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Kentucky	ELA, S, M, SS, AR, HE, PE, VE		
Louisiana	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Maine	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Maryland	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		VE
Massachusetts	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, VE, TE		
Michigan	ELA, S, M, FL, HE, PE, VE, TE	SS, AR	
Minnesota	ELA, S, SS, AR	M	
Mississippi	ELA, S, M, AR	SS, FL, HE, PE	FL, HE, PE, VE, TE
Missouri	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Montana	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Nebraska	ELA, S, M, SS		
Nevada	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
New Hampshire	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE		
New Jersey	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
New Mexico	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
New York	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
North Carolina	S, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE	ELA, M	
North Dakota	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Ohio	ELA, S, M, SS, AR, FL, VE, TE		
Oklahoma	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		
Oregon	ELA, S, SS, AR, FL, HE, PE	M	
Pennsylvania	ELA, S, M, SS, AR, HE, PE, VE, TE		
Puerto Rico^			
Rhode Island	ELA, S, M, SS, AR, HE		
South Carolina	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
South Dakota	S, M, SS, AR, FL, HE, PE	ELA, VE	TE
Tennessee	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Texas	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Utah	S, M, SS, AR, FL, HE, VE, TE	ELA, PE	
Vermont	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Virginia	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Washington	ELA, S, M, SS, AR, HE, PE, VE		
West Virginia	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Wisconsin	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Wyoming	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
TOTAL	M: 50 states, 3 under revision		
	ELA: 50 states, 4 under revision		
	S: 50 states		

Note: ^State did not participate in the 2006 online survey; ELA= English/Language Arts; S= Science; M= Mathematics; SS= Social Studies; AR= Arts; FL= Foreign Language; HE= Health; PE= Physical Education; VE= Vocational Education; TE= Technology Education

(資料2)

Length of School Year, State Policies in Number of Days or Total Hours — 2008

State	Days	Hours	Minimum Days After Exception	Minimum Hours After Exception
Alabama	180	—		—
Alaska	180	—	No Minimum	740 (K-3); 900 (4-12)
Arizona	180	—		—
Arkansas	178	6	Varies	No Minimum
California	180	—	163	
Colorado	—	968 (E); 1056 (S)	142	
Connecticut	180	900		—
DC	180			
Delaware	—	1060 (K-11); 1032 (12)		440 (K)
Florida	180	—	177	Varies
Georgia	180	810 (K-3); 900 (4-5); 990 (6-12)	Varies	Varies
Hawaii	180	—		—
Idaho	170	450 (K); 810 (1-3); 900 (4-8); 990 (9-12) 880	No Minimum	Varies
Illinois	185			
Indiana	180	900 (K-6); 1080 (7-12)	Varies	Varies
Iowa	180	990 (1-11), 962 (12)	No Minimum	Varies
Kansas	186 (K-11); 181 (12)	465 (K); 1116 (1-11); 1086 (12)	No Minimum	No Minimum
Kentucky	—	1062	No Minimum	No Minimum
Louisiana	177	1062		—
Maine	180	—	175 (K-11); 170 (12)	No Minimum
Maryland	Varies	1080 (E, M); 1170 (H)	Varies	Varies
Massachusetts	180	425 (K); 900 (E); 990 (S)	Varies; 168 for seniors	Varies
Michigan	—	549 (K); 1098		—
Minnesota	—*		—*	—
Mississippi	180	990	No Minimum	Varies
Missouri^	174	522 (K); 1044	Varies	Varies
Montana	—	360 (K); 760 (1-3); 1080 (4-12)		—
Nebraska	—	400 (K); 1032 (E); 1080 (S)	No Minimum	Varies
Nevada	180	—		—
New Hampshire	180 (K-11); 175 (12)	945 (E); 990 (M, H) of instruction	No Minimum	Varies
New Jersey	180	—		—
New Mexico	180	990 (K-6); 1080 (7-12)		—
New York	180	—		—
North Carolina	180	1000		—
North Dakota	173	951.5 (1-6); 1038 (7-12)	Varies	Varies
Ohio	182	455 (K); 910 (1-6); 1001 (7-12)	Varies	Varies
Oklahoma	175	1050		—
Oregon	—	405 (K); 810 (1-3); 900 (4-8); 990 (9-12)	No Minimum	
Pennsylvania^	180	900 (K-6); 990 (7-12)	No Minimum	Varies
Rhode Island	180	—		
South Carolina	180	—		—
South Dakota	—	875 (1-3); 962.5 (4-12)		—
Tennessee	180	—		6.5 Hour Minimum Day
Texas	180			Varies
Utah	180	990	Varies	Varies
Vermont^	175	350 (K); 700 (1-2); 962.5 (3-12)		—
Virginia	180	990	Varies	Varies
Washington	180	450 (K); 1000 (1-12)	No Minimum	Varies
West Virginia	180	—		—
Wisconsin	180	437 (PK, K); 1050 (1-6); 1137 (7-12)	Varies	Varies
Wyoming	175	450 (K); 900 (E); 1050 (M); 1100 (H)	Varies	—
Total	33 states ≥ 180 days		16 states w/ policy	22 states w/ policy

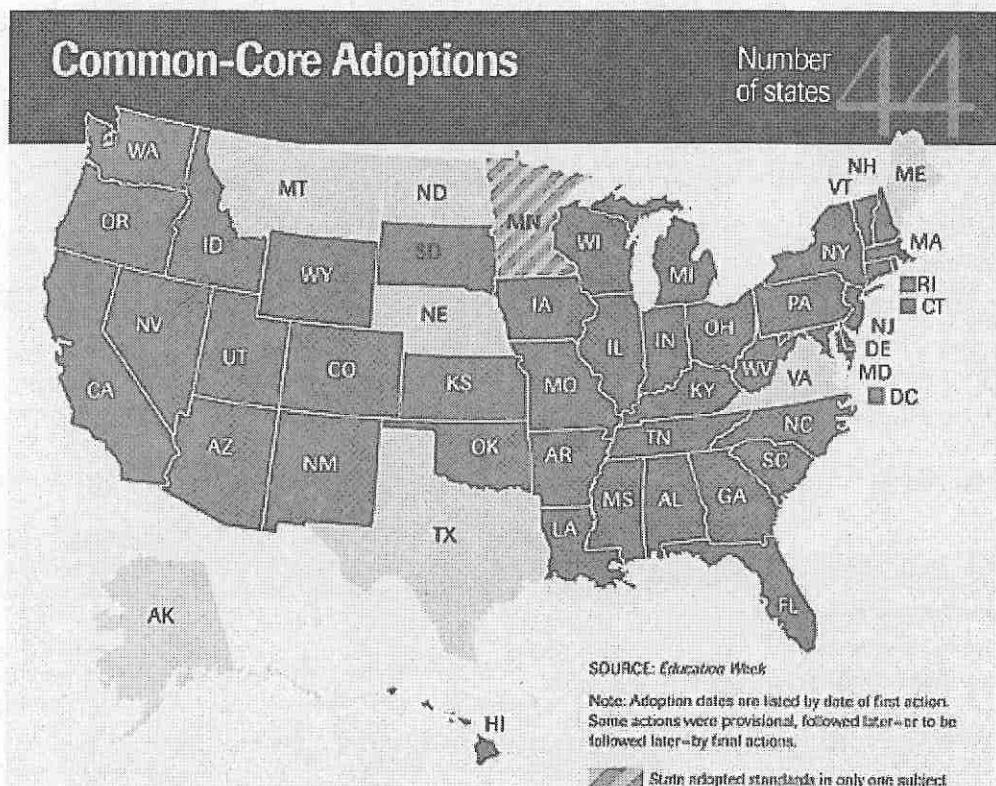
Note: ^ State did not participate in the 2008 online survey; data shown is as of 2006; "—" indicates state does not have a requirement in this category; PK= Pre-Kindergarten; K= Kindergarten; M= Middle; H= High School; S= Secondary; *Minnesota - at least the same number of days as the district had in the 1996-1997 calendar year

(資料3)

Common-Standards Watch: South Dakota Makes 44

By Catherine Gewertz on November 29, 2010

Common-standards addicts have had a little uptick of adoptions recently to keep them busy. And now comes news that South Dakota has adopted, as well. That makes 44 states (including the District of Columbia) that have adopted the new common core standards.



FEBRUARY

10 Kentucky

MAY

12 West Virginia

20 Hawaii

25 Maryland

JUNE

2 Wisconsin

3 North Carolina

4 Utah

7 Ohio

15 Michigan

15 Missouri

16 New Jersey

16 Wyoming

18 Nevada

24 Illinois

24 Oklahoma

25 Mississippi

28 Arizona

July

1 Louisiana

1 Pennsylvania

1 Rhode Island

7 Connecticut

8 Georgia

8 New Hampshire

12 Arkansas

14 South Carolina

19 New York

19 Washington

21 Massachusetts

21 Washington, D.C.

27 Florida

29 Iowa

30 Tennessee

August

2 Colorado

2 California

3 Indiana

17 Vermont

19 Delaware

September

27 Minnesota

October

12 Kansas

18 New Mexico

28 Oregon

November

17 Idaho

18 Alabama

29 South Dakota

(資料4)



Report Card

5th Grade Report Card

Example

School Name

School Address

ACADEMIC RUBRIC

M	MEETS: The student regularly meets the standard with limited errors. The student grasps and applies the key concepts, processes and skills for the grade level.
P	PROGRESSING: The student is progressing and occasionally meets the standard. The student is beginning to grasp and apply the key concepts, processes and skills for the grade level.
B	BELOW: The student is not meeting the standard. The student seldom grasps or applies the key concepts, processes and skills for the grade level.
E	EXTENDS: The student consistently meets and exceeds the standard. The student with relative ease grasps, applies and extends the key concepts, processes and skills for the grade level.
BEHAVIORAL RUBRIC	
O	OFTEN
S	SOMETIMES
R	RARELY

* Modified Curriculum to meet the needs of the student

DOE, JONATHAN

ID: 00000

Grade: 05

Page 1 of 3

1st MP

2nd MP

3rd MP

READING		Teacher: M. Smith			
Reads and comprehends informational text					
Reads and comprehends narrative text					
Uses a variety of reading strategies to recognize and decode words					
Reads grade-level text fluently					
WRITING		Teacher: M. Smith			
Uses correct grammar, spelling and punctuation					
Uses the steps of the writing process (prewriting, drafting, revising, editing, publishing) to produce a variety of texts					
Organizes writing to connect ideas in texts					
Develops ideas with details and examples					
Uses sentence fluency, voice and word choice to enhance writing					
MATH		Teacher: M. Smith			
Understands and solves multi-step problems involving mean and mode					
Reads and interprets line graphs					
Identifies and names angles and finds unknown angles					
Solves applied problems about volume					
Understands and calculates the area of geometric shapes					
Converts measurement units within a given system					
Multiplies multi-digit numbers					
Solves and explains multiplication and division problems					
Divides multi-digit numbers					
Adds and subtracts fractions fluently					
Understands and solves decimal concept problems					
Finds equivalent fractions					
Understands multiplying fractions using the area model					

DOE, JONATHAN

ID: 00000

Grade: 05

Page 2 of 3

1st MP

2nd MP

3rd MP

MATH	Teacher: M. Smith			
Understands dividing fractions using unit fractions				
Understands the meaning of ratios and percents				
Understands prime factorization and exponents				
Multiplies whole numbers by decimals				
Solves applied problems with fractions				
SCIENCE	Teacher: M. Smith			
Physical Science: Forces and Motion Unit				
Earth Science: Objects in the Sky Unit				
Life Science: Systems and Survival Unit				
SOCIAL STUDIES	Teacher: M. Smith			
United States History Through 1791				
HEALTH	Teacher: M. Smith			
Understands Social, Emotional, Nutritional, and Physical Activity Health concepts				
Understands Safety, Alcohol, Tobacco/other drugs, Personal Health and Wellness concepts				
Understands Reproductive Health and HIV concepts				
ART	Teacher: M. Smith			
Creates artwork that exhibits high quality craftsmanship and inventive problem-solving				
Follows objectives and guidelines established for each art assignment				
Uses equipment and materials correctly and responsibly				
Exhibits appropriate behavior for successful learning				
MEDIA	Teacher: M. Smith			
Inquires, thinks critically, and gains knowledge through diverse sources				
Draws conclusions, makes informed decisions, applies knowledge to new situations, and creates new knowledge				
Shares knowledge and participates ethically and productively as members of our democratic society				
Exhibits appropriate behavior for successful learning				
PHYSICAL EDUCATION	Teacher: M. Smith			
Practices good sportsmanship in success and failure				
Effort level is appropriate during physical education class				
Follows directions, procedures, and safe practices in physical activities				
Uses mature form in locomotor and object control skills (throwing, kicking, passing, sliding, leaping, etc.)				
SOCIAL SKILLS	Teacher: M. Smith			
Shows respect for Adults				
Shows respect for Peers				
Shows respect for Property				
Follows behavior expectations				
Accepts responsibility for own actions				
Cooperates and compromises				
Uses self-control				
WORK HABITS	Teacher: M. Smith			
Works independently				
Stays on task				
Asks for help when needed				

DOE, JONATHAN

ID: 00000

Grade: 05

Page 3 of 3

WORK HABITS	Teacher:	M. Smith	1st MP	2nd MP	3rd MP
Completes and returns homework on time					
Organizes work and belongings					
Completes work carefully and in a timely manner					
Participation/Effort in Reading					
Participation/Effort in Writing					
Participation/Effort in Math					
Participation/Effort in Science					
Participation/Effort in Social Studies					

Attendance	1st MP	2nd MP	3rd MP
Absence			
Exempted Absence			
Times Tardy			

(資料5)

Pipeline to Postsecondary

State	Grade	State requires college- and career-ready diploma	State has high school exams that gauge college and career readiness	Percentage of students in the high school class of 2008 passing an AP test	Percentage of schools reporting dual enrollment programs	Percentage of schools reporting work-based internships	State offers standard high school diploma with career specialization
Michigan	B	Yes	Yes	13.0%	77%	79%	Yes
Georgia	B	Yes	Yes	16.3	66	71	Yes
Tennessee	B	Yes	Yes	9.2	72	75	Yes
New York	B	Yes	Yes	23.3	57	53	Yes
Texas	B	Yes	Yes	14.5	66	53	Yes
Kentucky	B	Yes	Yes	10.0	56	67	Yes
Indiana	B	Yes		10.0	73	87	Yes
Ohio	B	Yes		10.8	85	73	Yes
North Carolina	B	Yes		17.3	82	65	Yes
Washington	B	Yes		15.5	83	61	Yes
Maine	B		Yes	19.3	60	67	Yes
California	B		Yes	20.2	50	72	Yes
Connecticut	C			21.0	70	87	Yes
Virginia	C			21.3	82	73	Yes
Wisconsin	C			16.6	86	84	Yes
Vermont	C			19.8	66	87	Yes
New Mexico	C	Yes		9.9	86	55	Yes
Iowa	C			8.3	98	79	Yes
Maryland	C			23.4	56	82	Yes
Colorado	C		Yes	19.0	81	57	
New Hampshire	C			15.5	58	87	Yes
Massachusetts	C			20.8	54	74	Yes
Arkansas	C	Yes		10.6	81	31	Yes
Alabama	C	Yes		6.8	58	69	Yes
Oklahoma	C	Yes		9.8	79	41	Yes
Oregon	C			13.1	69	78	Yes
South Carolina	C			13.8	80	66	Yes
Illinois	C		Yes	15.2	59	75	
Minnesota	C	Yes		14.2	59	73	
Nevada	C			13.5	65	71	Yes
Arizona	C	Yes		7.9	77	70	
Wyoming	C			7.5	81	64	Yes
Hawaii	C			8.0	62	74	Yes
Florida	D			18.2	52	58	Yes
West Virginia	D			6.9	66	70	Yes
Pennsylvania	D			11.9	57	59	Yes
Louisiana	D			3.7	76	54	Yes
Utah	D			18.9	53	69	
New Jersey	D			17.3	41	53	Yes
Rhode Island	D			9.5	45	54	Yes
North Dakota	D			6.9	58	46	Yes
Kansas	D			8.6	72	65	
Delaware	D	Yes		13.8	24	55	
Mississippi	D	Yes		3.9	45	45	
Idaho	D			9.5	66	56	
Alaska	D			13.3	59	52	
Missouri	D			6.5	58	67	
South Dakota	F	Yes		9.7	38	32	
Montana	F			10.6	53	46	
Nebraska	F			6.5	58	46	
District of Columbia	—	Yes		6.9	‡	‡	Yes
U.S.		20	10	15.2	65	65	37

— State did not receive a grade in this category.

‡ Reporting standards not met.

SOURCES: Achieve, *Closing the Expectations Gap*, 2009; College Board, *AP Report to the Nation*, 2009; U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Schools and Staffing Survey 2007-2008; and Editorial Projects in Education, *Education Counts*, 2009.

(資料 6)

Overview of Key Survey Results for Each State



State	STANDARDS	GRADUATION REQUIREMENTS	ASSESSMENTS	P-20 DATA SYSTEMS	ACCOUNTABILITY SYSTEMS
Alabama	✓	✓	✓	✓	
Alaska				✓	
Arizona	✓	✓			
Arkansas	✓	✓		✓	
California	✓		✓		
Colorado	✓		✓		
Connecticut	✓				
Delaware	✓	✓	✓	✓	
District of Columbia	✓	✓			
Florida	✓	✓		✓	
Georgia	✓	✓	✓	✓	✓
Hawaii	✓	✓		✓	✓
Idaho	✓			✓	
Illinois	✓		✓		
Indiana	✓		✓		✓
Iowa	✓				✓
Kansas	✓				✓
Kentucky	✓	✓	✓	✓	
Louisiana	✓	✓		✓	✓
Maine	✓			✓	
Maryland	✓				
Massachusetts	✓				
Michigan	✓		✓	✓	
Minnesota	✓	✓	✓		
Mississippi	✓	✓	✓		
Missouri	✓				✓
Montana					
Nebraska	✓	✓	✓		
Nevada	✓				✓
New Hampshire	✓				
New Jersey	✓				
New Mexico	✓	✓	✓		✓
New York	✓			✓	✓
North Carolina	✓	✓	✓		
North Dakota					
Ohio	✓	✓	✓		
Oklahoma	✓	✓	✓		
Oregon	✓				✓
Pennsylvania	✓				✓
Rhode Island	✓				
South Carolina	✓				
South Dakota	✓		✓		
Tennessee	✓	✓	✓	✓	
Texas	✓	✓	✓	✓	✓
Utah	✓	✓	✓		✓
Vermont	✓				
Virginia	✓				
Washington	✓				
West Virginia	✓				
Wisconsin	✓				
Wyoming	✓				
TOTAL	48	21	14	22	1

ADP Network member

イギリス

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

イギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの部分に分かれ、中央省庁である教育省(Department for Education)は主としてイングランドの教育にかかり、その他の部分についてはそれぞれの自治政府に教育を担当する担当部局がおかれ、教育課程およびそれと密接な関係をもつ資格・試験制度が定められている。とはいものの、スコットランド以外の3つの部分については大きな違いはない。ここではイングランドを中心に取り上げて論じる。

イングランドの学校はその設置形態から政府による財政支援を受ける維持学校(Maintained schools)もしくは公営学校(State schools)と、財政支援を受けない独立学校(Independent schools)に大別される。維持学校で現在行われている教育の内容には、国の法律に基づき所管の大臣が設定するナショナル・カリキュラム、法律に根拠をもつが地方もしくは学校単位にその内容を決定している宗教教育、学校が独自に設定する教科の3つの区分がある。この他に教科外の教育活動、教科の教育を通じて児童・生徒に身につけさせる必要のある内容が規定されている。それぞれの教科もしくは科目について、大学や企業、各種職能団体の意向を反映するさまざまな資格試験が歴史的に発展しており、現在では国の定めた資格・単位枠組みの下での整理が進められている。なお独立学校はナショナル・カリキュラムに基づいて教育を行わなくてもよいが、その生徒は国家の規制の下で行われるさまざまな試験を受験し、資格を取得して進学、就職することは公営学校と同じである。また、学校に通わずに教育を受けるホーム・エデュケーションの場合も1996年教育法の第576条によりナショナル・カリキュラムに従って教育を行う義務はない。

(2) 教育課程の基準に係る法令

学校種

1996年教育法第5条は初等学校、中等学校、中間学校(Middle schools)について、第6条は保育学校(Nursery schools)と特別支援学校(Special schools)について規定している。初等学校は次の項に示す初等教育、中等学校は中等教育を、中間学校は10歳6カ月以前の年齢以前に始まり、12歳を超える所定の年齢まで続く年限の学校である。保育学校は義務教育年齢以前の子どもを対象とする学校である。初等教育と中等教育を同一の学校で行うこと、初等学校に義務教育年齢以前の子どもたちを入学させることも認められている。

修業年限

1996年教育法は第1条で公教育の段階として初等、中等、継続の3段階を示している。第2条によれば初等教育は2歳から11歳(厳密には10歳6カ月を過ぎて出席する学期)までとされ、義務教育年齢に達する以前の子どもの教育も含まれている。中等教育は初等後から18歳までで19歳になっても在学することができる。

義務教育は1996年法第8条1項により、5歳から始まり、第3項により16歳で終わる。

2008 年の教育技能法は第 2 条において 18 歳までの青年に就職していない場合は全日制もしくは定時制の教育あるいは職業訓練を受けることを義務付けようとしたが、まだ実施に至らず、その行方は不透明である。

初等教育は 2 歳から始まり、義務教育に含まれない基礎ステージ (Foundation stage) (2002 年教育法第 81 条)、5 歳からの 2 学年からなるキー・ステージ 1 、その後の 4 学年からなるキー・ステージ 2 により構成される (同第 82 条)。6 年間を一貫した初等学校で教育する場合、最初の 2 年を幼稚学校 (Infant schools) 、次の 4 年を初級学校 (Junior schools) で教育する場合がある。

初等学校への入学に際しては保護者による学校選択が行われ、希望者が受け入れ可能な規模を上回った場合には学校がその入学方針に基づいて入学者を決定する (2002 年教育法第 3 章 46-51 条)。

中等教育は第 7 学年から始まり、第 11 学年で義務教育は終了する。最初の 3 学年がキー・ステージ 3 、次の 2 学年がキー・ステージ 4 と呼ばれる (同 82 条)。その後の 2 ~ 3 年について高等教育進学準備等のアカデミックな学習を続ける場合と、職業的な学習を続ける場合がある。この場合、中等教育の第 6 年級と呼ばれる部分で学習するか、継続教育カレッジで学習するかのいずれかである。前者はアカデミック、後者は職業的な教育を行う場合が多い。地方によってはキー・ステージ 3 とキー・ステージ 4 以降を別の学校に分けて教育している場合もある。

中等学校への入学については、一部の地方で選抜制の学校 (いわゆるグラマー・スクール) が残されており、入学者の進学適性に応じた選抜が行われる。また特定の専門領域をもつ学校の場合、その専門領域の適性に応じて部分的に選抜が行われる。その他の場合には初等学校同様、保護者による学校選択と、学校の入学方針によって決定される (2002 年教育法第 46-51 条)。このやり方は学校による隠れた能力別の入学者選考を可能にするとの批判もある。選抜制の中等学校はアカデミックな教育を行い、第 6 年級を設けている。その他の中等学校はキー・ステージ 4 までの教育しか行わないもの、第 6 年級を設けているものがある。

教育課程の基準 (教科等の構成、配当時数、各教科等の目標、内容等を含む)

教育の基本的な目標は法律 (現在は 2002 年教育法第 78 条、後述) に規定され、その法律に基づいて担当大臣が政令としてナショナル・カリキュラムを制定する義務を有している。

ナショナル・カリキュラムは 1988 年教育改革法によって導入され、その後 2002 年の教育法によってほぼ現在の姿になったが、2008 年 9 月から新しい中等教育のカリキュラムが実施されている。しかし、現在の連立政権は改めて初等・中等教育のカリキュラムの改訂作業を 2011 年の 1 月から開始した。

(3) 教育課程の基準の性格

1988 年以来性格が変化しているとの指摘がされている。新政権の下では最低基準であることが強調されてきている。

教科の学習の到達度については詳しい規定がされているが、それまでの過程については学校と教師の裁量の余地が大きく認められている。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

2002年教育法第78条にカリキュラムのねらいとして「(a)学校および社会における児童・生徒の精神的(spiritual)、道徳的、文化的、知的(mental)、発達を促し、(b)在学中の児童・生徒をその後の人生における機会、責任、経験に向けて準備させる」と規定されている。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

授業日数や学期の区分は地方当局の権限であった。ただ年間授業日数については1996年教育法第44条第(6)項cにより、児童・生徒が出席すべき最低日数は200日と規定されている。

ウ) 教科等の種類と学年配当

教科にはナショナル・カリキュラムに含まれる教科(さらにその中で全国テストによって評価が行われる中心教科と、学校で教師によって評価される基礎教科との区別がある)、法律によって必修ではあるがナショナル・カリキュラムに含まれない教科である宗教教育、学校が独自に設定する教科(といっても一般に資格試験と連動する)がある。

中心教科は英語、数学、理科であり、基礎教科は美術・デザイン、市民性、デザイン・技術、地理、歴史、ICT、近代外国語、音楽、体育である(2002年教育法第105条)。初等教育に相当するキー・ステージ1および2においては市民性と近代外国語は必修教科とされていない。しかし人格的・社会的・健康的・経済的学习(PSHE)、性教育とともに法令による強制を受けないが、教科として設けてもよいとされる。特にキー・ステージ2においては近代外国語が導入される方向にある。その一方で中等段階のキー・ステージ4は近代外国語を選択としてもよい。近代外国語としてはフランス語、ドイツ語、スペイン語が主なものであるが、他にイタリア語、ウルドゥー語、ポーランド語、中国語、アラビア語なども選択されている。

2002年にQCAから発行された『初等カリキュラムの設計と時間配当』という文書では、キー・ステージ1における望ましい時間配当として、英語が1年間に180~270時間、数学が135時間、理科が54時間、デザイン・技術、ICT、歴史、地理、美術・デザイン、音楽がそれぞれ30時間、体育が45時間、宗教が36時間とされている。またキー・ステージ2では英語が180~270時間、数学が150~180時間、理科が72時間、デザイン・技術、ICT、歴史、地理、美術・デザイン、音楽が各33時間、体育が45時間、宗教が45時間とされている。

中等教育の前期であるキー・ステージ3における望ましい時間配当は年間で英語、数学、理科がそれぞれ108時間、デザイン・技術、体育が54時間、ICT、美術・デザイン、音楽が各36時間、歴史、地理、宗教がそれぞれ45時間、近代外国語が72時間、市民性が27時間とされていた。

2002年にマンチェスター大学の形成的評価研究センターがQCAの委託を受けて行った学校のカリキュラムの基本調査である「学校標本プロジェクト」の調査結果によると、学校の実際の授業時間はこれらの標準よりも多い傾向がある。ただし、一部の教科ではこれよりも少ない授業時間となっている場合がある。

現政権は新たに義務教育の終了の時点で取得すべき「イングリッシュ・バカロレア」の構想を実現しようとしているが、ここでは英語、数学、理科2科目(もしくは2科目にわたる理科)、外国語1科目(従来は近代外国語に限定されていたが、古典語も含む)、人文1教科

(現在のところ地理もしくは歴史であるが今後変更される可能性がある)の学習が求められている。教科の構成等が今後変更される可能性も小さくない。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

目標、内容と到達度を示す。複数学年をまとめたキー・ステージごとに示される。キー・ステージ1の英語を例にとると、①話すことと聞くこと、②読むこと、③書くことの3つの分野にわたり、知識、技能、理解の到達目標が示されている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

1988年の教育改革法によりナショナル・カリキュラムが導入されて以後、1994年にレビューが行われ、初等・中等カリキュラムが改訂された。その後、1999年にカリキュラム2000と呼ばれる新しいカリキュラムが実施された。

中等教育については2007年に改訂が行われ、2008年9月より実施に移されているが、教科によって実施の時期にずれがあり、2010年9月からキー・ステージ3の改訂版の導入が決まっていたが、2010年5月に発足した現政権はこの導入を中止、12月に発表した白書『教授の重要性』の中で新たな改訂の方向を打ち出し、2011年から初等教育だけでなく、中等教育にも及ぶカリキュラムの改訂作業を開始している。この間、10月にケンブリッジ大学のティム・オーテスに委託して行ったレビューでは、改訂の周期は少なくとも10年であるべきであるとしている。

地方的に決定される宗教教育の協定教授要目は5年ごとに改訂されることが法律で決められている。

(6) 日本と比較した特色

伝統的な教科編成の影響が一部に色濃く残っており、社会科と家庭科がない。社会科に対応する領域は、歴史、地理、市民性という別個の教科であり、中等教育の場合、近接教科がまとまって構成する学科(Department)のなかで、歴史、地理は他の教科とともに人文(humanities)という学科に位置づけられている。なお家庭科に相当する領域の一部は技術に含まれている。

教育課程の到達目標が児童・生徒全員に一律ではなく、幅をもって設定されていることがまず指摘される。これは教室での教え方が児童・生徒の習熟度に応じた編制を基礎としていること、教師の他に教授助手が採用されていて児童・生徒に対するきめ細かい対応が可能であることと関連する。また学校の提供する授業について時間配当を初めとする細かい規定がない点も注目される。このため、例えば英語と英文学、あるいは演劇を同一の教科の枠の中で開設してもよいし、別個の授業として開設してもよい、さらに音楽やICTなどの他の教科と合わせて合科的な授業を行うことも自由である。学校の規模や、第6年級の有無などにより、学校が開設できる教科にかなりの違いがみられ、それぞれの学校の特徴となっている一方で、生徒の要求に十分にこたえられない事例も見られる。学校間の交流によってこれらの問題を克服しようとする取り組みもなされている。

(7) 近年の教育課程の基準に係る動き

教育課程及び資格制度の開発には1997年の教育法によって設置された資格・カリキュラム機構(QCA)がかかわってきた。ところが2007年の教育法によって従来はQCAの管轄であった試験制度の規制のための機能が、新たに設置された独立の機関であるOfqualに移され、残された機能のために資格・カリキュラム開発機関(QCDA)が設置されることになって、業

務の移行が進んでいた。ところが政権の交代により、財政難を理由とした特殊法人の整理の一環として QCDA は廃止されることとなり、2011 年 1 月に提案された教育法案のなかにその条項が盛り込まれている。今後は教育課程の基準は大臣が関係諸団体との協議によって決定する方向に向かうものと考えられる。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

担当の大臣により有識者による作業集団が委託を受けてカリキュラムのレビューを行う。審議の過程で各方面からの意見を集める協議が行われるのが一般的である。最近では初等教育のカリキュラムをめぐり全国教育研究財団 (National Foundation for Educational Research:NFER) の所長であるジム・ローズを長とする委員会によりレビューがおこなわれた。しかし昨年発足した連立政権の下でこのレビューの結果の実施は見送られ、2011 年 1 月から改めて初等および中等教育の改訂作業が進められている。改訂作業には教師、研究者、実業界の代表から構成される助言委員会と、専門家のパネルがかかわることになっている。以下、発表されているナショナル・カリキュラムの改訂作業の日程を紹介する。

2011 年 1 月のレビューの開始とともに、関係団体に第一段階の証言が要請され、4 月に締め切られる。2012 年の初めに新しい学習のプログラムの英語、数学、理科と体育に係る第一段階の勧告についての公の協議が行われる。この後、第二段階の証言が要請される。春に大臣たちが①英語、数学、理科と体育についての学習プログラムと、②新しいナショナル・カリキュラムに含まれるはずの他の教科について発表する。また第 2 段階の証言の養成が終わる。9 月に英語、数学、理科と体育の学習のプログラムが学校に周知される。2013 年の初めにナショナル・カリキュラムに含まれるべき他のすべての教科のための学習プログラムの公的な教義が行われる。同年の春に大臣たちがナショナル・カリキュラムに含まれるべき他のすべての教科のための新しい学習プログラムにより教えることが法的な義務となる。一方、新しいナショナル・カリキュラムに含まれるべき他のすべての教科のための新しい学習プログラムが学校に周知される。そして 2014 年の 9 月にナショナル・カリキュラムに含まれるべき他のすべての教科のための新しい学習プログラムにより教えることが法的な義務となる。

(2) 基準の普及の方法

カリキュラム 2000 の実施に当たっては移行措置が設けられていた。現在進行中のカリキュラムの改訂作業においては、既に述べたように学校への 1 年間の周知期間が設けられている。

ナショナル・カリキュラムや各種試験の内容を初めとする各種の情報はインターネットで検索できる。

3 教育課程の評価の方法

日本と大きく異なって、ナショナル・カリキュラム・テストおよび外部試験の結果が個々の児童・生徒の学習到達度の評価としてだけでなく、学校の教育活動の評価とされ、その結果が外部に発表されることである。各種試験の成績の発表後に担当大臣が談話を公表するのが恒例になっている。児童・生徒の個別的な評価と、学校の教育活動の評価は分離すべきだという意見もあるが、大勢となってはいない。

新政権は 2011 年 1 月に提出した新しい教育法案の第 20 条において「学校が国際的な調査

に参加することの必要(requirement)を新たに定めようとしている。これは国際的な学力調査の結果を教育改革の資料とするのに消極的であった前政権とは違う新しい方向性を強調する措置として注目される。

4 児童・生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

ナショナル・カリキュラムとテストの開発を行ってきた資格カリキュラム機構(Qualifications and Curriculum Authority:QCA)が2007年の教育法によってカリキュラムを担当する資格カリキュラム開発機関(Qualification and Curriculum Development Agency:QCDA)と試験を担当する資格・試験規制官事務所(Office of Examinations and Qualifications Regulator:Ofqual)とに分割されたが、新たに成立した連立政権の下でQCDAは財政難のために削減されるべき特殊法人として、2011年の3月をもって廃止されることになった。現在のところでは試験はQCDAが行う全国テストと、Ofqualの監督の下に公認された試験団体が行う外部試験とがある。

(2) 基準設定の方法

従来はQCDAによってカリキュラムの内容と評価についての開発作業が行われてきた。新政権の下で提案されている教育法案では教育課程が助言委員会と教師、大学人および産業界の代表からなる専門家の集団によって開発される一方で、評価についてはOfqualの権限が強化されることになる(新教育法案21条、22条)。

(3) 評価方法の種類

目標標準拠評価である。

ナショナル・カリキュラムには各教科ごとに全体としての到達目標が通常8段階のレベルと(例外的に優秀という評価)が設定されている。中心教科の場合、全国的に実施されるナショナル・カリキュラム・テスト(通称Satsテスト)によって、基礎教科とその他の教科については教師の評価によって到達度が判定される。キー・ステージ1の終了時に第2レベル、キー・ステージ2の終了時に第4レベル、キー・ステージ3の終了時に第5または第6レベルに到達していることが標準とされる。最近の傾向として、年齢相当以上の水準への到達を強調している。特にキー・ステージ2の終わりに第5レベルに到達していることを奨励する傾向が強い。

(4) 評価の内容

ナショナル・カリキュラム・テストは到達レベルによって評価される。通常キー・ステージ4の終了前に受験されるGCSE試験についてはA*、A、B、C、D、E、F、G及び不合格で判定される。A*～Cの成績での合格が望ましいとされ、それぞれの学校における教育の効果の測定の指標とされている。全体的に成績が上昇する傾向があり、この点については問題が容易になっている、採点が甘くなっているなどの疑惑があって、長い間論争が続いている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

全国テストの結果、教師による評価、学校全体の子どもたちの評価の結果、前年度における全国的な結果が保護者に知らされる。英語、数学、理科については全国テストが行われているが、その他の場合には教師が評価する。QCDAから初等教育の教師による評価の手引である『児童の前進を評価する』が出されて教師による評価の標準化が図られている。

全国テストの到達度が期待される水準に達しない場合、および外部試験に不合格の場合でも原級留置とはならない。ただし 2008 年の教育法によって QCDA の設定する QCF のレベル 3 に達しない青年は 18 歳までフルタイムもしくはパートタイムの教育・職業訓練を受けなければならないとされたが、この法律が実施に移されるかどうかは不透明である。GCSE 試験については所定の年齢よりも早く受験する傾向が強くなっているが、逆に遅れて受験する場合もある。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

教育大臣が Ofqual と協議して設定する。

(7) 保護者への通知方法

キー・ステージの終わりである第 2、第 6、第 9 学年の終わりに成績が書面で連絡されることになっているが、実際は学期ごとに連絡されている。学校と保護者のインフォーマルな情報交流が推奨されている。GCSE 試験の結果は試験団体から学校に連絡される。

(8) 近年の動き

教員の間ではナショナル・テストの準備に学校の授業の重点が置かれる傾向が強く、その他の面の教育がおろそかになるだけでなく、テストされる教科の授業も機械的なものになり、教員の雑用も増えるなどの批判がある。2010 年 6 月には一部の教員組合によってテストのボイコットが行われ、全体の約 4 分の 1 の学校に影響が出た。しかし保護者を含め全般には試験により到達度を評価することよりも、個々の評価による成績判定についての不満のほうが大きい。全国試験の結果については学校が、学校による評価に対しては保護者が異議を申し立てることができる。

5 その他

(1) 就学前の扱い

2002 年教育法第 83 条 2 項に基礎ステージにおける学習の内容が規定されている。そこでは (a) 人格的・社会的・情緒的発達、(b) コミュニケーション、言語、リテラシー、(c) 数学的発達、(d) 世界についての知識と理解、(e) 身体的発達、(f) 創造性の発達の 6 領域が挙げられている。

(2) 必修と選択の問題

カリキュラムをめぐって、幅の広いバランスのとれたカリキュラムを理想とする考え方と、基礎基本を重視する考え方が長く対立を続けており、前者の立場に立てば必修が、後者の立場に立てば選択が多くなる傾向がある。新たに発足した連立政権はイングリッシュ・バカロレアの提案に見られるように必修の履修領域を広げながら、その中でアカデミックな教科を重視する意向を表明している。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

はじめに述べたようにイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの教育制度は独立しており、その意味では教育制度は地方分権的である。特にイングランドにおいては中央集権か地方分権かというよりも、教育を含めて多くのサービスを国家(官)が行うか、民間の団体や企業が行うかという選択肢のほうが重要な論争問題である。

イングランドでは伝統的に中央と地方のパートナーシップが強調されてきたが、そのなかで保守党は地方分権、労働党は中央集権的な傾向を示していた。しかし 1988 年以後、それまで地方当局に属していた教育に関する多くの権限が中央政府と学校とに移管されてき

ている。労働党政権の下で中央政府のさまざまな所管事項の地方への権限の移譲が進められ、新政権もこの政策をさらに推進して地方当局の財政的な権限を増すとしているが、緊縮財政の下でその将来は不透明である。学校の編成については地方当局に権限があり、1970年代には初等教育と中等教育の移行の円滑化を図るために両者の学年を含んで編成される中間学校(Middle schools)が一部で設置されていたのはその一例であるが、1988年教育法以降はキー・ステージに即した学校の編成が主流になっているのは中央の行政的な指導の結果である。カリキュラム行政においてはナショナル・カリキュラムの導入に見られるように中央集権化の傾向がむしろ強まっているといえよう。新政権はカリキュラムの開発設計における学校と教師の関与を積極的に推進する発言をしているが、その一方で成績不振校を閉鎖する権限を大臣に与えることも提案されている。カリキュラムの法定の部分である宗教教育については、地方単位で内容が決められているが、法的な拘束力を持たない全国基準が示されており、さらに全国共通の拘束力のある基準を設けるべきだという意見が出されている。

(4) 政権交代と教育の影響について

2010年5月の労働党から保守党・自由民主党の連立政権への政権交代後すぐにそれまでの子ども学校家庭省が教育省に名称を変更された。名称だけでなく教育政策にも変化が生まれようとしている。7月に新しい経営形態の学校の設置を推進する法律がかなり強引に成立させられた、労働党政権の下で進められていたカリキュラムと評価の改革が凍結された。さらに11月には新しい教育白書が出され、さらに2011年の1月に新たな教育法案が提案され、審議中である。

新政権は学校のカリキュラムとナショナル・カリキュラムが区別されるべきであることを強調し、ナショナル・カリキュラムはすべての児童・生徒が共通に学ぶべき主要教科の最低限の内容に係るものであり、学校カリキュラムは学校と教師が自由に開発し実行に移すべきものであることを強調している。またアカデミーという新しい形態の独立学校の設置が推進され、従来とは違って政府の財政支持を受ける学校であってもナショナル・カリキュラムによる教育を行うことが義務付けられなくなってきた。その一方で労働党政権の下では全国テストを縮小し、教師による評価と取り換えていこうとする動きが強かつたが、連立政権の下では元に戻されようとしている。さらに労働党政権の下では教育の成果の指標として重視されていなかった国際的な学力調査への参加を、法律によって規定しようとするなど、新しい動きがみられる。また労働党が職業的な教科や資格の地位向上に取り組んでいたのに対して、連立政権は職業教育のレビューを行う一方で、アカデミックな教科を強調する姿勢を見せている。2010年の11月には新しい教育の方向についての白書『教授の重要性』を発表し、2011年2月には新しい教育法案を上程するなど、かなりの速度で前政権の下で構築された教育を変化させようとしている。この教育法案ではQCDAを含む教育に係る多くの特殊法人が廃止され、その権限のかなりの部分が教育大臣の権限とされるなど、大臣の権限が強化される方向にある。ただ、カリキュラムの改訂作業の中心人物と目されるティム・オーテスはもともとQCAの職員であった経歴を持っており、前政権の下での作業が全く否定されるわけでもないようである。いずれにせよ、今後の事態の推移を注意深く見守る必要がある。

(佐々木 豪)

フランス

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

授業時数表 (horaires) と学習指導要領 (programmes) からなる教育課程の基準は、国が設定している。特別自治体であるニューカレドニアなど一部の地域を除いては、地方政府 (地域圏 région、県 département、市町村 commune) に独自の教育課程の基準を設定する権限はない。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ア) 学校種の設定主体：学校種は、国会が法律で設定している。

法令には、我が国の学校教育法第1条のように学校種を列挙する条文はない。法律 (教育法典法律の部) に示された就学前・初等中等教育の学校種は、幼稚園 (école maternelle)、小学校 (école élémentaire)、中学校 (collège)、高等学校 (lycée)、職業高等学校 (lycée professionnel) 及び特殊教育機関 (établissement d'éducation spéciale) である。

イ) 修業年限の設定主体：幼稚園の修業年限は国会が法律で、小学校から高等学校までの修業年限は政府が政令で設定している。

① 幼稚園：法律 (教育法典第L. 113-1条)において、幼稚園への入学年齢は3歳（社会的に恵まれない環境においては2歳）と定められている。法律 (教育法典第L. 13-1-5条)において、小学校における義務教育は6歳からと定められている。したがって、幼稚園の修業年限は3年又は4年となる。ただし、学習指導要領においては、幼稚園の年少組 (petite section)、年中組 (moyenne section)、年長組 (grande section) という3学年の区分が示されている。

② 小学校：法律 (教育法典第L. 321-1条)において、小学校の修業年限を政令で定めると規定されている。政令 (教育法典第D. 321-2条及び同第D. 321-19条)において、小学校の修業年限は5年と定められている。

③ 中学校：法律 (教育法典第L. 332-1条)において、中学校の修業年限を政令で定めると規定されている。政令 (教育法典第D. 332-3条)において、中学校の修業年限は4年と定められている。

④ 高等学校及び職業高等学校：法律 (教育法典第L. 333-1条)において、高等学校及び職業高等学校の修業年限を政令で定めると規定されている。政令 (教育法典第D. 333-2条)において、高等学校の修業年限は3年と、職業高等学校の修業年限は2年又は3年と定められている。

ウ) 教育課程の基準の設定主体：幼稚園から高等学校までの教育課程の基準は、国民教育省が省令で設定している。

① 法律 (教育法典第L. 311-2条)において、就学前・初等中等教育の「教育の内容」を国民教育省令で定めると規定している。この「教育の内容」には、授業時数表 (教科等の構成、配当時数を含む) や学習指導要領 (各教科等の目標、内容等を含む)

などが含まれるものと解釈されている。

- ② 政令において、授業時数表と学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。すなわち、幼稚園と小学校については、教育法典第D. 321-2条において、学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。中学校については、同第D. 332-4条において、授業時数表と学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。高等学校と職業高等学校については、同第D. 333-3条において、授業時数表と学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。

エ) 授業日(数)、授業時数：幼稚園から高等学校までの年間授業週数は国会が法律で、幼稚園と小学校の週当たりの授業時数と授業日数は政府が政令で設定している。

- ① 就学前・初等中等教育の年間授業週数は、法律（教育法典第L. 521-1条）において、36週以上と定めている。
- ② 幼稚園と小学校については、政令（教育法典第D. 521-10条）において、週当たり授業時数を24時間と定め、週当たり授業日数を4日（月、火、木、金）と定め、1日当たり授業時数を6時間と定めている（国民教育省令には年間授業時数の定めもある）。
- ③ 中学校、高等学校及び職業高等学校については、国民教育省令（1972年5月12日改正の1947年6月25日省令）において、週当たり授業日数を5日（月、火、木、金、土）と定めていた。この省令は、行政法規を簡略化するために2009年12月1日省令によって廃止されたが、学校週5日制の慣行は存続しているものとみられる。週当たり授業時数は、国民教育省令による授業時数表で定めている。

（3）教育課程の基準の性格

法律（教育法典第L. 311-3条）は、「学習指導要領は、各学習期において獲得させるべき基本的な知識及び身に付けさせるべき方法を、学習期ごとに定める。学習指導要領は、全国共通の枠組みを成し、教員は、その中で、各児童・生徒の学習のリズムを考慮して教育を組織する。」と規定している。

「学習期」とは、複数学年をまとめた単位である。学習期は、「基礎学習期」（小学校第1、2学年）、「深化学習期」（小学校第3～5学年）、「適応期」（中学校第1学年）、「中間期」（中学校第2、3学年）、「進路指導期」（中学校第4学年）、「進路決定期」（高等学校第1学年）、「最終期」（高等学校第2、3学年）から成る（職業高等学校の学習期区分は略す）。学習指導要領は、各学習期の終わりまでに修得させるべき知識と方法を定めるものであり、その意味で最低基準としての性質を持つと考えられる。

各地方においては、国の出先機関が学校の教育内容を監督しており、国が教育課程の基準の実施に直接責任を負っている。すなわち、本土96県は、26の大学区（académie）に区分されており、各大学区に国民教育省の出先機関である大学区事務局（rectorat）が置かれている。高等学校と職業高等学校の教育内容は、大学区事務局が直接管轄している。中学校の教育内容は、大学区事務局の各県支局である大学区視学局（inspécion adacémique）が管轄している。小学校と幼稚園の教育内容は、大学区視学局の各市長村支局である国民教育視学官（inspecteur de l'éducation nationale）が管轄している。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

2(1)で述べるように義務教育段階の教育課程の基準は、義務教育終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき7項目からなる「共通基礎知識技能」に基づいて設定されている。「共通基礎知識技能」について、法律（教育法典第L.122-1-1条）は、「就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体から成る共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を、児童・生徒に最低限保障しなければならない。」と定めている。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

授業日、授業時数については、(2)に示したとおりである。1単位時間の規定はなく、1時間は60分である。ただし、実際には各学校の裁量で授業時間は55分ないし50分で定められているものとみられる。

ウ) 教科等の種類と学年配置

- ① 小学校：低学年（第1、2学年）には、「フランス語」（年360時間）、「数学」（年180時間）、「体育」（年108時間）、「外国語」（年54時間）、「芸術及び芸術史」（年81時間）、「世界の発見」（年81時間）を設置している。高学年（第3～5学年）には、「フランス語」（年288時間）、「数学」（年180時間）、「体育」（年108時間）、「外国語」（年54時間）、「実験科学技術」（年78時間）、「芸術及び芸術史」（年78時間）、「歴史・地理・公民道徳教育」（年78時間）を設置している。総授業時数は年864時間＝週24時間×36週としている。（表1参照）
- ② 中学校：必修教科として、「フランス語」（週4～5時間）、「数学」（週3.5～4時間）、「第一外国語」（週3～4時間）、「第二外国語」（第3、4学年のみ週3時間）、「歴史地理公民」（週3～3.5時間）、「生物地学」（週1.5時間）、「物理化学」（第2～4学年のみ週1.5～2時間）、「技術」（週1.5～2時間）、「美術」（週1時間）、「音楽」（週1時間）、「体育」（週3～4時間）、「個別学習指導」（第1学年のみ週2時間）、「発見過程」（第2、3学年のみ週2時間、我が国の「総合的な学習の時間」にほぼ相当する）を設置している。自由選択教科として、「ラテン語」、「地域語（フランス国内で用いられる非フランス語）」、「第二外国語」、「古典語」、「職業体験」を設置している。その他、「学級生活の時間」を年10時間設置している。必修教科の総授業時数は、第1学年週27時間、第2学年25時間、第3学年28時間、第4学年28.5時間となっている。（表2参照）

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

複数学年をまとめて、学習期ごとに目標、内容を示している。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

教育課程の基準は、概ね5年に1回改訂されている。ただし全学年・全教科の授業時数表と学習指導要領が同時に改訂されるわけではなく、授業時数表が改訂された後に、中学校の場合は複数学年をまとめた学習期及び教科別に、時期をずらして学習指導要領の改訂が行われる。授業時数表が改訂されずに学習指導要領のみが改訂されることもある。

小学校の授業時数表及び学習指導要領の最新の改訂年次は、2008年である。中学校の授

業時数表の最新の改訂年次は、第1～3学年が2002年、第4学年が2004年である。中学校の学習指導要領の最新の改訂年次は、教科により異なるが、外国語、数学、生物地学、物理化学の2007年が最新である。高等学校の授業時数表と学習指導要領の最新の改訂年次は、2010年である。職業高等学校の授業時数表と学習指導要領の改訂は、2009年以降、コース毎に進められている。

(6) 日本と比較した特色

日本と比較した特色として、①小学校から原級留置が行われており厳格な課程主義が採用されていること、②後述するように義務教育段階において「共通基礎知識技能」に基づいて教育課程の基準が設定されていること、③後期中等教育段階で普通科の中にも複数のコースがあること、などを挙げることができる。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

ア) 2005年学校基本計画法（フィヨン法）により「共通基礎知識技能」の制度（後述）が設けられたのに伴い、小中学校の学習指導要領の全面改訂が進められている。

イ) 小学校では、従来、学校週5日制（月、火、木、金、土）のほかに一部地域で学校週4日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008年に週4日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が26時間から24時間に削減された。

ウ) 職業高等学校の修業年限が、2009年に2年又は4年から2年又は3年へと変更されたのに伴い、教育課程の基準の全面改訂が進められている。従来、職業高等学校には、2年制の職業資格取得課程とその修了後に進学する2年制の職業バакロレア取得課程が設けられており、修業年限は2年又は4年であった。職業バакロレアは、3年制の高等学校で取得する普通バакロレア・技術バакロレアと同等の資格である。新制度においては、職業バакロレア取得の年限を3年に短縮するため、職業高等学校には、入学後2年で職業資格を取得する職業資格取得課程に並置する形で、入学後3年で職業バакロレアを取得する職業バакロレア取得課程が置かれることとなり、修業年限が2年又は3年に改められた。

エ) 高等学校においても、2010年以降、教育課程の基準の全面改訂が進められている。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

教育課程の基準は、審議会の答申を受けて国民教育省が改訂する。すなわち、国民教育省は、教職員、父母、学生、高校生、地方公共団体、学校外教育団体、家族団体などの代表で構成する中央教育審議会（Conseil supérieur de l'éducation）の答申（avis）を受けて、授業時数表を定める省令と学習指導要領を定める省令をそれぞれ改正している。

義務教育段階の教育課程の基準の改訂に当たっては、法律（教育法典第L. 122-1-1条）に則って、大統領等が指名する9名の有識者で構成する教育高等審議会（Haut Conseil de l'éducation）の答申を受けて政府が政令で定める「共通基礎知識技能（socle commun de connaissances et de compétences）」が基準となる。「共通基礎知識技能」は、義務教育終了までにすべての生徒に完全習得を保障すべき教育内容を定めたものである。

「共通基礎知識技能」においては、①フランス語の習得、②一つの現代外国語の実用、③数学の基礎原理及び科学的技術的教養、④情報通信に関する日常的な技術の習得、⑤人文的教養、⑥社会的公民的技能、⑦自律性及び自発性の7項目にわたって、義務教育終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき内容が列挙されている。(表3参照)

(2) 基準の普及の方法

教育課程の基準を定める国民教育省令は、国民教育省官報(Bulletin Officiel)で公布される。通常、移行措置期間ではなく、省令は公布と同時に発効し、公布直後の新学年度から実施される。なお、フランスの小中高等学校においては、学習指導要領に準拠した教科書を使用する義務はない。

3 教育課程の評価の方法

(1) 教育課程の基準の評価

法律(教育法典第L. 122-1-1条)には、「政府は、学習指導要領における共通基礎知識技能の考慮の在り方及び義務教育期間中における児童・生徒の共通基礎知識技能習得に関する報告書を3年に1回、国会に提出する。」と定められているが、現在までのところこの報告書は提出されていない。2010年4月には、国会下院が独自に報告書を作成している。

(2) 学力調査

小学校2年生と小学校5年生を対象とするフランス語と数学の全国共通学力調査が毎年実施されている。対象学年のすべての児童が受験するが、成績集計は標本によって行われる。集計は、全国・大学区別・県別に行われるが、学校別には行われない。採点とコンピュータへのデータ入力は、各担任教員が行う。各教員は、出題別に公表された全国の正答率と比較して、一人一人の児童の学力の状況を把握する。すなわち、各学校においては、小学校での学習期の変わり目に当たる第3学年末と中学校への進学直前の第5学年末の時点で、各教員が各児童の学習の課題を把握するための診断調査として利用されている。なお、この調査は、従来、小学校3年生と中学校1年生の初めに行われていたが、2008年度から現在の対象学年に変更された。

4 児童・生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

義務教育段階においては、国民教育省が「共通基礎知識技能」に基づいて評価基準を設定している。後期中等教育では、国家試験であるバカロレアの試験内容が評価基準となっている。

(2) 基準設定の方法

義務教育段階においては、「共通基礎知識技能」の内容を、学習指導要領の中で各学習期へと段階づけることによって設定する。

(3) 評価方法の種類

各学期末の成績評価は、各教員が20点満点で評価する。さらに、「共通基礎知識技能」の各項目を観点別に評価する評価も試行されている（下記参照）。この他、上に述べたとおり、小学校2年生と小学校5年生を対象とするフランス語と数学の全国共通学力調査が実施されている。いずれも集団準拠評価ではなく目標準拠評価である。

(4) 評価の内容

20点満点評価や観点別評価などがある。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

各学校が行う成績評価の結果は、中学校卒業時の前期中等教育修了国家免状（diplôme national du brevet, DNB）や高等学校卒業時のバカロレアなどの取得試験の合否判定において、平常点評価として算入されている。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

「共通基礎知識技能」の習得状況を示す様式を国が2007年度より試行している。国民教育省は、2007年10月に「共通基礎知識技能」の観点別到達度評価参考一覧表（Livre de connaissances et compétences : Grille de références）を試行として示した。また、指導要録にはほぼ相当するとみられる「個別技能通知表（livret personnel de compétences）」の導入が2007年5月14日の政令第2007-860号により決定され、現在、実施の準備が行われている。2008年11月24日の国民教育省通達第2008-155号により小学校用の参考様式が示されている。

(7) 保護者への通知方法

上記（6）の様式を用いて定期的に通知される。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前教育は、幼稚園において行われており、3～5歳児の在籍率はほぼ100%である。1989年の教育基本法（ジョスパン法）以降、特に小学校での学業失敗を解消するために就学前教育が重視されるようになっており、社会的に恵まれない地域における2歳児からの就園の促進などの措置が講じられてきた。幼稚園についても学習指導要領が定められている。幼稚園と小学校との連携を図るために、幼小の学習指導要領は一つの国民教育省令の中で一体的に示されている。

(2) 必修と選択の問題

小学校には選択教科はないが、外国語の時間に扱う言語は地域や学校などによって異なり、公立小学校在学者の約10%はドイツ語を始めとする英語以外の言語を学んでいる。中学校には、従来から自由選択教科として「ラテン語」「地域語」「第二外国語」「古典語」が置かれてきたが、2002年の学習指導要領の改訂では、これに加えて、第4学年の自由選択教科として「職業体験」が新設され、職場や職業高校での体験学習を行わせるようにな

った。2008年には、約3割の中学生が「職業体験」を履修している。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

伝統的な中央集権を見直して地方分権を進める改革が政府全体で1982年以降進められてきた。教育部門では、学校の施設・設備など教育内容に直接関わらない権限を地方公共団体に委譲する形で分権化が進められた。高等学校と職業高等学校の施設・設備などに関する権限を数県からなる地方公共団体である地域圏に、中学校に関する権限を県に、小学校に関する権限を市町村に移管した。しかし、教育内容については国が責任を負うという考え方方が維持されており、教育課程に関する中央集権体制を見直す考えはみられない。

(4) 政権交代と教育の影響について

2002年の大統領選挙で保守派のシラク大統領が再選され、保革共存（保守派のシラク大統領と社会党のジョスパン首相の体制）が解消し、保守政権が誕生した。シラク大統領は、社会党ミッテラン大統領の下で制定された教育基本法（ジョスパン法）に代わる新しい教育基本法として学校基本計画法（フィヨン法）を2005年に制定した。

（上原 秀一）

表1：小学校の週当たり授業時数

基礎学習期（小学校第1、2学年）

教科	年間時間	週間時間
フランス語	360 時間	10 時間
数学	180 時間	5 時間
体育	108 時間	
外国語	54 時間	
芸術及び芸術史	81 時間	9 時間
世界の発見	81 時間	
計	864 時間	24 時間

出典：2008年6月9日省令

深化学習期（小学校第3～5学年）

教科	年間時間	週間時間
フランス語	288 時間	8 時間
数学	180 時間	5 時間
体育	108 時間	
外国語	54 時間	
実験科学技術	78 時間	
人文的教養		11 時間
－芸術及び芸術史	78 時間	
－歴史・地理・公民道徳教育	78 時間	
計	864 時間	24 時間

出典：2008年6月9日省令

表2：中学校の週当たり授業時数

教科	適応期		中間期		進路指導期
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
<必修教科>					
フランス語	5	4	4	4.5	
数学	4	3.5	3.5	4	
第一外国語	4	3	3	3	
第二外国語	—	—	3	3	
歴史地理公民	3	3	3	3.5	
生物地	1.5	1.5	1.5	1.5	
生物理化	—	1.5	1.5	2	
技術美	1.5	1.5	1.5	2	
音楽	1	1	1	1	
体育	1	1	1	1	
個別学習指導	4	3	3	3	
発見過程	2	—	—	—	
—	—	2	2	—	
<自由選択教科>					
ラテン語	—	2	3	—	
地域語	—	—	3	—	
第二外国語	—	—	—	3	
古典語	—	—	—	3	
職業体験	—	—	—	3又は6	
学級生活の時間	年10時間	年10時間	年10時間	年10時間	
計(必修のみ)	27	25	28	28.5	

出典：1996年5月29日省令（2002年1月14日改正）（第1学年）、1996年12月26日省令（2002年1月14日改正）（第2、3学年）、2004年7月2日省令（第4学年）

表3：義務教育段階における「共通基礎知識技能」の構成

<p>*以下は、2006年7月11日政令第2006-830号付録に列挙された、義務教育段階における「共通基礎知識技能」の内容を要約してその全体的な構成を示したものであり、同付録の翻訳ではない。</p> <p>*7項目からなる「共通基礎知識技能」は、「社会から疎外されないために義務教育終了時点で全員が習得していかなければならない事柄」として、現代における基本的な「知識」、知識をさまざまな状況において活用するための「能力」、及び探求心、自己と他者の尊重、好奇心、創造性など生涯にわたって必要な「態度」の組み合わせによって構成される。</p> <p>*「共通基礎知識技能」の習得に向けた学習は、各学年、各教科の学習指導要領で具体化される。</p>	
<p>1. フランス語の習得</p> <p>知識：語彙（正確な意味理解）。文法（句読法、構文、接続詞、動詞活用、時制、法）。綴り。 能力：読解（音読、解釈等）。筆記（書写、作文等）。口頭表現。辞書等の道具の使用。 態度：言語表現の正確さの重視。語彙拡大への意欲。読書への関心。会話や討論への積極性。</p>	
<p>2. 一つの現代外国語の実用</p> <p>知識：日常的なメッセージの理解・伝達に必要な言語規則（語彙、文法、発音、綴り）の習得。 能力：日常的な状況における意思疎通（短文の聞き取りと読解、口頭・筆記による伝達など）。 態度：文化の多様性に対する感受性（外国語使用への意欲と別の思考行動様式への理解）。</p>	
<p>3. 数学の基礎原理及び科学的技術的教養</p> <p>A. 数学の基礎原理</p> <p>知識：暗算、証明、推論の習得。数、計算、データ、関数、幾何及び測量に関わる概念の理解。 能力：小数・分数計算、作図・作表、データ分析などによる数学原理の日常生活への応用。 態度：論理的法則の存在の理解。厳密さと正確さ。合理的事実の尊重。推論への関心。</p> <p>B. 科学的技術的教養</p> <p>知識：宇宙、地球、物質、生物、エネルギー、人体などに関わる概念の理解。 能力：観察、実験などによる知的な推論。科学と技術の関係の理解。危険回避への知識の活用。 態度：自然現象の原因への興味と批判的な精神。科学と技術の進歩や環境問題などへの関心。</p>	
<p>4. 情報通信に関する日常的な技術の習得</p> <p>知識：基礎的技術。情報のコード化に関する理解。知的所有権や人権を守るために規則の理解。 能力：データの作成、処理、検索。参考資料の収集。意思伝達と交流。 態度：情報の収集と交換の際の責任ある態度（情報の批判的検討と責任ある情報発信）。</p>	
<p>5. 人文的教養</p> <p>知識：地理的・歴史的な基準の獲得。欧州文化の共有。世界の宗教や政治などの理解。 能力：様々な図表の利用。様々な事象の歴史的・地理的な位置づけ。 態度：文化的な生活への意欲。芸術作品や外国への興味。人間経験に普遍性があるという意識。</p>	
<p>6. 社会的公民的技能</p> <p>A. 社会で生きる</p> <p>知識：集団規則、行動規範、礼儀の理解。性、健康、安全に関する教育。応急手当の知識。 能力：学校規則の遵守。集団作業。行動の結果の評価。応急手当資格の取得。交通規則の遵守。 態度：自己、他者、異性、私生活の尊重。争いの平和的解決。他者の重要性に対する意識。</p> <p>B. 公民生活を準備する</p> <p>知識：「人権宣言」、「児童の権利条約」、共和国の象徴、民主主義などに関する理解。 能力：偏見への批判。合理性と権威性の区別。情報やメディアの検討。自己の意見の確立。 態度：権利と義務の意識。公共生活への関心。投票の重要性の認識。市民活動への参加の意思。</p>	
<p>7. 自律性及び自発性</p> <p>A. 自律性</p> <p>知識：学習過程や自己の長所・短所の理解。企業、職種、資格など経済環境の理解。 能力：学習方法の習得。論理的に推論する力。自己評価。進学先の選択。忍耐力。身体の制御。 態度：学習動機。自信。成功と進歩への意欲。</p> <p>B. 自発的精神</p> <p>知識：個人的集団的な計画を実行するのに役立つ他の共通基礎知識技能の内容すべて。 能力：計画、協力者の発見、リスクに配慮した決定、会議開催、作業の優先順位付けなどの力。 態度：好奇心と創造性。目標達成のための動機と決断力。</p>	

【参考資料】

教育法典 (Code de l'éducation) 法律の部 (Partie législative)

Article L113-1, L122-1-1, L131-5, L311-2, L311-3, L321-1, L332-1, L333-1, L521-1

教育法典 (Code de l'éducation) 命令の部 (Partie réglementaire)

Article D321-2, D321-19, D332-3, D332-4, D333-2, D333-3, D521-10

※ 2011 年 2 月 20 日 「Lgegirance.gouv.fr」 よりダウンロード

1947 年 6 月 25 日国民教育省令

Arrêté du 27 juin 1945 modifié par l'arrêté du 15 janvier 1947

Horaires des établissements du second degré.

※ *Recueil des lois et règlements de l'éducation nationale*, Volume V, Enseignements élémentaire et secondaire, 524-0, p1 (1990 no8).

1972 年 5 月 12 日国民教育省令

Arrêté du 12 mai 1972 Nouvel aménagement de la semaine scolaire.

※ 2011 年 2 月 20 日 「Adress'RLR」 よりダウンロード

2009 年 12 月 1 日国民教育省令

Arrêté du 1er décembre 2009 portant abrogation de diverses dispositions réglementaires relatives à l'éducation nationale, à l'enseignement supérieur et à la recherche

※ 2011 年 2 月 20 日 「Lgegirance.gouv.fr」 よりダウンロード

2007 年 5 月 14 日政令第 2007-860 号

Décret n° 2007-860 du 14 mai 2007 relatif au livret personnel de compétences

※ 2011 年 2 月 20 日 「Lgegirance.gouv.fr」 よりダウンロード

2008 年 11 月 24 日国民教育省通達第 2008-155 号

Circulaire no 2008-155 du 24 novembre 2008

※ 2011 年 2 月 20 日 「Adress'RLR」 よりダウンロード

2008 年 6 月 9 日国民教育省令

Arrêté du 9 juin 2008 Fixant les horaires des écoles maternelles et élémentaires.

※ 2011 年 2 月 20 日 「Adress'RLR」 よりダウンロード

1996 年 5 月 29 日国民教育省令

Arrêté du 29 mai 1996 Organisation des enseignements dans les classes de Sixième de collège.

※ 2011 年 2 月 20 日 「Adress'RLR」 よりダウンロード

1996年12月26日国民教育省令

Arrêté du 26 décembre 1996 Organisation des enseignements du cycle central de collège (classes de Cinquième et de Quatrième).

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

2004年7月2日国民教育省令

Arrêté du 2 juillet 2004 Relatif à l'organisation des enseignements du cycle d'orientation de collège (classe de troisième).

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

2006年7月11日政令第2006-830号

Décret n°2006-830 du 11 juillet 2006 relatif au socle commun de connaissances et de compétences et modifiant le code de l'éducation

※2011年2月20日「Lgegifrance.gouv.fr」よりダウンロード

ドイツ

はじめに

2001年12月の「PISAショック」以降、ドイツでは急速に教育改革が進められている。とりわけ、学習の成果をどのように保証していくのかが課題とされた。常設各州文部大臣会議（KMK）は、2001年12月に「7つの行動計画」を打ち出し、教育の質保証のための政策を各州が推進していくことを決議した。更に2003年以降、各学校の終了段階における教育水準（スタンダード）を提示し、各州の学習指導要領はこの教育水準に準拠して作成されることが合意されたのである。

本稿は、こうした教育の質保証政策についての基盤となる、教育課程基準の状況、並びに、学習評価の在り方について、ドイツの幾つかの州を例に挙げながら、改革の進展状況を把握することを目的とする。そのために、まず教育課程の基準について整理し、次に学習成果を測定するための共通テストについて概観する。その上で各学校における学習の評価について整理し、ドイツがどのような形で学習の質保証を行おうとしているのかを明らかにする。

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

ドイツ（ドイツ連邦共和国）は、16の州からなる連邦国家である。教育に関する事項はドイツ基本法第7条第1項により、各州の事項とされており、連邦政府が州と共同で促進する事項として教育に関与するのは、①大学以外の学術的研究の施設及び計画、②大学での学術研究計画、③大学での大型設備を含む研究施設、及び④教育制度の成績結果のための協定に基づく国際比較並びにその報告書と勧告を共同で実施すること、である（第91条b）。

このため、学習指導要領等の教育課程の基準については、連邦政府は関与していない。これらの事項は州政府レベルに属するといえる。

実際に、各州政府は州文部省等で学習指導要領を作成している。一部の州では学習指導要領の作成手続きには多くの費用と労力がかかるため、学習指導要領を共通して作成している州もある。2004/05年度からは、ベルリン市（都市州）、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州及びブレーメン市（都市州）は、基礎学校で共通の大綱学習指導要領（Rahmenlehplan）を使用している^{注1)}。

2001年の「PISAショック」によって、各州に共通の教育スタンダードが必要であるとの認識にいたった。その結果、KMKによって、各学校終了段階における主要教科の教育スタンダードが2003年から2004年にかけて作成された。これまでにKMKに作成された教育スタンダードは、以下の通りである。

第4学年（基礎学校）終了時：ドイツ語、算数

第9学年（ハウプトシューレ）終了時：ドイツ語、数学、外国語

第10学年（実科学校）終了時：ドイツ語、数学、外国語（英語/仏語）、理科（物理、化学、生物）

各州は、それぞれの学習指導要領をこの教育スタンダードに合わせて作成するように求められている。

注1) <http://www.berlin.de/sen/bildung/schulorganisation/lehrplaene/>

(2) 教育課程の基準に係わる法令

学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。

例としてノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂の手順をみてみよう。同州では、1985年に作成した基礎学校学習指導要領を使用していたが、2003年に改訂され、暫定版学習指導要領が作成された。さらに2008年に正規版学習指導要領が作成され、告示された。つまり5年間の暫定版試用期間があったことになる。

(3) 教育課程の基準の性格

ドイツ統一での基準ではなく、州により多少の違いがある。以下、主に2つの州を例として説明していく。

〈例1〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校 (Richtlinien und Lehrplaene fuer die Grundschule in Nordrhein-Westfalen)

ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領は、2008年8月に新たに改訂され、告示された。

〈例2〉 ベルリン市(都市州) 基礎学校

ベルリン市(都市州) 基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共に大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

こうした学習指導要領に該当するものは、学校の教育活動のすべてを提示している訳ではない。例えば、ベルリン市の共通大綱学習指導要領は、そこで示された能力 (Kompetenz) が学校終了時点で獲得されなければならないものとして記載している(基礎学校10頁等)。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

ドイツ統一での基準ではなく、州により多少の違いがある。以下、主に2つの州を例として説明していく。

〈例1〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校 (Richtlinien und Lehrplaene fuer die Grundschule in Nordrhein-Westfalen)

2008年8月に新たに改訂され、告示された、ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領に示されている方針は、以下のようになっている。

- 1 基本方針と学習指導要領の機能、2 課題と目標、3 機会と要求の多様性(個人の促進、特別な教育的要求、反省的男女共学)、4 基礎学校での学習と教授、5 コンピテンシーの期待水準、6 成績を促進し評価する、7 学校への移行と学校入学段階、8 教員の責務、9 親の参加、10 生徒の貢献、11 学校生活、12 繼続的課題としての質改善と質保証

〈例2〉 ベルリン市(都市州) 基礎学校

ベルリン市(都市州) 基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共に大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

この大綱学習指導要領は、教育学的概念と各教科（ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、芸術、算数、音楽、理科、政治教育、事実教授、スポーツ）で構成されている。ベルリン市では、この他に性教育についての指導書がある。なお、ベルリン市とブランデンブルク州は、基礎学校が6年間であり、その他の州よりも2年長くなっているため、教科数が増えている。

まず、「教育学的概念」の部分をみてみよう。この部分は、はしがき（1頁）、基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念（8頁）、文献（2頁）、の3部から構成されている。中心となるのは「基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念」である。内容は分類されていないが、教科の大綱学習指導要領の課題領域における目標は、観察可能な諸要求として証明されるべきであること、開かれた課題設定、基礎教育、学習の個別化、評価、知識技能、教授、行動コンピテンシー、事実コンピテンシー、方法コンピテンシー、社会コンピテンシー、個人コンピテンシー、成績、成績評価、学習戦略、ポートフォリオ、問題設定、教育スタンダード等のキーワードが挙げられている。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間

① 総授業時数の規定

週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数では規定されていない。

② 各教科等の配当授業時数の規定

各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、行事やプロジェクト授業等でここから授業時数が減少する。ノルトライン・ヴェストファーレン州の例のように、学年毎ではなく、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。

③ 1単位時間

授業の単位時間は45分である。

ウ) 教科等の種類と学年配置

ここでは、ノルトライン・ヴェストファーレン州及びベルリン市（都市州）の基礎学校及びギムナジウムの週当たりの授業時数等を示しておく。

[表1] ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校各教科の週当たり授業時数

	学校開始段階		3学年 25-26時間	4学年 26-27時間
	1学年 21-22時間	2学年 22-23時間		
ドイツ語、事実教授、算数、促進授業	12		14-15	15-16
芸術、音楽	3-4		4	4
英語	2		2	2
宗教	2		2	2
スポーツ	3		3	3

(Aus: Verordnung ueber den Bildungsgang in der Grundschule. Vom 23. Maerz 2005)

[表2] ノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム各教科の週当たりの授業時数

学年 学習領域/科目	5・6学年	7～9学年	中等教育段階一全体
ドイツ語	8	11	19
社会	6	12	18

歴史			
地理			
政治/経済			
数学	8	11	19
理科	6	10(10)	20
生物			
化学			
物理			
英語	8(4)	10(10)	18(14)
第二外国語	4(8)	6	14(18)
芸術領域	8	6	14
芸術			
音楽			
宗教	4	6	10
スポーツ	6-8	7-9	15
選択必修授業	0	4-6	4-6
中核時間	58-60	91-95	151-153
補足時間			10-12
週時間枠	5学年 30-33 6学年 30-33	7学年 31-34 8学年 31-34 9学年 32-35	
合計週時数			163

[表3] ベルリン市基礎学校の週当たりの授業時数 (2005年)

授業科目	学校開始段階		学年			
	1	2	3	4	5	6
ドイツ語	(6)	(7)	7	7	5	5
事実教授	13(2)	14(2)	3	5		
算数	(5)	(5)	5	5	5	5
芸術	2	2	2	2	2	2
音楽	2	2	2	2	2	2
スポーツ	3	3	3	3	3	3
外国語			2	3	4	5
理科					4	4
地理					3	3
歴史／政治教育						
重点教育						
合計時数	20	21	24	27	30	31
トルコ語を母語とする場合 のトルコ語	5	5	5	5	3	3

*なお、ベルリン市の場合は、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。

(Quelle: Grundschulverordnung-GsVO vom 19. Januar 2005)

[表4] ベルリン市ギムナジウムの週当たりの授業時数 (2005年から)

授業科目/学習領域	学年毎の週時数			
	7	8	9	10
必修授業				
ドイツ語	4	4	4	4
数学	4	4	4	4

第1外国語	3	3	3	3
学習領域 理科				
生物	4	4	2	2
化学			2	2
物理			2	2
学流領域 社会科学				
歴史／公民	2	2	2	2
地理	1	1	1	1
倫理	2	2	2	2
音楽	2	3	3	3
芸術	2			
スポーツ	3	3	3(2)	(2)
選択必修授業	-	-	2(5)	2(5)
プロフィールの時間	2	3	2(-)	2(-)
合計	33	33	34(34)	34(34)

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

〈例1〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校 (Richtlinien und Lehrplaene fuer die Grundschule in Nordrhein-Westfalen)

2008年8月に新たに改訂され、告示された、ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領では、各教科（ドイツ語、事実教授、算数、英語、音楽、芸術、スポーツ、プロテスタント宗派、カトリック宗派）の枠組みが、概ね以下のように規定されている。

獲得すべき能力と知識、教科等の種類、各教科の課題と目標、各教科の内容と重点、各教科で獲得が期待される能力、支援と評価等

例えばドイツ語をみてみると、以下の様になっている。

1 課題と目標

1. 1 教育課題へのドイツ語の貢献

1. 2 学習と教授

1. 3 コンピテンシー志向

2 領域と重点

2. 1 話すことと聞くこと

2. 2 書くこと

2. 3 読むこと—文章とメディアを取り扱う

2. 4 言葉と言葉の使用を試す

3 期待されるコンピテンシー

3. 1 話すことと聞くこと

3. 2 書くこと

3. 3 読むこと—文章とメディアを取り扱う

3. 4 言葉と言葉の使用を試す

4 成績を伸ばし評価する

各教科ともこうした4つの領域によって内容が整理されている。

〈例2〉 ベルリン市（都市州）基礎学校

ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポンメルン州と共に大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

教科だが、教科の構成はほぼ統一されている。例としてドイツ語の大綱学習指導要領の枠組みを見てみよう。

1 基礎学校における教育

- | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------|
| 1. 1 基礎的教育 | 1. 2 学習の目的：行為能力 | 1. 3 スタンダード |
| 1. 4 授業の構成 | 1. 5 内容 | 1. 6 成績伝達、成績評価と記録 |
| 1. 7 質の改善・確保 | | |
| 2 基礎学校の教育に対する教科の意義 | | |
| 3 スタンダード | | |
| 4 授業の構成—教科教授の諸要求 | | |
| 5 内容 | | |
| 5. 1 課題領域の概観 | | 5. 2 課題領域 |
| 6 成績伝達、成績評価と記録 | | |
| 付録 | | |

（5）改訂の周期と最新の改訂年次

とくに原則はない。上記ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では、前回告示されたのが1985年である。その後2003年に試行版が告示され、2008年の確定版学習指導要領が作成された。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。

学習指導要領は、州の所管事項であり、州・学校種別により異なる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では2008年。中等教育段階は教科により異なる。ベルリン市では基礎学校は2004年に、中等教育段階の各教科は2006年に、それぞれ公表されている。

（6）日本と比較した特色

州毎に異なる規程が存在するドイツと日本を比較することは、難しい。しかし諸能力を明示した上で教育内容を定める傾向がみてとれる。ベルリン市の事例でいえば、諸能力（コンピテンシー）が提示され、その水準が設定され、それに対応した内容が提示されている。ベルリン市の提示した諸能力（コンピテンシー）は、全体を行動能力として示し、具体的には、①事実能力、②方法的能力、③社会的能力、④個人的能力に区分している。

（7）近年の教育課程の基準にかかわる動き

ベルリン市の例にみられるように、各教科の内容を規定するのみならず、そこで獲得すべき能力を提示し、そのスタンダードを提示するような形式をとる州が増えてきている。これは2003年から2004年にかけて、常設各州文部大臣会議（KMK）において、ドイツ語、数学、外国語、理科のスタンダードが設定されたことと関連している。

ザールラント州のように、別途上記教科についてのスタンダードと学習指導要領の関連について提示する州もでてきている。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。

例としてノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂の手順をみてみよう。同州では、1985年に作成した基礎学校学習指導要領を使用していたが、2003年8月1日に暫定版学習指導要領が施行された。さらに2008年7月16日に正規版学習指導要領が公布され、同年8月1日に施行された。つまり5年間の暫定版試用期間があったことになる。

(2) 基準の普及の方法

ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校学習指導要領は、2008年7月16日に官報に告示され、同年8月1日施行というように、告示から施行まで極めて短時間であった（授業の開始は8月11日）。同州文部省は、同年7月18日付けで学校監督当局に通知を行っている。また、同州文部省は、同年にハンドブック「Kompetenzorientierung – Eine veraenderte Sichtweise auf das Lehren und Lernen in der Grundschule Handreichung」を作成し、関係機関等に周知している。これらはすべてホームページから入手することが可能である^{注2}。

3 教育課程の評価の方法

(1) ナショナルテストの導入

2001年の「PISA ショック」以降、幾つかの州が共同で比較調査を実施するようになってきている。具体的には、基礎学校における読解力テスト（通称「VERA」Vergleichsarbeiten）、その中等教育版等がある。主なテストは次の通りである。

(1) VERA-3 テスト。これは基礎学校第3学年を対象とし、国語や算数についての能力を調査するものである。VERAはもともと基礎学校第4学年を対象として幾つかの州が参加していた。

2007年に調査対象を第4学年から第3学年に移して実施することとなり、全16州が問題作成に参加した。2008年には12州が、2009年には8州がVERAに参加している（Baden-Württemberg, Bremen, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Saarland, Schleswig-Holstein）^{注3}。

(2) VERA-8 テスト。これは第8学年を対象として、ドイツ語、数学、後には英語を加え、それぞれ調査するものである。少なくとも2007年から毎年実施されている。例えば2007年に実施された数学のVERA8には、8州が参加している。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、2007年には参加は学校にまかされていた。これが2008/09年度からは一部教科が義務化されている。2009年のVERA8には、ドイツ語、数学、英語について実施された。これに加えて、第6学年を同様に対象とするVERA6も実施されている。

(3) 教育スタンダード到達度調査（Zentrale Ueberpruefung des Erreichens der Bildungsstandards im Laendervergleich）

2006年及び2008年のKMK協定に基づいて、IQB（Institut zur Qualitätsentwicklung im Bildungswesen、教育制度質的開発研究所）が中心となって教育スタンダード到達度調査を行

注2 <http://www.standardsicherung.schulministerium.nrw.de/lehrplaene/lehrplaene-gs/>

注3 <http://www.uni-landau.de/vera/>

うことになっている。最初の調査は、2009年に第9学年のドイツ語及び外国語を対象として実施された。調査結果は2010年に公表された^{注4}。今後2011年に基礎学校段階のドイツ語と算数が、2012年に第9学年の数学、理科が実施される予定である。

(2) ナショナルテストの性格

こうした州毎のテスト、あるいは州共通のテストが導入された背景には、能力の検証がこれまで不十分であったことが考えられる。VERAの目的は、①学校や授業の改善、②現状を把握（スタンダードを確保し改善すること）、③専門性（診断の精度を把握し、改善すること）にある^{注5}。

(3) その他

学校の成績を評価する制度は、ドイツでは学校終了時の試験として発達してきた。例えば、ギムナジウムを終了する段階でのアビトゥア試験は多く知られている。こうした試験は、学校が州文部省等の許可を得た問題を学校毎に実施する州と、共通の問題を州一齊に実施する州（統一アビトゥア）がある。

2009年1月の時点で、アビトゥア試験を州共通に実施している州は、16州のうち12州まで増加している。現在も統一アビトゥアを実施していないのは4州である。ただし、このうち3州は何らかの形での統一アビトゥア試験を実施しているため、完全に学校毎のアビトゥア試験を実施しているのは1州（ラインラント・プファルツ州）のみである。

アビトゥア試験の統一化の傾向に加え、2001年の「PISAショック」以降、多くの州がギムナジウムのみならず、ハウプトシューレや実科学校終了時にも試験を実施するようになってきている。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では、2006/07年度からハウプトシューレ、実科学校、ギムナジウム及び総合制学校のすべての第10学年の生徒が試験を受けることとなった^{注6}。ハウプトシューレや実科学校の修了試験は、KMKの定めた教育スタンダードに沿って実施されることになっている。

この他にギムナジウム終了段階での学力調査を実施（2002年、TOSCA）等があるが、州レベルでの実施である。

4 児童・生徒の学習の評価

連邦レベルでは、評定についての州間協定があるが、州共通のものはない。評価では、1964年のハンブルク協定（各州首相会議による協定）によって、6段階評価とすることが定められている。この他にギムナジウムの修了試験であるアビトゥア試験についてのKMK協定がある。

具体的には各州レベルで評価の詳細が定められている。以下、2つの州の事例をみていく。

〈例1〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州

(1) 基準設定の主体

州レベルでの規定がある。州学校法第48条以降に規定されている。そこでは「成績は評定によって評価される」（第48条第1項）としている。

(2) 基準設定の方法

学校法第48条第2項では、「成績評価は授業で伝達された知識、能力、及び技能について行う」と規定している。成績評価の基礎は、「判定領域の筆記試験及び授業におけるその他の能力」である（同前）。

(3) 評価方法の種類

目標標準評価である。

注4 <http://www.iqb.hu-berlin.de/laendervergleich/LV2009>

注5 <http://www.bildungsserver.de/zeigen.html?seite=4441>

注6 <http://www.standardsicherung.schulministerium.nrw.de/zp10/>

(4) 評価の内容

教科等の評定は6段階である。最も良い場合が「1」、以下順に「6」までに区分されることが記されている（学校法第48条第3項）。ただし、基礎学校1年では評定は行われず、記述式の評価が行われる。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

進級判定は学年会議が決定を行う。これまでの学年での成績諸要求が満たされた場合、進級となる。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

州が学校の自律性（学校法第3条）を考慮しつつ、州議会の学校教育委員会の同意を得て基準を定めている（学校法第52条）。学校及び学校設置者は記録を保管する義務を持つ。基礎学校については、州による様式モデルがないが、記載すべき項目を州が規定している（BASS 2009/10, 13-11）。中等教育段階では州による様式モデルがある（HP参照）。

(7) 保護者への通知方法

生徒は学年の終わり及び通例は前期の終わりに、獲得した成績についての成績証明書を受け取る（学校法第49条）。その場合、証明書には、一般に、欠席時数、成績及び社会的行動への評価、その他の特記事項を記載することとなっている。

社会的行動については、4段階で評定される（学校法第49条第2項）。

(8) 近年の動き

成績評価における筆記試験が基礎学校でも行われる。ドイツ語と算数は2010年度から、英語は2012年度から、第3学年及び第4学年で実施される予定である（AO-GS第5条）。

〈例2〉 ベルリン市

(1) 基準設定の主体

ベルリン市学校法第58条に規定されている。

(2) 基準設定の方法

「すべての学習成果及びその他の教育的判断は、定期的に教員によって生徒の一層の発達のための支援のために行われる（ベルリン市学校法第58条第1項）。「教員によって行われる生徒の成績評価は、学習、成績および能力の発達の定期的な観察と確認に基づく。成績評価は、生徒が授業との関係で行ったすべての口頭、筆記、実技及びその他の成績を含む。成績評価のために、教育課程の基準に従った、生徒の知識、コンピテンシー、能力、技能の発達状況が尺度である（同第5項）。」修了証の様式モデルは区により作成される（SekI-V0第19条等）。

(3) 評価方法の種類

「1」から「6」までの目標準拠評価である（同法第58条第3項）。

(4) 評価の内容

成績証明書（Zeugnisse）の内容は、一般に以下のものが記載される（AV Zeugnisse）。

学校、生徒名及び誕生日月日、学年・学期、選択科目を含む授業科目、成績・評定、特記事項。3年から10学年では行動の記録も記載される。学期及び学年の証明書では、これに欠席、遅刻。卒業証書の場合は更に、出生地、教育課程への通学期間、場合に応じ試験に不合格となった事由。試験証明書では、出生地、教育課程への通学期間、試験の種類、試験科目、各試験の成績と最終評定、場合により教育課程途中で終了した科目。

観点別評価はない。1・2学年は記述式で、3・4学年は6段階評定か一部に内容別評価を選択できる。5学年以上は6段階評定で行われる。一部はポイント制で、学習発達記録を付する。

教科の評定の他に行動や性格の評価が有る。3-10学年で実施することができる。実施するのかどうかは

学校会議で決定する。項目は学習準備・意欲、信頼感、自律性、責任感、協調性である。

評価記録の原本の保管は生徒本人である。コピーを要録として学校が試験実施者が保管することになっている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

成績が十分ではない場合、留年（原級留置）させることができる（基礎学校3年以上）（GsVO 第23条）。ただし基礎学校では1度までとなっている（同法）。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学校側の記録として、指導要録（Schuelerpersonalblatt）が作成される。内容は、生徒名、教育機関の名称・住所・電話番号、学校教育の履歴、成績、通学についての証明書の注意書きである。

(7) 保護者への通知方法

通知表を半年ごとに証明書を交付する。ただし基礎学校1年は記述式で評定はない。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

ドイツでも他のヨーロッパ諸国と同様に、住民の多様化が進んでいる。1960年代を中心に外国人労働者を招き入れた結果、家庭ではドイツ語以外の言語を話す者も少なくない。PISA調査によって、学力の低い層は、こうした「移民の背景を持つ」子どもであることが多いことが検証された。

2009年6月には、KMKと各州青少年家族省会議が、「就学前施設から基礎学校への移行を意味あるものにする一就学前領域と初等教育段階の協働を最適化する」という決議が採択されている^{注7}。

ドイツ語の発達が不十分な子どもを支援するために、16州のうちの14州で、基礎学校に入学する1~2年前にドイツ語の試験をおこない、発達が不十分な子どもにはドイツ語の補習を行う政策が進められている（Autorengruppe Bildungsberichterstattung (2010) "Bildung in Deutschland 2010". S. 57.）。

(2) 必修と選択の問題

基礎学校段階において、一般に選択科目はない。母語がドイツ語ではない子ども等支援をする子どもへの支援授業が行われることがある。前期中等教育段階では、外国語等で選択科目が生じる。多くの州ではギムナジウム第7学年から第二外国語が課されるが、その他の学校種では、外国語を含め、幅広い教科から科目が選択される。とくにハウプトシューレでは、進路のための授業科目「労働科」が選択されることが多い。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

ドイツでは、教育に関する事項は、16ある州が所管する事項である。しかし各州である程度の共通性を確保するための努力が行われている。KMKは、2008年から2009年にかけ、各学校の終了段階における能力モデルを作成して公表した。この能力モデルは、実際にはIQB（Institut zur Qualitätsentwicklung im Bildungswesen）が作成したものである^{注8}。

注7 (Den Übergang von der Tageseinrichtung für Kinder in die Grundschule sinnvoll und wirksam gestalten – Das Zusammenwirken von Elementarbereich und Primarstufe optimieren (Beschluss der Jugend- und Familienministerkonferenz vom 05.06.2009/ Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 18.06.2009))

注8 http://www.iqb.hu-berlin.de/bista?reg=r_4

ドイツ語 Deutsch

2009年4月22日第10学年「話すこと及び聞くこと」(Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Kompetenzbereich Sprechen und Zuhören (hier Zuhören) für den Mittleren Schulabschluss)

2009年4月22日第10学年「読解力」(Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Kompetenzbereich Lesen für den Mittleren Schulabschluss)

外国語 Fremdsprachen

2009年5月19日第10学年フランス語「聞き取り、読解」(Kompetenzstufenmodelle zu den Bildungsstandards im Fach Französisch für den Mittleren Schulabschluss - Hörverstehen und Leseverständen)

2009年4月29日第10学年英語「聞き取り、読解」(Kompetenzstufenmodelle zu den Bildungsstandards im Fach Englisch für den Mittleren Schulabschluss (Hörverstehen und Leseverständen))

2009年5月18日第9学年英語「聞き取り、読解」(Kompetenzstufenmodelle zu den Bildungsstandards im Fach Englisch für den Hauptschulabschluss (Hörverstehen und Leseverständen))

数学 Mathematik

2009年5月18日第9学年「数学」Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Fach Mathematik für den Hauptschulabschluss

2008年10月29日第10学年「数学」(Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Fach Mathematik für den Mittleren Schulabschluss)

2008年10月29日第4学年「算数」(Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Fach Mathematik für den Primarbereich (Jahrgangsstufe 4))

例えば、第4学年「算数」をみてみると、基礎学校における算数の授業は、(1)算数の普遍的能力と(2)算数の内容関連能力の2つに大別される。

(1)算数の普遍的能力は、更に①問題解決、②コミュニケーション、③論証、④モデル化、⑤叙述、⑥技術的基礎技能、に区分される。これらは教育スタンダードの複数の下位項目に相当する。

(2)算数の内容関連能力は、①数と式、②平面と立体、③模範と構造、④大きさと測定、⑤資料、確率、確からしさ、が挙げられている。

(4) 政権交替と教育の影響について

ドイツでは、州議会選挙により、政権交替が起こると、教育政策も大きく変化することがある。ドイツにおける教育政策の重要な論点は、中等教育段階の学校を分けるのか、それとも1つの種類に統一するのか、という問題がある。イギリスでは1960年代後半から1970年代にかけて、総合制学校が普及したが、ドイツではギムナジウム、実科学校、ハウプトシューレといった分岐型の学校制度が維持されている。

ドイツの主な政党は、キリスト教民主=社会同盟(CDU/CSU、保守派)、自由民主党(FDP)、社会民主党(SPD)、緑の党(Die Grüne)、左派党(Die Linke)等である。CDU/CSU等は分岐型学校制度を支持しているのに対して、SPDは単線型学校制度を支持している。これは、SPDが、学校システムを通じての社会的平等の実現を重視してきたことに由来する。PISA調査は、学校制度における社会的不公平さを改めてデータとして示した。こうした不公平さを解消するため、SPDは終日学校の普及・拡大を連邦レベルでの支援をてこに、進めている。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、2005年2月20日の州議会選挙において、与党であ

る SPD（党首 Simone 女史）は公約として、統一学校（Einheitsschule）の導入を選挙公約として掲げた。しかし結果的に SPD は敗退した。統一学校の導入は重要な選挙公約であったため、SPD の敗北は、統一学校の導入という主張が州住民により否定されたとして理解することもできよう。

(坂野 慎二)

【主要参考文献・資料】

- 天野正治ほか(1998)『ドイツの教育』東信堂
国立教育研究所(1997)『中学校の数学教育・理科教育の国際比較』(国立教育研究所紀要第 127 集)
東洋館出版社。
国立教育政策研究所 (2002) 『生きるための知識と技能—OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)』
ぎょうせい
国立教育政策研究所 (2004) 『生きるための知識と技能 2—OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)』
ぎょうせい
坂野慎二(2000)『戦後ドイツの中等教育制度研究』風間書房。
坂野慎二(2001)『日本とドイツにおける中等教育改革に関する比較研究』(科研費報告書)
坂野慎二(2003)『統一後ドイツの教育政策』(科研費報告書)
坂野慎二(2004)「ドイツにおける PISA ショックと教育政策」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第
37/38 号. 成文堂
柳澤良明(2004)「ドイツにおける学力問題と学力向上政策—学校教育の質の確保における教育行
政の役割」『日本教育行政学会年報・30』48-63 頁 教育開発研究所
Autorengruppe Bildungsberichterstattung (2010) Bildung in Deutschland 2010. W.Bertelsmann Verlag.
Arbeitsgruppe Bildungsforschung/Bildungsplanung Universitaet Duisburg-Essen, Standort Essen (2003)
*Indikatorisierung der "Forum Bildung" -Empfehlungen-. Ein exemplarischer Versuch unter
Beruecksichtigung der bildungbezogenen Indikatorenforschung und -entwicklung.* Essen.
Avenarius, H. u. a. (2003) *Bildungsbericht fuer Deutschland. Erste Befunde.* Leske+Budrich, Opladen.
Avenarius, H. u. a. (2003) *Bildungsbericht fuer Deutschland:Konzeption.* Frankfurt am Main.
Berliner Landesinstitut für Schule und Medien (LISUM) (2004) *Rahmenlehrplaene Grundschule.
Paedagogische Begriffe.* Wissenschaft und Technik Verlag.
BMBF(2003) Zur Entwicklung nationaler Bildungsstandards. Eine Expertise.
GEW(2003) Konferenz. *Bildungsstandards-Wundermittel oder Teufelzeug?* Berlin.
IBS (Staatsinstitut fuer Schulqualitaet und Bildungsforschung Muenchen) (2004) *Glossar. Begriffe im
Kontext von Lehrplaenen und Bildungsstandards.*
IBS (2005) KMK-Bildungsstandards. *Konsequenzen fuer die Arbeit an bayerischen Schulen.*
KMK (1998) *Einheit in der Vielfalt. 50 Jahre Kultusministerkonferenz 1948-1998.* Luchterhand.
KMK (jaehrlich) *Jahresbericht.* (seit 1999) Bergheim.
Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuertemberg(2003) *Bildungsplan 2004.
Grundschule. Anhoerungsfassung Mai 2003.*
Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuertemberg(2003) *Bildungsstandards fuer
Mathematik. Grundschule Klasse 2, 4.*
Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuertemberg(2003) *Bildungsplan 2004.
Gymnasium. Anhoerungsfassung Mai 2003.*
Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuertemberg(2003) *Bildungsstandards fuer
Mathematik. Gymnasium Klasse 6, 8, 10, 12.*
KMK (2009): *Zentrale oder dezentrale Abiturpruefungen in den Laendern.*
<http://www.kmk.org/fileadmin/pdf/Bildung/AllgBildung/Zentralabitur.pdf>
Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2004) *Rahmenlehrplan Grundsue Deutsch.
Wissenschaft und Technik Verlag.*
Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2004)
連邦教育学術省 HP (<http://www.bmbf.de/>)
ドイツ国際教育研究所 HP (<http://www.dipf.de/>)
教育制度質的開発研究所 (<http://www.iqb.hu-berlin.de/>)
常設各州文部大臣会議 (KMK) HP (<http://www.kmk.org/index1.shtml>)

フィンランド

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

国が、「基礎教育教育課程基準」(*Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet*)を定める。これに基づき、自治体(自治体連合)が地方レベルの教育課程基準を定めている。また、学校レベルの教育課程を定めているところもある。なお、ここでいう自治体とは、クンタと呼ばれる基礎自治体(市・郡レベル)である。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ア) 学校種、修業年限、教育課程の基準の設定主体

義務教育の修業年限については、「基礎教育法」(*Perusopetuslaki*)第9条において、9年間とすることが定められている。任意で受講可能な第10学年の授業「付加教育」(*lisaopetus*)についても、9年を超えてはいるが、義務教育の範囲内とされている。教育課程基準の設定主体は、国家教育委員会であることが、「基礎教育法」第14条第2項に記されている。

イ) 授業日(数)、授業時数

授業日については、「基礎教育法」第23条において、年間約190日であることが規定されている。また、特別な理由があれば、これを超えた日数を設定することが可能であることも記されている。

授業時数については、「基礎教育法施行規則」(*Perusopetusasetus*)において、週当たりの最低授業時間数が記されている。これによると、基礎学校1-2年生は、週当たり19時間、3-4年生は、週当たり23時間、5-6年生は、週当たり24時間、7年生以上は、週当たり30時間が、基準となっている。多くの自治体は、これよりも若干多い時間数を自治体の最低授業時間数として、基準を示している。

ウ) 教科等の構成、配当時数

教科の構成については、「基礎教育法」第11条に規定されている。ここで規定されている教科は、母語(正確には「母語と文学」:主として、フィンランド語若しくはスウェーデン語)、第二公用語(通常、フィンランド語話者はスウェーデン語、スウェーデン語話者はフィンランド語)、外国語、環境、保健、宗教(若しくは倫理)、歴史、社会、算数・数学、物理、化学、生物、地学・地理、体育、音楽、手工、家庭科である。

各教科の授業時数配分については、「基礎教育法」第14条1項において、国が決定することが記されている。現行のものは、2001年に公布された「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」(*Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitetun opetuksen valta-kunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta*)である。なお、この政令に示された教育目標と授業時数配分に基づき、教育課程基準が策定される。

表1：授業時数配分に関する国際基準

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	14		14			14				42
A言語			8		8				16
B言語								6	6
算数・数学	6		12			14				32
環境										
生物・地理	9				3		7			31
物理・化学					2		7			
健康教育							3			
宗教／倫理	6					5				11
歴史・社会				3		7			10
音楽			4-			3-				
美術			4-			4-				
工芸	26				30		7-			56
体育			4-				10-			
家庭科						3			3
進路指導（キャリア教育）						2			2
選択科目	(13)									13
最小授業時間数	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222
自由選択（A言語）				(6)		(6)			(12)

※ 数字の横のーはその数字が最小限のものであることを示している。

※ A言語及びB言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典：*Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijasta 1435/2001.*

表2：自治体の授業時数配分の例（エスボーラ市）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	7	7	5	5	4	5	3	3	3	42
A言語	2	2	2	2	2	3	3	3	16
B言語					2	2	2		6
算数・数学	3	3	4	4	4	3	3	4		32
環境と自然	2	2	3	2						9
生物・地理				2	1	2	3	2		10
物理・化学				1	1	2	3	2		9
健康教育						0.5	1.5	1		3
宗教／倫理	1	1	1	1	2	2	1	1	1	11
歴史・社会			1	2	2	2	3		10
音楽	1	1	1	1	1	1	0	0		7-
美術	1	1	1	1	1	1	2	0	0	8-

工芸	1	1	1	1	2	2	3	0	0	11-
体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18-
(選択)	1	1	2	2	3	3	0	0	0	12
芸術・体育小計	12		14		18		12			56
家庭科							3	0	0	3
進路指導							0.5	0.5	1	2
学校裁量科目	1	1	1	2						5
選択科目							1	6	6	13
最小授業時間数	20	20	23	23/25	25/27	26/28	30/32	30	30	227-235
選択(A言語)				2	2	2	2	3	3	14

エ) 各教科等の目標、内容等

各教科の目標・内容等については、「基礎教育法」第14条2項において、「国家教育委員会が、各科目の目的と内容、教科横断的テーマ学習、生徒指導・進路指導、同法に関係する教育活動、家庭と学校の連携、子どもの福祉等を決める」ことが記されている。

(3) 教育課程の基準の性格

ア) 目標、指導内容、授業時数等にかかる基準の性格

教育課程（そこに記されている目標及び内容）について、その性格を明示した記述は見られない。しかしながら、国が定めた教育課程基準を満たしていれば、あとは自治体等がその中身を自由に決めることができることから、事実上、「最低基準」とみなすことができる。授業時数については、「基礎教育法施行規則」第3条2項において、学年ごとに定められた週当たりの授業時数が、「最低基準」として定められているほか（1（4）において詳述）、各教科の授業時数配分については、前述の通り、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」において、「最低基準」としての授業時間数が定められている（1（2）のイとウ参照）。

イ) 国と地方、学校の関連

先に触れたとおり、教育課程基準及び授業時数配分とともに、国が枠組みとなる基準を定めている。それに基づき、自治体が自らの基準（地方教育課程）を設定し、学校がさらにそれを踏まえたもの（学校基盤カリキュラム）を作成するという仕組みになっている（図1参照）。

教育課程については、大綱化が行われた1990年代当初は、独自のカリキュラムを編成している学校は都市部に限られ、自治体の教育課程についても、国が定めた教育課程基準に加筆する程度のもののが多かった。しかしながら、年月を経て、自治体や学校が独自のカリキュラムを編成するというスタイルが徐々に浸透してきており、現在では、学校レベルにおいても、ほとんどの学校が自ら編成した教育課程を持つに至っている。

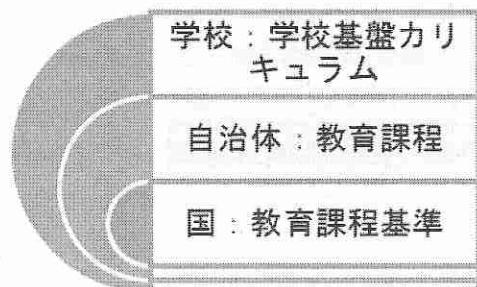


図1：カリキュラムの構造

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい（理念など）

「基礎教育教育課程基準」は、地方カリキュラムを編成する基盤となる国レベルの枠組みとして、また、基礎教育としての一貫性や、就学前教育や後期中等教育との接続を担保する枠組みとして、編成されている。

そのねらいは、国が目指すべき目標として、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」に規定されている。基礎教育における国家目標は、教育課程基準が改訂される際、それに先行する形で定められるものであり、教育課程基準編成の基盤となるものである。

国家目標は、2001年 の同政令では、第2章において、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」の3つの項目のもとに、設定されている。

表3：基礎教育の国家目標

人として・社会の一員としての成長	生きるために必要な知識と技能	教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり
健全な自尊心を備え、バランスのとれた人間になること	人間としての感情と欲求、宗教、生活観、歴史、文化、文学、自然と健康、経済と科学	個人として、またグループの一員として成長すること、学ぶこと
生命、自然、人権の尊重	技術についての知識	情報を自主的かつ批判的に収集すること、協力する際幅広く対応する能力
学習、自己及び他者の仕事を尊重すること	実践的スキルと創造性、体育の技能	継続的学習および生涯学習に対するレディネスと願望
身体的・精神的・社会的な健康と福祉の促進	思考力とコミュニケーション・スキルの発達（母語、第二公用語、その他の言語）	自己肯定感
良識あるマナー	数学的思考とその応用	習得した知識と技能を分析し、活用する能力
協力するための責任と能力	情報通信技術（ＩＣＴ）における専門的知識	
人、文化、集団に対する寛容と信頼	母語以外を教授言語とする場合の当該言語と文化に関する特殊な知識と技能	
積極的な社会参加		
民主的で平等な社会において行動する能力		
持続可能な開発の推進		

出典：『基礎教育における国家目標と授業時数配分に関する政令（1435/2001）』
(*Valtioneuvoston asetus: perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijasta*) の第2章「教育国家目標」及び Eurydice, *Key Competencies: A developing concept in general compulsory education*. Brussels: Eurydice, 2002, pp. 136-137. より筆者作成。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

授業日については、「基礎教育法」第23条において、約190日であることが規定されている。また、特別な理由があれば、これを超えた日数を設定することが可能であることも記されている。

授業時数については、「基礎教育法施行規則」第3条2項に、週当たりの最低授業時間

数が示されている。これによると、基礎学校1-2年生は、週当たり19時間、3-4年生は、週当たり23時間、5-6年生は、週当たり24時間、7年生以上は、週当たり30時間が、基準となっている。

また、同規則第4条2項には、1日当たりの授業時間数の上限が示されている。これによると、基礎学校1-2年生は1日5時間まで、3年生以上は7時間までである。

1単位時間についても、同規則において、最低45分とすることが定められている（第3条4項）。

ウ) 教科等の種類と学年配置

教育課程には、次の表4の「7. 学習目標とコアコンテンツ」において示されている教科・テーマ等が含まれている。このうち、「学際的・カリキュラム横断的テーマ」は、教科ではなく、各教科等の授業において取り扱うべきテーマとして設定されているものであり、基本的には、時間を設定して実施されるものではない（但し、学校によっては、学校裁量時間の中で、上記テーマに関連する授業を行う場合もある）。教科は、7-3以降で扱われているものであり、母語（フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、手話等）、第二公用語（フィンランド語を母語とする者はスウェーデン語、スウェーデン語を母語とする者はフィンランド語が原則）、外国語、算数・数学、環境・自然科学、生物・地理、物理・化学、健康教育、宗教・倫理、歴史、現代社会、音楽、美術、手工、体育、家庭科、進路指導が含まれる。

表4：「基礎教育教育課程基準2004」の目次

1. 教育課程	・ 母語としてのロマ語
1-1 教育課程の形成	・ 母語としてのフィンランド語手話
1-2 教育課程の内容	・ 他の母語
2. 教育のあり方に関する出発点	・ 第二言語としてのフィンランド語
2-1 基礎教育の基本的価値	・ 第二言語としてのスウェーデン語
2-2 基礎教育の使命	・ サーミ語系住民のためのフィンランド語
2-3 基礎教育の構造	・ フィンランド語手話使用者のためのフィンランド語
3. 指導の実施	・ フィンランド語手話使用者のためのスウェーデン語
3-1 学習の概念	7-4 第二公用語
3-2 学習環境	・ スウェーデン語
3-3 組織文化	・ フィンランド語
3-4 ワーキング・アプローチ	7-5 外国語
	7-6 数学
4. 全般的な学習支援	7-7 環境と自然科学
4-1 家庭と学校の連携	7-8 生物・地理
4-2 学習計画	7-9 物理・化学
4-3 進路指導・キャリア教育の実施	7-10 保健
4-4 リメディアル教育	7-11 宗教
4-5 子どもの福利	・ キリスト教ルーテル派
4-6 クラブ活動	・ 東方正教
	・ 他の宗教
5. 特別な支援を必要とする子どもの指導	7-12 倫理
5-1 様々な形態の支援	7-13 歴史
5-2 パートタイム型特別支援教育	7-14 社会
5-3 特別支援教育に登録しているあるいは移動する子どもに対する指導	7-15 音楽
5-4 個別学習計画	7-16 美術
5-5 活動領域別の指導のあり方	7-17 工芸
	7-18 体育
	7-19 家庭科
6. 文化的・言語的集団の指導	7-20 選択科目
6-1 サーミ族	7-21 進路指導・キャリア教育
6-2 ロマ族	
6-3 手話使用者	8. 子どもの評価
6-4 移民	8-1 学習中の評価
	8-2 修了時の評価

7. 学習目標と教育のコアコンテンツ	8-3 修了証 (Certificate) と成績表
7-1 学際的・カリキュラム横断的テーマ	
7-2 母語と第二公用語の学習	9. 特殊な教育目的・方法・思想に基づく指導
7-3 母語と文学	9-1 外国語による指導と公用語の没入法 (イマージョン) による指導
・母語としてのフィンランド語	9-2 インターナショナル・スクール
・母語としてのスウェーデン語	9-3 シュタイナー学校
・母語としてのサーミ語	

なお、各教科の学年配置については、表1の授業時数配分に示した通りである。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

教育課程基準において、各教科等の記述は、教科としての目標が示された後には、学年区分ごとに、①目標、②内容（コアコンテンツ）、③望ましい成果が記されている。学年区分については、実施学年の違いもあり、教科によって異なるが、1-2年、3-5年、6-9年の区分が一般的である（母語、算数・数学はこの区分）。

評価については、教科ごとの記載はなく、すべてに共通するものとして、評価のあり方、成績表のフォーマットに関する規定や、修了証の種類とその要件が簡単に述べられている。後期中等教育段階については、「全体の目標」「指導の目的」「評価方法」を示した後、「必須科目」「専門科目」別に、コースごとの「目的」と「内容（コアコンテンツ）」が記されている。但し、学年制が廃止されたこともあり、学年別には示されていない。

（5）改訂の周期と最新の改訂年次

フィンランドにおいて、最初の教育課程基準が定められたのが1970年であり、その後、1985年、1994年、2004年に改訂されていることから、概ね10年周期で改訂が行われている。なお、現行の教育課程基準は2004年に改訂されたものであり、次期改訂は2014年に予定されている。

（6）日本と比較した特色

教育課程の内容に限定すると、学年区分ごとに示された望ましい成果が規定され、到達目標として、また、評価基準としての機能を担っている点に特徴がある。また、教科内容以外では、補習や家庭と学校の連携など子どもの学習支援体制や私学教育について、明記されている点は、フィンランドにおいてもこれまでになかった記述であり、また、日本とは異なる点もある。

（7）近年の教育課程の基準にかかわる動き

次の教育課程編成に向け、その前提となる「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」についての議論が、2009年よりスタートしている。教育文化省の諮問を受け、招集された関係機関・団体等の代表から構成されるワーキング・グループは、教育課程基準改訂の基盤となる授業時数や教育目標についてのみならず、基礎教育法の改正や義務教育制度全体の見直しも視野に入れた議論を行っており、それを踏まえた提言が、『2020年

の基礎教育』(Perusopetus 2020)としてまとめられている。この中では、教育課程基準改訂の方向性として、①授業時数の増加（義務教育全体で400時間、7%程度の増加）、②義務教育における選択科目（特に、言語系教科）の増大、③義務教育段階における新教科「演劇」「倫理」の創設、の三点が打ち出されている。これらのうち、授業時数の増加は、地域間の平等を図ることを企図して提案されたもの、と説明されている。

しかしながら、こうした方向性は、授業時数の増加に伴う諸経費の増加（特に、教員給与）や、新教科のための研修の整備等、大幅な予算の増加を要するものであることに加え、教育政策・教育改革における優先順位についての見解の違いもあって、野党からのみならず、政権与党内からも批判の声が寄せられており（2010年12月9日付 *Helsingin Sanomat* 紙 “Keskustalla yhä epäilyjä peruskoulu-uudistuksen tarpeesta ja rahoituksesta” [中央党が教育改革案と予算案を疑問視]、同12月16日付 “Perusopetuksen uudistus kaatui keskustan vastustukseen” [基礎教育改革案、中央党の抵抗に直面]など）、改革案の見直しが検討されている。

2 基準の改訂と普及について

（1）基準の改訂の手続き、方法

中央レベルの教育行政機関として、教育省と国家教育委員会があるが、このうち、国家教育委員会が教育課程を策定する。策定にあたっては、国家教育委員会が中心となる。実際の編成には、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会と、教育課程班（27グループ）、地域ごとに組織された連携ネットワーク（29地域ネットワーク）が当たる（2004年改訂時）。これらは、研究者等専門家や現職教員、教育行政関係者らから構成されている。なお、作業部会と教育課程班における議論には、教科書出版社協会なども参加する。

なお、1（2）ウにおいて触れたとおり、改訂に先立ち、教育の国家目標（修得を目指す力：コンピテンシー）と授業時数配分を定めた政令が公布される（「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」）。

（2）基準の普及の方法

基準の普及に際しては、移行措置期間が設定されている。現行カリキュラムの場合、2004年の公布の後、2006年から学年進行で導入している。また、一部の学校では、前倒しで実施し、導入状況を見ながら、評価を行っている。

3 教育課程の評価の方法

（1）教育課程の基準の評価

1990年代以降、フィンランドでは、教育課程基準の改訂の際、新教育課程基準について、評価を実施している。1990年代には、英国のイースト・アングリア大学に委託してこれを実施している。これは、1994年に改訂された教育課程基準を先行実施した「アクアリウム学校」と呼ばれるパイロット校を対象として実施されたものであり、関係者へのインタビュー調査などの評価手法が用いられている。その結果は、国家教育委員会の報告書『フィンランドにおける包括的教育課程改革の独立評価』(John Schostak and Barbara Zamarski. *An Independent Evaluation of Comprehensive Curriculum Reform in Finland*. Helsinki: National Board of Education)としてまとめられており、これを踏まえて、教育課程の調整も行われている。

現行版については、教育評価会議（Koulutuksen arvointineuvosto）を中心に、現在、評価プロジェクトが進行している（2009－2010年）。今回のプロジェクトでは、主に、教育課程システム及び授業時間配分を対象とし、教育課程基準に記された方針の実現度、教育課程の編成及び実施状況、関係機関者（国家教育委員会、自治体、学校、教員、児童・生徒、保護者）による評価などについて調査を行っている。この結果を踏まえ、改良が加えられたり、新たな改訂作業にその内容が反映されたりといった対応がなされる。

（2）教育課程の実施状況の評価の方法等

1994年のかリキュラムの大綱化を受け、1998年より、全国学力調査を実施している。調査方法としては、学校単位の抽出調査が採用されている。サンプル数は、全体の5－10%程度（5,000～6,000名）が目安とされている。主たる対象は、第9学年の母語及び数学であり、概ね2年に一度実施されている。但し、対象についての明確な規定はないため、上記以外の科目（外国語等）、第9学年以外の学年（第3学年、第5学年、第6学年、高校生）を対象とするテストも実施されている。

基本的には、教育課程実施状況の把握、政策評価・事業評価を目的として実施されており、教育の機会均等の観点などから分析が行われる。テストを通じて収集されたデータは、政策立案・事業計画、授業改善、カリキュラム改善等に用いられる。したがって、ここでの成績が児童生徒に通知されることや、評価に反映されること、進級・卒業認定等において考慮されることはない。

これまでの実施は、表5の通りである。

表5：全国テストの実施状況（報告書刊行分）

年	実施科目		
1998	9年：数学	9年：自然科学	9年：母語
1999			
2000	9年：数学		
2001	9年：母語	9年：スウェーデン語	高校：物理・化学
2002	6年：母語	9年：英語	9年：数学
2003	9年：母語	9年：体育	
2004	9年：数学		
2005	3年：母語	3年：算数	9年：母語
2006	5年：環境と自然		
2007	6年：母語	6年：算数	
2008	5年：算数	9年：スウェーデン語	

出典：全国テストの実施報告書をもとに筆者作成。

※ 公表されている報告書をもとにリストを作成しているため、必ずしも網羅的なものではない。

また、国が実施している学力調査のほか、自治体レベルで同種の調査を行っている場合もある。

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

国（国家教育委員会）が、基準を設定している。改訂前の教育課程基準については、2001年に国家教育委員会が「基礎教育評価基準」(*Perusopetuksen päättöarvioinnin kriteerit*)を示していたが、改訂後は、同様の基準が、教育課程基準の中に定められている。

(2) 基準設定の方法

学年区分及び義務教育修了時において望ましい基準が、全国共通基準として教育課程基準の中で示されている。望ましい基準は、4-10という7段階で行われる評価（全国共通の評価方法）の8（「良い」）相当であるということも示されている。したがって、国が、およその基準を設定していると言える。

(3) 評価方法の種類

義務教育段階における評価は、目標準拠型で行われる。フィンランドにおいて、集団準拠型評価が用いられるのは、後期中等教育段階修了前に受検する大学入学資格試験(*Ylioppilastutkinto*)のみである。

大学入学資格試験は、大学ごとに行われる入学試験の受験資格ともなるものであるが、集団準拠型の評価が行われ、合否が決まる。評価基準は、7段階(L: laudatur, E: eximia cum laude approbatur, M: magna cum laude approbatur, C: cum laude approbatur, B: lubenter approbatur, A: approbatur, I: improbatur)に分けられる。I(下位5%)になると、不合格となる（詳細については、次の図2参照）。

なお、本試験の結果についても、経年分析、地域間分析などが行われ、政策立案に活用されている。

各段階の割合（上位→下位）

L	E	M	C	B	A	I
7	6	5	4	3	2	0
5%	15%	20%	24%	20%	11%	5%

図2：大学入学資格試験の評価基準

(4) 評価の内容

評価は、4-10評点についての定義は、それぞれ、4は不合格(*Hylätty*)、5は及第(*välittävä*)、6はまずまず(*kohtalaisia*)、7は普通(*tyydyttävä*)、8は良い(*hyvä*)、9は非常に良い(*kiitettävä*)、10は優秀(*erinomainen*)である。

観点別評価については、「基礎教育課程基準」において、活動技能（活動を計画し、管理し、実行し、評価する技能）に関する評価が、各教科の評価の一部として、あるいは、教科の成績評価とは区別して評価することが可能であることが記されている。具体的な観点としては、全教科共通のものとして、「進歩」(*edistyminen*)、「活動技能」(*työskentely*)、「態度」(*käyttäytyminen*)が設定されている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

課程を修了するためには、最低でも 5 以上の評点を取ることが求められる。複数の教科で不合格となった場合、原級留置の可能性があることが、「基礎教育法施行規則」第 11 条に示されている。

一般に、普通高校（ルキオ）への進学を希望する場合、評点の平均値が 7.0 以上であることが求められている。これに満たなかった生徒は、第 10 学年（付加教育）へ進み、評点の平均値を上げるよう努める。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学習の記録の様式については、学校に任されている部分も多いが、「基礎教育課程基準」において、設置者（自治体）、学校名、児童生徒氏名、児童生徒の社会保障番号、作成日、校長の署名、児童生徒の行動の評価、児童生徒の学習プログラム（履修している教科等）、目標標準拠評価による成績評価を記入することが規定されている。また、活動技能の評価を個別に記入することができることも規定されている。

また、義務教育修了時に作成される「修了証」には、児童生徒の氏名、社会保障番号、校長の署名、コア科目並びにその他の科目等の評点並びに自由記述評価などが記される（「基礎教育課程基準」）。

(7) 保護者への通知方法

保護者には、学年末及び、場合によっては学年途中に、成績が通知表として連絡される。「基礎教育課程基準」には、通知表は、公文書であり、秘密を保持する必要があることが、明記されている。

なお、通知表に記される成績評価については、4-10 の 7 段階で行うことが『基礎教育法施行令』第 10 条に定められているが、第 1 学年から第 7 学年の成績、選択科目の成績、フィンランド語やスウェーデン語を母語としない児童・生徒のフィンランド語・スウェーデン語の成績（但し、義務教育修了時の評価は除く）などについては、文章による評価でも良いとされている。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

2000 年より制度化された就学前教育（エシコウル）は、1 年間の無償のプログラムを提供するものである。制度化に伴い、地方自治体には、すべての子どもに対し就学前教育を受ける機会を保障することが義務付けられている。このことは、就学義務を子どもあるいは保護者に課すものではないが、制度化当初、当該年齢層の 75% ほどであった在籍率は、2002 年には 98% にまで達した。

就学前教育の教育課程は、『就学前教育・教育課程基準』（*Esiopetuksen opetussuunnitelman perusteet*）として、基礎教育の教育課程基準とは別に定められている。教育内容として、「統合的テーマ」「言語と相互作用」「算数」「道徳と哲学」「環境と自然科学」「健康」「体育」「芸術と文化」が挙げられている。項目からは、学習的な内容が想起されるが、いずれも「遊びを通じて学習する」とこととされている。2010 年に、就学前教育としては初めてとなる改訂が行われ、新教育課程基準が公布された。2011 年 8 月より施行予定である。

(2) 必修と選択の問題

1990年代以降、教育課程における選択の範囲が広がっており、特に中等教育段階において顕著である。これは、もともと言語系科目、宗教系科目等が多様であるという文化的背景に加え、近年、急速に浸透している「教育の個別化」の考え方によるところが大きい。2014年に予定されている次期改訂では、教育省の諮問を受けた審議会の報告として、選択の幅を広げる方向性が示されたが、予算とのかかわりの中で、議論を呼んでいる(2010年12月現在)。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

基本的な考え方としては、教育提供のための基盤整備を担うのが中央であり、その実施(教育内容を含む)に責任を持つのが地方である。このような考え方は、1980年代後半から実施された行政改革の文脈のもとで進められた教育の分権化により生まれ、これに基づく教育行政制度が1990年代前半までに概ね整備された。

一方、規制緩和と権限委譲が進んだ結果、バランス上、認識されるようになったのが、質保証の必要性である。1990年代末から2000年代にかけて、地域間等、機会均等の観点から、システムのチェック機能として、全国学力調査や国レベルでの到達目標などが導入された。

教育の質と機会均等の担保における国の役割については、近年、財政状況の悪化に伴い、地域間の格差の拡大を懸念する声が広がる中で(フィンランドは、国から地方への財政移転を、教育費として総額を明示しながら、使途を教育費に限定しない一般補助金の形で行っている)、もう一步踏み込むべきとの議論がある。それは、例えば、教育省が、学校の諸活動、特にマネジメントに関する基準を項目別にチェックリスト的に示した『基礎教育の質の基準』(*Perusopetus laatukriteerit*)等の形で具現化している。但し、これが、学校や自治体の活動を監視するツールとしてではなく、支援するツールとして作成されたものであり、地方や学校の裁量には配慮がなされていることからも看取されるように、教育提供における国の関与の拡大については、依然として慎重な姿勢がとられている。

(4) 政権交代と教育の影響について

フィンランドでは、政権が左派であろうと右派であろうと、教育の基本的価値についてのコンセンサスが図られているため(Erkki Aho, Kari Pitkänen and Pasi Sahlberg. *Policy Development and Reform Principles of Basic and Secondary Education in Finland since 1968*. Washington D.C.: World Bank, 2006.)、政権交代の影響は受けにくくとされている。確かに、教育の機会均等を重視する価値は、揺らぐことなく維持されてきているが、一方で、近年の教育政策を見る限り、それをどう実現するかという方法、すなわち施策的なところでは、政権、主として教育大臣の所属政党の影響もうかがえる。

例えば、近年の教育大臣は、主に、左派と考えられている社会民主党、右派と考えられている国民連合党から選ばれているが、社会民主党の教育大臣は、放課後子ども事業の整備や子どもの社会的疎外を予防するプログラムなど福祉的観点を重視した政策に取り組み、国民連合党の教育大臣は、義務教育制度の弾力化や教育分野におけるノウハウの輸出など、選択の拡大と国際的競争力の向上を図る政策に取り組んでいる。こうした違いは、所属政党のカラーとも一致する場合が多い。但し、他国と比較すると、その違いは小さい。

表6：フィンランドにおける政権の変遷

内閣	与党（第一党）	教育大臣	所属政党	在任期間
ホルケリ内閣	国民連合党、社会民主党、スウェーデン人民党、農民党	クリストファー・タクセル	スウェーデン人民党	1987.4-1990.6
		オーレ・ノールバック		1990.6-1991.4
アホ内閣	中央党、国民連合党、スウェーデン人民党、キリスト教連合（現キリスト教民主党）	リッタ・ウォスカイネン	国民連合党	1991.4-1994.2
		オッリ=ペッカ・ヘイノネン		1994.2-1995.4
第一次リッポネン内閣	社会民主党、国民連合党、スウェーデン人民党、左翼同盟、緑の党	オッリ=ペッカ・ヘイノネン	国民連合党	1995.4-1999.4
第二次リッポネン内閣	社会民主党、国民連合党、スウェーデン人民党、左翼同盟、緑の党	マイヤ=リーサ・ラスク	社会民主党	1999.4-2003.4
ヤーッテーンマキ内閣	中央党、社会民主党、スウェーデン人民党	トゥーラ・ハータイネン	社会民主党	2003.4-2003.6
第一次ヴァンハネン内閣	中央党、社会民主党、スウェーデン人民党	トゥーラ・ハータイネン	社会民主党	2003.6-2005.9
		アンッティ・カッリオマキ		2005.9-2007.4
第二次ヴァンハネン内閣	中央党、国民連合、緑の党、スウェーデン人民党	サリ・サルコマー	国民連合党	2007.4-2008.12
		ヘンナ・ヴィルックネン		2008.12-2010.6
キヴィニエミ内閣	中央党、国民連合、緑の党、スウェーデン人民党			2010.6-

出典：Wikipedia. *Suomen opetusministeri* [フィンランドの教育大臣] を参考に、筆者作成。

教育課程に関しては、国の関与（あるいは規制）の度合い、選択の幅、伝統的科目の取扱いなどにおいて、若干の差がみられる。

(渡邊 あや)

オーストラリア

学校制度の概要

オーストラリアは連邦制を採用しており、憲法規定に基づき、初等中等教育に関する事項は各州の責任とされている。そのため、中等教育を修了する12年生までの教育は基本的に各州政府・教育省の管轄であり、学校教育課程基準のみならず、義務教育年限や中等教育開始学年など学校教育制度も各州により異なるという特徴を持つ。

しかしながら、1980年代後半に連邦および各州教育大臣の合意により「国家教育指針」が策定されて以降、国家としての「統一性」は強化されつつある。特に、1990年代後半以降の全国学力調査の推進は、国家レベルで比較可能な教育成果の把握と「公正」な評価の実施を目的に、教育基準の「統一化」「共通化」をもたらすとともに、教育制度・内容の「統一化」「共通化」も推し進めてきた。各州で義務教育終了年齢が延長されるとともに、2008年からはナショナル・カリキュラムの開発も進められている。

オーストラリアでは、州により異なるが、1～6もしくは7年生までを初等教育段階、6もしくは7～12年生までを中等教育段階と区分している。しかしながら、教育課程基準に関しては、通常義務教育にあたる1～10年生と中等教育修了の資格認証を伴う11・12年生（後期中等教育段階）という括りで構成されるのが一般的である。また、近年では、特にリテラシーやニューメラシーの習得をはじめ、その後の教育成果に影響を与えるとの観点から、義務教育課程の教育課程基準に、就学前教育段階を含める傾向が強い。

本稿では、近年、州立学校改革に力を入れているビクトリア州の事例を中心に紹介する。

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程基準の設置主体

1989年に初めて「国家教育指針」が策定されて以降、主として連邦・各州教育大臣により構成される連邦教育雇用訓練青少年問題審議会（Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs : MCEETYA）が、国家教育目標とともにオーストラリアのすべての子どもが学習すべき主要学習領域（Key Learning Area : KLA）を示してきた。各州教育省は、この指針に基づき、連邦レベルで策定される教育政策・計画を考慮に入れつつ、州の教育政策・計画を開発・策定する。

各州の学校教育課程基準は、州の政策・計画で示された目標に則って、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織により開発・策定される。各州により名称は違うが、例えばビクトリア州では、ビクトリア州カリキュラム・評価機関（Victorian Curriculum and Assessment Authority : VCAA）が該当する。

(2) 教育課程基準に係わる法令

各州の教育課程基準に係わる法令には、主として「教育法（Education Act）」と「教育規則（Education Regulations）」がある。例えば、ビクトリア州では、「教育訓練改革法2006（Education and Training Reform Act 2006）」により、VCAAの責任の下、州の教育

課程基準が開発されることが規定されている。また、それにより制定された「教育訓練改革規則 2007 (Education and Training Reform Regulations 2007)」では、各学校が教育機関としての登録に際する必須事項として、学校教育カリキュラムを開発し、その評価を行うべきことが記されている。

なお、教育課程基準の開発・策定に際しては、一般に、反差別法 (Anti-Discrimination Act) や職業教育訓練に係わる法令等も参照しなければならないとされているが、これは、オーストラリアが多言語・多文化国家であること、他の先進諸国に比して中等教育修了率が低く学校教育カリキュラムに柔軟性を持たせる必要のあること等に起因している。

(3) 教育課程の基準の性格

ビクトリア州では、2005 年以降、各学校が学校教育カリキュラムを開発する際に、「ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standards : VELS)」を用いるよう求められている。VELS は、①ビクトリア州の保護者およびコミュニティに同州の教育の厳格なスタンダードを示すこと、②校長および教員が児童・生徒にこれらのスタンダードを達成させる上で最善のプログラムを考えるよう責任を促すこと、という二つの役割を持つ。つまり、VELS は、ビクトリア州の教育「基準」を示すものであり、すべての児童・生徒が身に付けるべき一連の知識・技能を示したものと言えるだろう。

オーストラリアでは、学校教育カリキュラムは、基本的に、各学校が開発・実施するものとされている。そのため、各州の教育課程基準はあくまでも指針であり、学校・教員がカリキュラムを開発・実施する際の手引きとなるよう、教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されるのが一般的である。また、特にビクトリア州では、「学校全体でのカリキュラム計画 (whole school curriculum plan)」が重視されており、各学校は、その地理的・社会経済的状況を考慮しつつ、児童・生徒一人ひとりの発達・成長に即したカリキュラムの開発を求められている。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

VELS の目的は、複雑かつ変化の激しい情報化・グローバル化社会において、すべての子どもに、①個人として、また他者との関係のなかで自身を管理・運用 (manage) する、②自身の住んでいる世界を理解する、③そのような世界で十分に (effectively) 活動するために必要な諸能力を涵養せることにある。

イ) 授業日、授業時数、1 単位時間の規定

オーストラリアの初等中等教育機関は、4 学期制を採用している。学年は、1 月下旬に始まり、12 月に終了する。学期・就業日については、州立学校の場合、教育大臣が定めると規定されている（「教育訓練改革規則 2007」）。なお、就業日 (School Term Dates) は、州教育省ホームページにて 1 年分が公開されている。授業時数や 1 単位時間についての規定は、明文化されていない。

ウ) 教科等の種類と学年配置、各教科等の目標・内容等の示し方

2008年にMCEETYAより発表された新たな国家教育指針、「メルボルン」宣言では、新たな教育目標とともに、すべての子どもが学習すべき主要学習領域（KLA）として、①英語、②算数・数学、③科学（物理、化学、生物を含む）、④人文科学と社会科学（歴史、地理、経済、ビジネス、シティズンシップ教育を含む）、⑤芸術（舞台芸術とビジュアル芸術）、⑥言語（特にアジア言語）、⑦保健体育、⑧ICT、デザインおよび技術の8領域が示された。各州は基本的に、これらの領域を核として州の教育課程基準を構成することが求められる。

図1は、ビクトリア州の教育課程基準、VELSの全体構造を示したものである。VELSでは、先に示した3つの目的（理念）を実現するため、相互に関連した3つの中心的学習領域（strand）を設定している。これら3領域は、さらにそれぞれの関連教科（domain）を内包する。

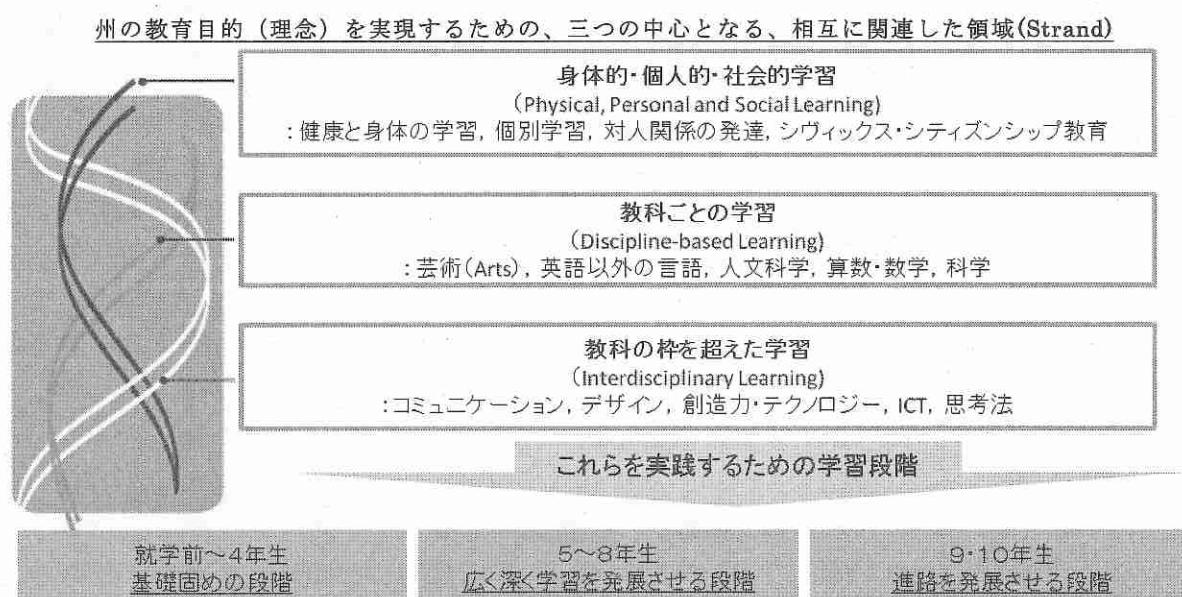


図1 ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standards : VELS) 全体の構造

出展：VCAA, Victorian Essential Learning Standards Overview, update 2007, p. 6. をもとに作成（らせん構造を示す左図は本文より抜粋）

各教科は、具体的に、相互に関連する学習フォーカス・ステイトメント（learning focus statement）とスタンダードという二つの要素により構成される。学習フォーカス・ステートメントは、児童・生徒が焦点を当てるべき学習を説明したものであり、望ましい学習経験を示すものである。教員は、これらの記述をもとに、関連する教授・学習活動を組み立てる。一方、スタンダードは、児童・生徒が各教育段階で知るべき、またできるようになるべき事項を規定したものである。各領域で児童・生徒の学習成果を評価・報告するためのスタンダードは、表1に示したように、学年別に設定されている。しかし、これらはあくまでも評価・報告を目的としたものであり、教員は必要に応じて、学習フォーカス・ステートメントを活用し、それらのスタンダードを達成する上で必要な学習を、スタンダードの設定されている学年の前・後に組み込む等、教育活動を工夫することが求められる。

なお、VELS では、各教科の目標・内容等が、レベル別に（2学年ごと）示されるとともに、教科（domain）別にも提示されており、各学校・教員は、必要に応じてそれぞれを使い分けることができるよう配慮されている。例えば、各学年のカリキュラムを組み立てる際には前者が、また学校全体の構想を考える上では後者が役に立つだろう。

表1 VELS で示される各教科（domain）の「スタンダード」
(●…当該スタンダードの設定されている学年)

VELS レベル	1	2	3	4	5	6
学年	就学前	1/2年	3/4年	5/6年	7/8年	9/10年
身体的・個人的・社会的学习						
健康と身体の学习	●	●	●	●	●	●
対人関係の発達	●	●	●	●	●	●
個別学习			●	●	●	●
シティックス・シティズンシップ教育			●	●	●	●
教科ごとの学习						
芸術（Arts）	●	●	●	●	●	●
英語	●	●	●	●	●	●
人文科学			●			
・経済学				●	●	●
・地理学				●	●	●
・歴史				●	●	●
英語以外の言語				●	●	●
算数・数学	●	●	●	●	●	●
科学			●	●	●	●
教科の枠を超えた学习						
コミュニケーション				●	●	●
デザイン・創造性・科学			●	●	●	●
ICT		●	●	●	●	●
思考法			●	●	●	●

※これらはスタンダードの提示であり、必ずしも各学年で提供される教科を示すものではない

出展：VCAA, op. cit., update 2007, p. 10. をもとに作成

才) その他

VELS には、VELS 全体の説明を記した概要書、教科（domain）およびレベルごとの学習フォーカス・ステイトメントとスタンダード等を示した各文書とともに、英語以外の言語を母語もしくは第一言語（English as a Second Language : ESL）とする子ども達に対する「移行措置的な」スタンダードを示したものと、障がいを持ったこども達に対する個別対応の必要性をまとめたものが、附属の手引き書として発行されている。これは、同国が移民受け入れ国であり、国内の児童・生徒の多様な言語・文化的な背景に配慮する必要性に起

因するものだが、一方で、すべての児童・生徒に「厳格」なスタンダードの達成を求める意志の表明と捉えることができる。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

各州における教育課程基準の改訂の周期は特に決まっていない。近年は、特に連邦政府の政策動向の影響により改訂を促される傾向が強い。ビクトリア州の教育課程基準の最新の改訂年次は、2005年である。

(6) 日本と比較した特色

日本とオーストラリアの教育課程基準は、それが学校教育の指針であり、すべての児童・生徒が達成すべき一連の知識・技能（内容）を示したものであるとの点は共通する。しかし、日本と異なるオーストラリアの特色を挙げると、主として以下の二点が考えられる。

- ① カリキュラム開発の主体があくまでも教員にあること。そのため、教育課程基準が、教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されていること。
- ② 主に評価・報告のための厳格なスタンダードは示されているものの、それらはあくまでも指針であり、その使用について法的拘束力がないこと。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

オーストラリアでは現在、ナショナル・カリキュラムの開発が進められている。具体的な作業は、前ラッド労働党政権下で新たに設置されたオーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority : ACARA）が中心となり進めている。第一段階として英語、算数・数学、科学、歴史の各領域で、2009年12月までの執筆作業、2010年2～4月までの協議を経て各地で試行が行われ、2011年以降、完全実施の運びとなる予定である。

各学習領域のカリキュラムは、学年ごとに策定され、①内容、②アーチーブメント・スタンダード、③評価の枠組み、およびその他の情報（前提、当該学習領域のねらい、当該学習領域カリキュラムの構成、一般能力、カリキュラム横断的要素）により構成される。各学習領域で特に含むべき一般的能力としては、リテラシーやニューメラシー、ICTに加え、思考力、想像力、自己管理能力等が示されるとともに、各学習領域をまたがって扱われるべき事項として、先住民の視点、持続可能な将来についての検討、アジアに関する技能・知識・理解が掲げられている。また、これまで明記されることのなかった授業時数等についても、例えば、就学前～2年生の英語であれば週7時間を標準とする等、参考とすべき数値が具体的に示されている。

2 基準の改定と普及について

(1) 基準の改定の手続き、方法

各州における教育課程基準の改定は、通常、教育大臣の要請を受け、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織の主導で行われる。改定の手続きには、一般的に、①現行カリキュラムの内容・実施状況等に関する調査、②教育専門家による協議、

③幅広い関係者を含む協議、④新教育課程基準の試行および検証が含まれる。

ビクトリア州の場合、教育課程基準の改訂は、州教育大臣の委託により、VCAA が行うことと規定されている。2005 年に発表された VELS は、具体的に、以下の手順で開発・策定された。まず、2003 年に VCAA により、義務教育期間中のカリキュラム開発および評価に関する国内外の動向を把握することを目的に調査が実施された。オーストラリア国内の他州の教育課程基準はもちろんのこと、カナダ諸州、香港、シンガポール、フィンランド等、他国のそれの検討も行われた。

その後、2004 年 3 月には、専門家を交えた二日間のセミナーが開催された。また、新教育課程の概要を説明し、その後の協議の下地となる意見を集約するために、ビクトリア州各地でフォーラムも開かれた。さらに、各学校には、協議文書 (consultation paper) が送付され、校長・教員・保護者から広く意見が求められた。また同時に、教育に関心を持つすべての人が協議に参加できるよう、VCAA のウェブサイト上に特設サイトが設けられ、VCAA が作成した 23 の設問に回答する形で、誰もが意見表明が可能な場も設定された。

このような過程を経て、2005 年、同州の新教育課程基準である VELS は発表された。しかし、最初の一年間はその妥当性を検証 (validation) する期間に設定され、オンラインでのフィードバック調査により、VELS で示されたスタンダードの適切性等の検討が行われた。また、PISA や TIMSS 等の国際的な学力調査の結果が分析・検討され、その後の改定に生かされた。2006 年以降、段階的ではあるものの、完全実施となっている。

(2) 基準の普及の方法

VELS による、スタンダードに照らした評価の実施は、段階的に実施されてきた。2006 年、一年間の検証期間の後、すべての州立学校が、VELS を基盤として学校教育カリキュラムを開発・策定するよう求められた。しかし、各教科の評価については、英語と算数・数学のみがスタンダードに照らした評価・報告を行うよう要求されるにとどまった。その後、2007 年には、芸術、英語以外の言語、科学、健康と身体の教育が、また 2008 年にはそれ以外のすべての領域でも同様の評価・報告が行われるよう指示されている。

3 教育課程の評価の方法

VELS は、主として児童・生徒のレベル別、教科 (domain) 別能力を、スタンダードに照らして評価・報告する枠組みを提供する指針であるため、毎年、各学校からの報告を検討することにより VELS の実施状況を確認することが可能である。また、リテラシーおよびニューメラシーに関しては、毎年実施される全国学力調査の結果が州ごと、地域ごとにも公表されることから、その成果を参考とすることもできる。VELS の実施計画ではさらに、当初から 2009 年を新教育課程基準導入三年後の評価の年に位置づけており、各学校が VELS を基にカリキュラムを開発する上で抱える課題の検討が行われた。

4 児童・生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体・方法

教育課程基準の開発・策定が各州の責任とされていることからもうかがえるように、現在、オーストラリアには、全国共通の学習評価基準はない。しかし、全国学力調査の対象

とされる各学習領域は、ナショナル・ベンチマークやスタンダードといった、連邦レベルで開発・策定された指標に基づき学習成果の測定が行われている。当初、これら指標の開発は、連邦および各州政府の出資による合弁企業であるカリキュラム・コーポレーション（Curriculum Corporation）が担ってきたが、現在は、ナショナル・カリキュラムの開発とともに、ACARAが責任を負っている。

一方、主にKLAに代表される通常の学習領域に関しては、各州が開発した枠組みをもとに、各学校・教員が評価している。ビクトリア州では、VELSで示された各教科（domain）のスタンダードに照らして、児童・生徒の学習を総合的に評価できるよう、学校・教員に対し、ウェブサイトを通じて様々な助言・資料が提供されている。ここでは、児童・生徒の実際の学習方法を反映した評価を行うことが特に奨励されている。

（2）評価方法の種類・評価の内容

VELSでは、先に言及したように、就学前教育段階から10年生までの間に、各教科（domain）で達成すべき知識・技能が段階別に六つのスタンダードで示されている。これらのスタンダードは、児童・生徒が各発達段階において努力目標とすべき基準である。教員は、児童・生徒が当該学年のスタンダードを達成できるよう、個々の児童・生徒に配慮した実践および評価を組み立てる必要がある。

また、リテラシーおよびニューメラシーについては、毎年、3・5・7・9年生のすべての生徒を対象に全国共通テストが実施されている。ビクトリア州でも、就学前教育段階から2年生までは、その後の教育に必要不可欠な最低限の基準であるベンチマークに照らした読解テストが義務付けられている。これらのテストによる評価は、教室活動における評価と同じく目標準拠評価ではあるものの、一律の基準で評価される点で違いがある。

（3）評価の結果と課程の修了との関連

オーストラリアでは、最初に言及したように、教育課程基準が、1（もしくは就学前）～10年生を対象としたものと11・12年生（後期中等教育段階）を対象としたものとに区分される。もちろん、10年生までの教育は、その後の教育の基礎を構築するものであり、教育内容には連続性がある。しかしながら、10年生までの評価結果と中等教育修了資格には、特別な関係はない。むしろ、11・12年生時の教科選択とその評価が、生徒のその後の進路を左右するとの位置づけにある。

（4）学習の記録の様式の設定主体

2007年以降、統一書式による保護者への通知票の配布が各州の義務とされ、児童・生徒の学習成果を5段階のスタンダードに照らして表記することが求められるようになった。そのため、各学習領域についても集団準拠的な量的把握が可能となった。しかしながら、これらはあくまでも保護者への報告とそれによる児童・生徒の学習環境の整備を念頭に置いていたものであり、通知票の形式からも分かるように、各学校・教員が、児童・生徒一人ひとりの成長をさまざまな視点から捉えていかねばならないという理念に変わりはない。

(5) 保護者への通知方法

現在、連邦政府から州政府への補助金給付の要件として、各州政府は、児童・生徒が学習した領域について、州政府もしくは学校が定めた基準に従い、A～Eまでの5段階で児童・生徒・保護者に通知することを求められている。これらの成績は、全国学力調査の結果とともに、通知票 (student report card) に記載される。また、これらの評価に加え、学習領域ごとの教員のコメントおよび全体の総評、さらにビクトリア州では、児童・生徒のコメントも加えられ、児童・生徒自身および保護者がその後の学習改善に役立てられるよう、工夫が為されている。

各学校における評価自体は目標準拠で行われるが、児童・生徒および保護者が、自身（もしくは子ども）の学習成果を、全国・州・学校の同学年集団のなかで客観的に把握することができ、かつ学校教育全体を通してその伸びを確認することができるよう、集団準拠の視点も重視されている。そのため、通知票には、その子どもが在籍するクラスや学校での平均成績が記載されるとともに、全国学力調査の結果については、州平均および全国平均が併記されるよう、注意が促されている。なお、通知票は年2回、保護者に通知され、それに基づく面接の実施も学校の義務とされている。

5 その他－政権交代と教育の影響－

オーストラリアでは、2008年1月に、それまで約12年間続いたハワード保守連合政権からラッド労働党政権へと交代した。ラッド前首相は、選挙戦の最中から、教育改革の必要性を繰り返し主張し、当時副大臣を務めていたジュリア・ギラードを教育大臣に任命した。しかしながら、政権獲得後のラッド政権およびそれを引き継いだギラード政権下で実施されている事柄は、基本的に、ハワード政権下で実施されてきたものの継続であり、ナル・カリキュラムの開発や教育成果の公開を目的とする「マイ・スクール・ウェブサイト」の運用等、国家としての「枠組み」を強化し、教育に競争・効率化を持たせる姿勢は、益々強化されていると指摘できる。

(青木 麻衣子)

【引用・参考文献】

- ・ Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (ACARA), The Shape of the Australian Curriculum Ver.2.0, ACARA, 2010. Victorian Curriculum and Assessment Authority (VCAA), Curriculum Victoria: Foundations for the Future, Summary Report of an analysis of national and international curriculum and standards documents for the compulsory years, VCAA, 2004.
- ・ VCAA, Towards a framework of essential learning: A VCAA Invitational Seminar on Curriculum Reform 29 and 30 March 2004, Seminar Report, VCAA, 2004.
- ・ VCAA, Victorian Curriculum Reform 2004 Consultation Paper, VCAA, 2004.
- ・ VCAA, Victorian Curriculum Reform 2004: Report on Consultation, VCAA, 2004.
- ・ VCAA, Victorian Essential Learning Standards: Overview, VCAA, 2005 (updated

2007).

- VCAA, English as a Second Language (ESL) Companion to the Victorian Essential Learning Standards, VCAA, 2005.
- 木村裕「第4章 カリキュラム」オセアニア教育学会研究推進委員会編『オーストラリアの教育改革』2010年, pp.52~68.
- ACARA ウェブサイト (<http://www.acara.edu.au/default.asp>)
- VELS ウェブサイト (<http://vels.vcaa.vic.edu.au/>)

シンガポール

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

教育課程の基準となるシラバス (syllabus) は、国・教育省 (Ministry of Education) が策定・発行する。教育省の WEB サイトでは、各教科のシラバスをダウンロードできるほか、検定を受けた教科書のリストも閲覧できる。

1997 年に「学校区」(school cluster) 制が導入され、全国の小中学校、ジュニア・カレッジ、中央教育学院 (Centralised institute) は東西南北に各 7 区、計 28 の学校区に属することとなった。教育省は校長職経験者から「区教育長」(Cluster Superintendent) を任命し、政府立校 (Government School)、政府補助立校 (Government Aided School) の人事管理、予算運用、シラバスの履行や成績状況の監督・指導、使用する教科書・教材の決定、学校評価や教員評価、現職研修、教材や施設・設備等の共同管理・運用などの権限を与えている。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

1957 年制定の「教育法」(Education Act) で、教育行政、学校種や名称使用、学校経営、教員人事・管理、学校評価などに関する事項が定められており、教育大臣より任命された教育長官 (Director-General of Education) にこれらの許認可権が与えられている。直近の同法改正は 2009 年。

2000 年には「義務教育法」(Compulsory Education Act) が定められ、初等教育 6 年間が義務教育に位置づけられた。同法の成立にあたり、宗教学校等の私立学校やホームスクーラーに対しても、言語教育、国民意識教育 (National Education) などの教育内容が課せられ、児童には一定水準以上の成績が求められることとなった。直近の同法改正は 2001 年。

(3) 教育課程の基準の性格

政府立校 (初等・中等学校の約 7 割)、および政府補助立校は、シラバスの基準に従って教育課程を編成することになっている。

1997 年に教育省は「教育到達目標」(Desired Outcome of Education) を定め (直近の改正は 2009 年)、初等教育や前期・後期中等教育など教育段階ごとに到達目標を明示した。各教科用シラバスは、それぞれの到達目標とともに、各教科の目的や改正のポイント、学年ごとの学習目標や教育内容、教授法、評価の方法などを詳説している。

なお、中等教育段階以上ではその修了にあたって、「普通教育修了資格」(General Certificate of Education: GCE) の各レベル試験を受験し、進学先の要件基準をパスしなければならない。GCE 試験は在学生だけでなく、不登校の生徒なども個人受験で参加することができる。このため義務教育である小学校とは異なり、中学校やジュニア・カレッジでの学修を要せずとも、これに相当する修了資格を得ることが GCE 受験により可能である。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい（理念など）

各教科を包括する教育目標や理念はシラバスには記載されていない。しかし教育省が発行する資料では、学校教育のカリキュラム全体を次のように三層構造化して示している。

①中核としての「ライフスキル」(Life Skills) …正課併行活動 (Co-Curricular Activities: CCA)、コミュニティ参画プログラム (Community Involvement Programme: CIP)、公民・道徳、生活・進路指導 (Pastoral Care & Career Guidance)、国民教育、体育

②「知識活用力」(Knowledge skills) …プロジェクト・ワーク

③教科 (content-based subject disciplines) …言語科目、人文・芸術科目、数理科目の三領域に分類される各教科目

また、現在のシラバスに通底する中長期的な教育目標、教育課程の構成方針、教授にあたっての指導原理などを謳った政策文書としては下記を挙げることができる。

- ・「考える学校、学ぶ国家」(Thinking School, Learning Nation: TSLN) (1997)
- ・「教育到達目標」(Desired Outcome of Education: DOE) (1997)
- ・「革新・創業精神」(Innovation and Enterprise: I&E) (2003)
- ・「少なく教え、多く学ぶ」((Teach Less, Learn More: TLLM) (2004)

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

学期ごとの授業の開始日や終了日、祝祭日や長期休暇期などの学校暦は全国一律であり、教育省が決定し通知する。下表は2010年度の小中学校の学校暦である。

1月上旬に新年度が始まる2学期 (semester) 制で、各学期は10週間ずつの2つの期 (term) に分けられ、年間授業週数は40週である。休暇は、各期の間に1週間、1学期の終了後に4週間、年度末に6週間設けられる。期末試験は5月と10月、中間試験は期の終わりの3月と8月に実施される。

学期	期	設定期間	2010年度の日程
第1学期	第1期	10週間	1月4日(月)～3月12日(金)
	期間休暇	1週間	3月13日(土)～3月21日(日)
	第2期	10週間	3月22日(月)～5月28日(金)
学期間休暇		4週間	5月29日(土)～6月27日(日)
第2学期	第3期	10週間	6月28日(月)～9月3日(金)
	期間休暇	1週間	9月4日(土)～9月12日(日)
	第4期	10週間	9月13日(月)～11月19日(金)
年度末休暇		6週間	11月20日(土)～12月31日(金)

1単位時間は、小学校は30分、中学校では35-40分である。CCAを除いた、1日の授業時数は原則10時限である。つまり、小学校の場合は、10時限×30分で1日の授業時間は5時間となる。実際に授業を運用するにあたっては、言語や数学などの中核教科は2コマ

連続で設定されている場合が多い。

なお、小学校は従来、午前組と午後組に分かれた半日制 (double-session) であったが、教育省は 2004 年から CCA の充実を図るために、先行して中高学年の全日制 (single-session) への移行を進めてきた。2009 年度現在、①全学年半日制 8% (15 校)、②1-2 学年が半日制で 3-6 学年が全日制 49% (86 校)、③全学年全日制 43% (76 校) となっている。

ウ) 教科等の種類と学年配置

①小学校 (6 年間)

【基礎段階】(1 - 4 年)

英語、民族母語（中国語、マレー語、タミル語から選択）、数学、理科（3 年次より）、公民・道徳、美術・工芸、音楽、保健、社会、体育。各教科の授業時数は、4 年間を平均して、英語 32%、民族語 26%、数学 22%、その他 20%（英語・民族母語・数学で全時数の 80%）となるように配分

【オリエンテーション段階】(5・6 年)

上記基礎段階の科目のうち、英語、民族母語、数学、理科については、上級 (higher) / 標準 (standard) / 基礎 (foundation) の 3 段階から選択して履修

②中学校「特別 (Special)」「快速 (Express)」コース (4 年間)

【言語科目】

英語、民族母語（標準／上級／基礎から選択）、第三言語（フランス語、ドイツ語、日本語、マレー語、中国語から選択）。第三言語のうち、フランス語・ドイツ語・日本語の外国語の履修は、小学校卒業試験 (PSLE) 成績上位 10% 以内で、外国語に優れた能力を有する生徒が対象。なお、インド系生徒はタミル語以外に、ヒンディー語、ベンガリ語、グジャラティ語、パンジャビ語、ウルドゥ語も選択可

【人文・芸術科目】

(1・2 年次) 地理、歴史、英文学、ビジュアル・アーツ、音楽
(3・4 年次) 人文総合（歴史・地理・文学・社会）のほか、選択科目（地理、歴史、英文学、中国文学、マレー文学、タミル文学、美術・デザイン、音楽、上級美術、上級音楽）から 2~4 科目を履修

【数理科目】

(1・2 年次) 数学、理科、デザイン・工学、家政
(3・4 年次) 数学のほか、選択科目（応用数学、生物、化学、物理、総合理科、デザイン・工学、食品・栄養、会計原理）から 2~4 科目を履修

【非試験必修科目】CCA、CIP、公民・道徳、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

③中学校「普通（学術）（Normal（Academic））」コース（5年間）

【言語科目】

英語、民族母語（標準／上級／基礎から選択）、第三言語（マレー語、中国語から選択）

【人文・芸術科目】

（1・2年次）地理、歴史、英文学、ビジュアル・アーツ、音楽

（3・4年次）人文総合（歴史・地理・文学・社会）のほか、選択科目（地理、歴史、英文学、中国文学、美術・デザイン、オフィス事務）から2～4科目を履修

【数理科目】

（1・2年次）数学、理科、デザイン・工学、家政

（3・4年次）数学のほか、選択科目（応用数学、総合理科、デザイン・工学、食品・栄養、コンピュータ実用、会計原理）から2～4科目を履修

【非試験必修科目】CCA、CIP、公民・道徳、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

④中学校「普通（技術）（Normal（Technical））」コース（4年間）

【言語科目】

英語、民族母語（基礎）

【人文・芸術科目】

（1・2年次）社会、ビジュアル・アーツ、音楽

（3・4年次）選択科目（美術・デザイン、オフィス事務）から1～3科目を履修。

【数理科目】

（1・2年次）数学、理科、コンピュータ応用、技術、家政

（3・4年次）数学とコンピュータ実用のほか、選択科目（理科、技術、食品・栄養）から1～3科目を履修。

【非試験必修科目】CCA、CIP、公民・道徳、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

工) 各教科等の目標、内容等の示し方

シラバスの記述は教科によって異なる部分はあるものの、概ね、目的や改正のポイント、構成原理（フレームワークやコンセプト）、学年ごとの学習目標や内容、教授法、評価方法の順で記されている。

学年区分については、英語のシラバスは小学校6年間と中学校4～5年間を接続して、speakingやlisteningなどの習得項目別に学年をまたいで柔軟に構成されている。他の教科では、1学年ごと（数学、社会、地理など）、2学年ごと（中国語、理科、美術、体育など）、3学年ごと（公民・道徳、保健など）の区分で、学習目標や内容が示されている。

才) その他

第3次（2009-2014）「教育ICTマスタープラン」（Masterplan for ICT in Education）が進行中である。同プランでは、第1次（1997-2002）、第2次（2003-2008）の成果を引

き継ぎ、①自己学習能力の強化、②個々の生徒に合わせた学習内容の提供、③学習活動の深化・応用への活用、④どこでも ICT で学べる環境の構築を目標に掲げている。具体的には、①ICT を中核に位置づけた学習活動や評価法のさらなる普及・促進、②ICT 専門教員 (specialist teacher) の育成、③専門教員やネットワークを通じて、FutureSchool@Singapore や LEAD ICT@School などの実験校の先進的な教授法や教材を共有、④全ての学校をギガビット・ネットワークで接続し、児童・生徒に無線接続型 PDA を配布といった方針を立てている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

改訂周期は教科によって異なるが、言語科目や数学、理科などの主要教科は概ね 5 年ごとに改訂されてきた。小中学校の各教科の最新の改訂年次は下記の通りである。

ア. 小学校…英語 (2010)、中国語 (2007)、マレー語 (2008)、タミル語 (2008)、数学 (2007)、理科 (2008)、公民・道徳 (2007)、美術・工芸 (2009)、音楽 (2008)、保健 (2007)、社会 (2008)、体育 (2006)

イ. 中学校

【言語科目】英語 (2010)、中国語 (2002)、マレー語 (2002)、タミル語 (2002)

【人文・芸術科目】地理 (2006)、歴史 (2006)、英文学 (2007)、ビジュアル・アーツ (2009)、音楽 (2008)、中国文学 (2006)、マレー文学 (2008)、タミル文学 (2008)、社会 (2005)

【理数科目】数学 (2007)、理科 (2008)、デザイン・工学 (2007)、家政 (2008)、コンピュータ実用 (2007)、技術 (2001)

【非試験必修科目】公民・道徳 (2007)、体育 (2006)、

(6) 日本と比較した特色

①小学校高学年で言語科目が習熟度別コースに、また中学校は学力別クラスに分けされることから、同一学年や同一教科であっても、コースやクラスによって教育課程の水準や内容が異なっている。

②後述の通り、国家試験である初等教育段階の「小学校卒業試験」(Primary School Leaving Examination: PSLE)、中等教育段階での GCE 試験を通じて、教育省が全ての児童・生徒の学力データを常時把握し、精度の高い学力動向分析を行っている。

③第 1 次 (1997-2002) 教育 ICT マスター プランの段階で、全ての学校で授業時間の 30% で ICT を利用するという目標を掲げ、現在では全国の学校、全ての教科で ICT を利用した授業が普及している。教育省の WEB サイトには検定済のネットワーク活用型のインターラクティブ教科書 ("i-Text") のリストも掲示されている。

④公民・道徳のほか、国民意識教育の時間が設けられ、自国の近現代史を学び、愛国心を涵養する体験型・課題発見型の教育活動が展開されている。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

以前、小学校では 4 年終了時に振り分け試験（英語、民族語、算数、理科の 4 教科）が行われ、5・6 年は学力別に 3 つのクラス (EM1/EM2/EM3) に分かれていた。EM1 と EM2 の

児童は英語、算数、理科は同じ内容を学ぶが、民族語では EM1 は上級、EM2 が中級となり教科書も異なっていた。また EM3 の児童は、英語は同じだが、民族語、算数、理科は生活実践的な基礎レベルの内容を学んでいた。

2004 年に教育省は EM1 と EM2 を統合し、08 年には EM3 を廃止した。振り分け試験も各校が独自に問題を策定して、実施時期も自由に設定して良いことになった。これ以降、各校では教科別に学習集団が構成 (subject-based banding) され、5・6 年児童は通常クラスに在籍したまま、教科ごとに標準や基礎の各コース（民族語には上級コースも用意）を選択・履修している。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

教育省のカリキュラム計画・開発局 (Curriculum Planning and Development Division) が中心となって策定する。教育内容等の大幅な改訂や中長期的な計画の策定にあたっては、国立教育学院 (National Institute of Education: NIE) の研究者や現場教員、保護者や企業等の各種団体の代表者などが加わって、専門の審議会が設けられることが多い。

(2) 基準の普及の方法

審議会方式で検討される場合、校長や副校長、主任教諭などの教員へのインタビュー、保護者や関係団体との協議、各種の公開セミナーの開催、電話・新聞・雑誌・インターネットを用いたパブリック・オピニオンの募集などを重ね、また実験校 (pilot school) での試行成果を踏まえて、新しいシラバスの指針が打ち出される。近年設けられた専門委員会の設置年→報告書提出年→実施年の経緯を整理すると下記のようになる。

- ・「ジュニア・カレッジと後期中等教育に関する検討委員会」…設立 2002 年 4 月→報告書提出 2002 年 10 月→2006 年度より新カリキュラムを実施
- ・中国語カリキュラム・教授法検討委員会…設立 2004 年 2 月→報告書提出 2004 年 11 月→シラバス改訂 2007 年
- ・「マレー語・タミル語カリキュラム・教授法検討委員会」…設立 2005 年 1 月→報告書提出 2005 年 11 月→シラバス改訂 2008 年
- ・「英語カリキュラム・教授法検討委員会」…設立 2005 年 9 月→報告書提出 2006 年 10 月→シラバス改訂 2010 年
- ・「初等教育検討・実施委員会」…設立 2008 年 10 月→報告書提出 2009 年 3 月→2016 年度までに全ての小学校の一部制移行を完了。

(3) その他

教育課程の達成状況を把握するために、下記のような組織が設けられている。

①学校評価局 (School Appraisal Branch) …学校の自己評価の分析や外部評価の実施、

後述の「学校表彰基本計画」(Masterplan of Awards) の運用を担当している。

②学校コクピット・システム管理センター (School Cockpit Administration Centre)

…2002 年に導入された学校コクピット・システム (School Cockpit System) を運用する。同システムでは、WEB ベースで全国の学校教員の授業計画や教材、評価資料が

一元的に管理されている。

3 教育課程の評価の方法

ア) 学力調査（ナショナル・テスト）

- ①小学校卒業試験（PSLE）…小学校卒業時に、全ての小学生が英語、民族母語、数学、理科の4教科を受験する。
- ②普通教育修了資格（GCE）試験…中等教育段階には、標準（Normal）、普通（Ordinary）、上級（Advanced）の各レベル別の修了試験がある。求められる成績基準は進学希望先の学科や履修コースの要件等による。

これら PSLE と GCE の試験の結果は、教科別の動向、成績上位者、成績上位校、民族別の成績状況などといった観点から分析され、教育省の WEB サイトで毎年公開されている。

イ) 教育課程の基準の評価

毎年教育省は、「学校表彰基本計画」（Masterplan of Awards）に従い、各領域で秀でた成績を収めた小中学校を下記のように報賞し、WEB 上でその結果を公開している。

- ①最優秀校賞（School Excellence Award）
- ②優秀校賞（School Distinction Award）
- ③ベスト・プラクティス賞（Best Practice Award）…経営効率、全人教育、職員の福利、教授法などの観点から評価
- ④人格形成優秀賞（Outstanding Development Award）…国民意識教育部門と人格形成部門の2分野で評価
- ⑤継続優秀賞（Sustained Achievement Award）…学力向上率、芸術、スポーツ、制服活動、健康増進の各分野について評価

また、中学校については、保護者や生徒が学校選択の指標として活用できるように、学術や非学術の分野で優秀な成績を収めた学校を一覧表形式（School Achievement Table）にまとめて WEB 上で毎年公開している。

4 児童・生徒の学習の評価

（1）基準設定の主体

- ・教育省…通常の授業の評価指針や基準、また後述の「学校修了証」（School Graduation Certificate）の書式を設定する。
- ・シンガポール試験・評価局（Singapore Examinations and Assessment Board: SEAB）…PSLE や GCE などの国家試験の基準を設定する。

（2）基準設定の方法

- ・教育省…通常の各教科の評価指針や基準、方法をシラバス改訂で提示する。
- ・SEAB…PSLE や GCE などの国家試験の基準を毎年提示する。

（3）評価方法の種類

目標標準拠評価と集団準拠評価を併用する。例えば、GCE 試験などの国家試験は修了試験

であるから、目標標準拠型の評価である。これまで日頃の授業の理解度を測る中間試験や期末試験、CCA の競技会などで集団準拠（相対評価）が多用されてきたが、近年は自己評価やピア評価、ポートフォリオ評価、教員による観察といった目標標準拠型の評価活動を多角的に取り入れることが奨励されている。

(4) 評価の内容

観点別評価は各教科での学習態度や CCA の活動実績、評定は試験成績を基準に示される。

観点別評価の基準は、教科の特性によって異なる。例えば理科と中国語の観点は下記のようにシラバスで示され、さらに細かな学習目標に分かれている。

- ・理科…①「知識・理解・応用」(Knowledge, Understanding and Application)、②「技術・過程」(Skills and Processes)、③「意欲・態度」(Ethics and Attitude)
- ・中国語…①言語能力、②人間性（中国語文化への愛着など）、③運用能力

また、CCA の評価基準は、役員歴(Leadership)、人格形成プログラム参加率(Enrichment)、代表・受賞歴(Achievement)、参加率(Participation)、奉仕活動(Service)の5領域（頭文字から LEAPS と呼ばれる）で示され、これらの情報は上級校が入学者決定の際に判定資料として利用する。CCA の評点は A1 (25 以上)、A2 (20-24)、B3 (16-19)、B4 (13-15)、C5 (10-12)、C6 (8-9)、D7 (4-7)、E8 (1-3)、U (0) で示される。

GCE の評点は、A1 (75 点以上)、A2 (70-74)、B3 (65-69)、B4 (60-64)、C5 (55-59)、C6 (50-54)、D7 (45-49)、E8 (40-44)、9 (39 点以下) で示される。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

前述の通り、中学校以上では平素の授業の成績と課程の修了には関連がない。授業に出席せずとも、GCE 試験で所定の成績を収めれば、これに相当する修了資格を得ることが可能である。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学期末に配布される成績表は “Report Book” と呼ばれる。教育省のコンピュータ・データベースから各教科の成績や CCA などに関する情報をプリントアウトし担任が署名する。したがって全国同一の様式である。

また、中学校以上では卒業時に、教育長官名で「学校修了証」が発行・配布される。様式は教育省が定めており、①学業成績 (Academic Achievement)、②CCA の成績、③個人記録 (Personal Qualities) の各項目である。学業成績欄には GCE の各レベル試験の結果、また個人記録欄には人格特性、学習への取り組み、市民意識・社会的責任感、リーダーシップなどが記載される。

(7) 保護者への通知方法

上記 (6) の様式を用いて通知される。

4 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前教育段階は義務教育ではない。前述の「教育法」(Education Act) の“学校”的定義に属する幼稚園(Kindergarten)と、「チャイルド・ケア・センター(Child Care Centres: CCC) 法」に定められた CCC に大別される。教育機関である前者は教育省が、社会福祉機関の後者はコミュニティ開発・青少年・スポーツ省 (Ministry of Community Development, Youth and Sports) が所轄官庁である。

教育省内で就学前教育を担当するのが、教育プログラム局 (Education Programmes Division) の就学前・特殊教育課 (Pre-school & Special Education Branch) に置かれた就学前教育室 (Pre-school Unit) である。Pre-school Unit は、2003 年に幼児教育指導用のシラバス「幼稚園カリキュラム・フレームワーク」("A Framework for a Kindergarten Curriculum in Singapore") を刊行し、幼児教育の指針や教育課程の構成方法、教授法を示した。

なお、保育者の資格や養成・研修制度に関しては、その質的向上を図るために、2001 年に教育省とコミュニティ開発・青少年・スポーツ省が、「就学前教育資格認定委員会」を設置し、幼稚園と CCC の保育者資格・養成制度を統合した。同委員会は両省の担当局長、大学や NIE などの学識者で構成され、国内の保育者資格や養成・研修のプログラム内容、また海外の養成機関が発行した資格の評価・認定を行う。

(2) 必修と選択の問題

小学校では、1 - 4 学年までを基礎段階と位置づけており、選択科目の設定はないが、5 学年からは前述の通り、英語、民族母語、数学、理科については、上級 (higher) / 標準 (standard) / 基礎 (foundation) の 3 段階から選択・履修することになる。

中学校では、1・2 学年は必修科目が大部分であるが、3・4 年次では成績や進学希望先に応じて、一部の教科を除き、ほとんどの科目を選択科目群の中から選択・履修する。

教育政策全般において、試験結果に基づいて生徒を学力別クラスに配分するなど、“能力志向”(ability-driven) 型の教育理念が浸透している。価値教育や CCA、体育などは必修科目であるが、授業科目全体としては選択科目が教育課程の柱として位置づけられている。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

国土面積の小さな国であるから、日本の地方自治体に類する行政組織はない。教育行政は中央政府・教育省が一元的に統括している。

(4) 政権交代と教育の影響について

1965 年の建国(1959 年の内政自治権の獲得)以来、政権交代はなく、人民行動党(People's Action Party)が一貫して政権党の座にある。現在の国会議席数全 84 の内、82 議席を PAP が占め、政権交代の可能性はほとんどない。経済状況も極めて順調で、既に一人当たり GDP 値で米国や日本を上回る経済水準に達し、2010 年 11 月の貿易産業省の発表では、10 年第 3 四半期の実質 GDP 成長率は前年同期比 10.6%、2010 年通年の成長率見通しは前年比 15.0% 前後で、アジア太平洋圏内では中国をも上回る最高の成長率が見込まれる。

このようなことから現時点では、政権交代や著しい経済不振といった外部要因によって教育政策が大幅に変更されるといった事態は想定しにくい。

(池田 充裕)

【主な参考資料】

- ・各教科のシラバス（教科の目的、学年ごとの学習目標や内容、教授法、評価基準など）は、教育省の該当サイト（<http://www.moe.gov.sg/education/syllabuses/>）を参照。
- ・PSLE や GCE の情報は、SEAB の WEB サイト（<http://www.seab.gov.sg/>）を参照。

中 国

1 教育課程基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

教育課程の基準は国（教育部）が策定している。これを基に、省・自治区・直轄市が地域内の基準を策定する。中国の教育課程の基準（「課程方案」）は、全体としての編成方針や開設科目・時間配分に関する基準を示す「教学計画」（1992年に「課程計画」に名称変更）と、各教科の目標や内容等の基準を示す「教学大綱」（2001年に「課程標準」に名称変更）からなる。両者とも国が策定している。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ア) 学校種、修業年限、教育課程の基準の設定主体

小学校及びそれに続く初級中学（前期中等教育段階）が義務教育であり、修業年限は9年（教育法第18条、義務教育法第2条）。法律で「就学」の義務が定められており、すべての子どもは学校に入学して教育を受けなければならない（教育法第18条（1995年）、義務教育法第5条（1986年制定、2006年改正）。

教育課程の基準の設定主体は、次のとおり、義務教育法第35条に規定されている。「國務院教育行政部門（教育部）は、教育制度、教育・学習内容、教育課程を確定し、試験制度を改革し、高級中学（後期中等教育段階）の生徒募集方法を改善し、以て資質教育の実施を推進しなければならない。」

イ) 授業日（数）、授業時数、教科等の構成・配当時数

国が定める教育課程の基準である「教学計画」又は「課程計画」において、年間授業日数、授業時数、教科等の構成、配当時数が定められている。

ウ) 各教科等の目標・内容等

国が定める各教科の教育内容の基準である「教学大綱」又は「課程基準」において、各教科等の目標・内容等が定められている。

(3) 教育課程の基準の性格

義務教育学校では「國務院教育行政部門が定めた指導的な教育課程の基準と省レベル政府の教育行政部門が定めた教育課程の基準に従って教育活動を行わなければならない。」とされ、教育課程の基準は学校が守るべき基本的方針・基準として示されている（国家教育委員会「義務教育法実施細則」第20条、1992年）。

教育課程の基準の目標・内容から、教育課程の基準は、国が児童・生徒に身につけるべき基本的な知識や技能の基準を記したものであるといえる。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

教育部が2001年7月に発表した「基礎教育課程改革要綱（試行）」¹によると、現行の同年改訂の教育課程基準の目標は、国民の資質向上のために、創造力と実践能力の育成に重点を置き、児童・生徒の一人一人の心身の発達を促すとともに、生涯にわたって学習することができる力を身につけさせること、である。この目標実現に向け、教育課程をいかなる理念のもとで編成し、実践していくかについて、同文書では次のとおり示している。

- ・教育課程については、過度に知識の伝授を重視していた傾向を改め、積極的で主体的な学習態度を養い、基礎的な知識と基礎的な技能を習得させると同時に、学習過程や正しい価値観を養う過程を重視する。
- ・課程の編成については、教科学習中心で、科目が多く、総合性に欠ける現状を改め、9年一貫の教育課程における各科目と授業時間の比率を課程全体として定めるとともに総合科目を設置し、異なる地域や児童・生徒の発達の需要に応じて、課程編成の均衡性、総合性、選択性を体現するようとする。
- ・課程の内容については、「難度が高く、煩雑で、バランスを欠き、内容が古い」現状及び書籍の知識を偏重する現状を改め、課程内容と児童・生徒の生活及び現代社会と科学技術の発展との結びつきを強化し、児童・生徒の学習への興味関心と経験を重視し、生涯学習に必要な基礎的な知識と技能を精選するようとする。
- ・教育実践においては、受け身、丸暗記、機械的な訓練といった現状を改め、児童・生徒が主体的に授業に参加し、探求を楽しみ、進んで体を動かすように指導し、児童・生徒の情報収集及び情報処理能力を養い、新しい知識の獲得能力、問題分析能力、問題解決能力、コミュニケーション能力及び協力の能力を養う。
- ・課程評価については、選別と選抜の効果を強調しすぎりのような評価を改め、評価によって児童・生徒の発達、教員の資質向上、教育実践の改善に効果をもたらすようとする。
- ・課程の管理については、画一的な状況を改め、国、地方、学校の3つのレベルでの管理を実施し、教育課程を地方、学校、児童・生徒の能力に合ったものにする。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

学年度は9月に始まり、7月に終わる。2学期制で、第1学期は9月から翌年1月ないし2月初めまで、旧正月を挟んで冬休みの後、2月末頃から7月中旬までが第2学期となる。年間の週配分は表1のとおり。1995年から学校週5日制を実施している。

1単位時間は、一般に、第1～第6学年（小学校）は40分、第7～第9学年（初級中学）は45分。北京市では、年間授業期間35週、1単位時間40～45分。上海市では、年間授業期間34週、1単位時間は、第1～5学年では35分、第6～第9学年では40分。

表1：小学校及び初級中学の年間週配分

	小学校・初級中学	備考
授業	35	初級中学最終学年の第2学期は、授業期間を2週減らし、試験期間を2週増やす。
学校裁量	2	
期末試験	2	
休暇	13	夏・冬休み、祝祭日を含む。
合計	52	

出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001年又は「基礎教育課程改革綱要（試行）」2001年。

ウ) 教科等の種類と学年配置

表2は国が定める義務教育段階の教育課程基準である。国の基準を参考にして、省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準が策定される。表2は北京市の教育課程基準である。

表2：義務教育段階の教育課程基準

教 科 目	学 年									時間配分 (%)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	品徳 と 生活	品徳 と 生活	品徳 と 社会	品徳 と 社会	品徳 と 社会	品徳 と 社会	思想 品徳	思想 品徳	思想 品徳	7~9
	歴史と社会（又は歴史、地理を選択）									3~4
	科学（又は生物、物理、化学を選択）									7~9
	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	言語・ 文学	20~22
	算数	算数	算数	算数	算数	算数	数学	数学	数学	13~15
	外国語									6~8
	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	10~11
	芸術（又は音楽、美術を選択）									9~11
		総合 実践 活動	7~8							
	地方及び学校が定める課程									10~12
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	274
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522

表注：時間数は単位時間。1単位時間は第1~6学年（小学校）40分、第7~9学年（初級中学）は45分。
出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001年。

表3：北京市の義務教育課程基準と配当時数（6-3 制用）

年次 週あたり時数 (コマ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	9年間の授業時数総計		
科目												
品德・生活	2	2										
品德・社会			2	2	2	2						
思想品德							2	3	2-3			
歴史・ 社会							3	3	2	3	309	175
地理							2	2			140	309 又は 315
科学			2	2	2	2					280	
物理											169	
科学							4	4	5	445	99	725 又は 723
生物							3	2			175	
言語・文学	8	8	6	6	6	6	5	5	5-6		1915-1948	
数学	4	4	4	4	4	5	5	5	5		1390	
外国語	2-3	2-3	3	3	3	3	4	4	4		972-1042	
体育	3-4	3-4	3	3	3	3					939-1009	
体育・健康							3	3	3			
芸術	音楽	4	2	4	2	4	2	4	2	2	1	976
	美術	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	488
総合実 践活動	うち：労働技術					110			100		210	
	うち：情報技術					70			70		140	
	研究的学習											630
	地域奉仕・社 会実践活動					140			140		280	
地方及 び学校 が定め る課程	うち：書写			1	1	1	1				140	
	自主 配置					655-865						795-1005
週あたり時数 (合計)	26	26	30	30	30	30	34	34	34		9522	

出典：北京市教育委員会「北京市実施教育『義務教育課程設置実験方案』の課程計画（試行）」、2004年。

工) 各教科等の目標、内容等の示し方

各教科の目標や内容等の基準である「課程標準」（又は教学大綱）は、「前言」「目標（及び内容）」「実施に当たっての意見（指導案の作成、評価の方法等）」から成る。

各教科の目標は、9年制義務教育の課程の全体に及ぶものでなければならず、教科ごとに全体目標が定められ、その下に、学年別の目標・内容が定められている。各教科の目標及び児童・生徒が基本的に身につけるべき内容は、「知識と技能」「過程と方法」「意欲・態度と価値観」の3つに分けて示すことになっている（教育部「基礎教育課程改革要綱（試行）」2001年）。

例えば、「言語・文学」の場合、第1～第2学年、第3～第4学年、第5～第6学年、第7～第9学年の4段階に分けて、教科の目標と内容を「知識と技能」「過程と方法」「意欲態度と価値観」の3つの観点から示している。数学（算数）の場合、教科の目標を、第1段階（第1～第3学年）、第2段階（第4～第6学年）、第3段階（第7～第9学年）ごとに分けて「知識・技能」「数学的思考」「問題解決」「意欲態度と価値観」の4つの観点から示している。内容については、上記3段階ごとに具体的に「数と代数」「空間と図形」「統計と確率」「実践と総合応用」というテーマに分けて身につけるべき内容と実践例が示されている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

改訂の周期については、文化大革命の影響もあり、定期的な作業は行われていない。最近の改訂としては、1992年制定の義務教育段階の課程基準（1993年実施）が2001年に改訂された。高級中学については1990年に制定された課程基準が2003年に改訂された。

(6) 日本と比較とした特色

- 国が定めた教育課程の基準に基づき、各省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準を設定できる。例えば、基準上、外国語は小学校3年から開始となっているが、北京市や上海市では1年から実施されている。省レベルの教育委員会は国が定める課程の実施計画と地方が定める課程を定め、教育部に報告する。
- 義務教育段階の区切りも、地域によって、6-3制の場合と5-4制の場合がある。教育課程の基準は、従来、初級中学と高級中学の一貫した課程としてみなして編成されていたが、1992年の基準から小学校と初級中学が9年制義務教育を連続する課程として一体的に捉えて教育課程が編成されるようになった。なお、上海市では高級中学までを一体とした教育課程編成にしている。
- 新しい教育課程を全国実施するに当たっては、まず一部地域で先行的に実施し、その結果を踏まえて本格実施に移している。
- 各教科の授業時間の配当を割合で示し、地域や学校が現状に応じて弾力的に設定することができるようになっている。
- 地方や学校の特色を生かした教育課程編成づくりを推進している。教育課程を「国が定める課程」「地方が定める課程」「学校が定める課程」から成る3層構造とし、地方や学校に教育課程の編成権を認めている。基準では、国が定める課程は総時数の80~84%、地方及び学校が定める課程は総時数の16~20%とすること、としている。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

上述のとおり、中国では教育課程の基準は国が定めており、これを省・自治区・直轄市が地域の実情に合わせ調整して実施できることになっている。しかし、全国同一の基準が多くの地域で実施されてきた。運用面の画一性や基準自体の画一性が問題として指摘されてきたにもかかわらず、暗記中心の知識詰め込みによる教育が長年続いており、地域や児童・生徒の多様な要求に対応できていない状況が見られた。その背景には、過熱した受験競争の存在があった。

こうした受験対応型の教育を克服するために、教育部は1990年代後半より「資質教育（素質教育）」の実施を提唱している。資質教育とは、受け身、丸暗記といった学習の現状反省し、創造力や実践能力など、子どもの持つ様々な資質を育て伸ばす教育のことである。1999年に中国共産党中央と国務院（内閣）が開催した全国教育工作会议において、資質教育の全面的推進が国の教育改革の中心課題に据えられることになった。この資質教育の推進という方針のもと、教育課程の改訂作業が進められ、2001年に新課程が発表された。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定する。教育部は一部の師範大学内に「基礎教育課程研究センター」を設置し、教育課程研究を行わせている。現行の基準の制定には5年の歳月を要した。

現行の基準発表までの経緯は以下のとおりである²。

- ・1996年7月～1997年末：教育部基礎教育司は6大学及び中央教育科学研究所の教育課程の研究者からなる組織をつくり、1993年実施の義務教育課程の実施状況の調査を実施。9つの省・市の児童・生徒16,000人、校長、教員、各界の関係者等2,000人を対象に調査を実施。そのデータと資料が新しい教育課程改革の根拠に。
- ・1998年～：国際比較研究を実施、イギリス、アメリカ、カナダ、ドイツ、日本、オーストラリア、韓国、タイ等の教育課程改革の経験を調査。
- ・1998年～：上記二つの調査結果について、課程改革に関わる研究者と教員が検討を行い、教育課程改革に関する基本的な理念を提示。1998年より教育課程改革の指針「基礎教育課程改革指導綱要」起草。その後、討論会を開催し、修正を繰り返す。
- ・1999年～：教育部「21世紀に向けた教育振興行動計画」及び中国共産党中央・国务院「教育改革を深め、資質教育を全面的に推進する決定」発表。これらの文書において、2000年までに課程基準の素案作成や、創造性と実践能力の育成を中心とした編成方針を提示。
- ・2001年6月：最終的に教育部内党组织の審議を経て、教育部「基礎教育課程改革要綱（試行）」を公布。教育課程改革の方針決定。各教科内容の基準や教材等も改訂。

(2) 基準の普及の方法

中国では、教育基準を全国実施する前に、一部地域で先行実施し、その様子を見ながら調整を行い、その後全国で実施する方法が採られている。現行の義務教育段階の課程基準については、2001年より一部地域（国レベルの実験区38の県・市）で試行後、2002年に試行地域（2002年に省レベルの実験区500の県・市）を拡大し、その結果を踏まえた上で2005年からは学年進行で全国実施されている。

新課程を試験的に実施する一方で、教育現場が新しい教育課程にスムーズに移行できるよう、教育部は2007年までにすべての教員が新課程の理念や内容を学ぶ研修を受けることとしている³。また、印刷物を配布して社会に対しても周知するようにしている。

3 教育課程の評価の方法

(1) 学力調査

費用の問題もあり、全国的な学力調査を行っていない。しかし、教育部の組織である「教育部基礎教育課程教材発展センター」は一部地域を対象に2003年より学力調査（呼称は「国家中小学学業質量監控項目」「中小学学業質量分析、反馈与指導系統項目」「学業質量分析

測試」など)を実施している。同調査は、小学校3年生と中学校2年生を対象に、筆記試験とアンケート調査を実施して行うもので、抽出調査である。筆記試験の科目は、小学校3年生が中国語と算数、中学2年生が中国語、算数、英語、科学(総合)である。結果は地域、学校、個人にフィードバックされるとともに、国の政策立案や教育内容の改善のためのデータとして提供されている。

(2) 教育課程の実施状況の調査

教育課程の実施状況の調査⁴については、教育課程の改善に向けて周期的に評価、分析を行うこととされている⁵。全国単位で行われているのではなく、地方ごとに教員や校長に対してアンケートを行い、新課程を実施した結果や実施上の問題点などを調査している。

4 児童・生徒の学習の評価

(1) (2) 基準設定の主体・基準設定の方法

国が全国共通に定める学習の評価の基準はない。地域や学校により異なる。

(3) 評価方法の種類

教科等の評価は目標標準評価で行われる。

評価は等級法(4又は5段階)又は百点法(90~100点=優秀、75~89点=良好、60~74点=合格、59点以下=不合格)がある。評価は評語を組み合わせて行われることもある。

上海市では、小学校段階では等級による評価が、初級中学段階では等級法と百点法、評語を用いた評価を合わせることが重視されている。

評語による評価は教員だけで行われるのではなく、場合によっては、同級生、本人、保護者などの意見を踏まえて行われる。

(4) 評価の内容

各教科については、教育部「基礎教育課程改革要綱」(2001)及び義務教育課程標準(2001)で、「知識と技能」「過程と方法」「意欲・態度と価値観」の観点から教科の目標と内容が設定されている。

上海市における教科学習の評価については、教科ごとに「知識・技能」「過程・方法」「関心・態度および価値観」の観点から定められた目標と内容に基づき、児童・生徒の「学業成績(教科の知識。原語は「学習成績」)」「学習態度(習慣・態度。原語は「学習表現」)」「学習能力(コミュニケーション能力、探究能力)」「実践能力(実験能力、操作能力、応用能力)」の観点から評価することといった規定がある⁶。観点は全教科共通であるが、一部の実技に関する教科では別の観点を特別に加えてもよいことになっている。「学業成績」については「知識・技能」に、「学習態度」については「関心・態度および価値観」に、「学習能力」および「実践能力」については「(学習の)過程・方法」に重きを置いて評価することになっている。

このほか、児童・生徒の行動や性格の評価も行われている。行動や性格の評価については、児童・生徒の総合的な資質を評価することを目的とした「総合素質評価」が近年導入されつつある。この評価には、「道徳性」「公民的資質」「学習能力」「コミュニケーション

「能力・協力能力」「体力・健康」「表現力」の6つの観点が設けられている。同評価は、評語と等級による評価でなされる。評語については、入学から卒業までの総合的な評価が記述され、等級評価については「A、B、C、不合格」の段階評価で行われる。総合素質評価の「学習能力」の評価は、教科学習の評価結果に基づいてなされる。なお、総合素質評価は、上級学校での入学者判定の材料として用いられる。

(5) 評価結果と課程の修了との関連

初級中学の卒業にあたっては、省、市・県などの地域ごとに共通卒業試験を実施（地域別の統一試験）。共通卒業試験と高級中学入学のための統一試験（地域別に実施）を兼ねて実施するところも少なくない。

受験のための過重な学習負担が児童・生徒の創造力育成の妨げになっているとの指摘を受け、2005年に教育部は、一定地域ごとに実施されている初級中学卒業試験については試験科目数の削減や試験内容の難易度の引き下げを、また、省単位で実施されている高級中学入学試験については学業成績だけでなく初級中学在学時の品行など生徒の資質面の評価も重視することを、各地方に指導している。例えば、上海市（05年～）、山東省（08年～）などの地域では、初級中学の卒業試験を高級中学の入学試験と兼ねて行うようになっている。そのさい、在学時の学業成績や在学中の成績を加味した卒業試験が行われている。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学習の記録の様式についての国の統一的な基準はない。地方・学校ごとに異なる。評価記録の保存期間についても学校により異なる。

(7) 保護者への通知方法

保護者への通知方法として通知表がある。通知表は「学生手帳」「学業成績手帳」など呼び方は様々である。通知表の形式は、地方・学校ごとに異なる。

(8) 近年の動き

上海市は2009年にOECD生徒の学習到達度調査（PISA）に初めて参加した。2012年度調査にも継続して参加する予定である。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前教育は、3歳から小学校入学までの幼児を対象に幼稚園で行われる。農村では小学校に幼稚園学級が付設されている場合もある。就学前教育は義務教育に含まれない。一般に3年制だが、2年制又は1年制の幼稚園もある。形態としては、終日預かる全日制のほか、半日制、定時制、1週間続けて預かる寄宿制などがある。農村では農繁期などの期限に限って開設される季節制の幼稚園もある。国は、幼稚園の普及のため、地方の行政機関が設置する以外に、企業、社会団体、個人が幼稚園を設置運営することを奨励している。

幼稚園は有償である。省・自治区・市又は地区（省の下の行政区画）の教育行政機関が

関係機関と調整をして徴収費目及び基準額を定める。

(2) 中央集権と地方分権の考え方

行政形態としては、中央集権的な体制を探り、中央政府が全国統一の政策、制度を制定している。しかし、広大な国土と約13億の人口を抱える中国は、経済、社会、文化的状況が各地方によって大きく異なる。そのため、中央が定めた政策や制度を画一的に施行することを求めるのではなく、地方の実情に合わせて実施することを認めている。

教育行政においても、中央政府が全国的な方針・政策、制度、基準を定めるが、これを各省・自治区・直轄市がそれぞれの事情に応じて運用している。とりわけ、初等中等教育の設置管理については、地方の責任とされ、地方の状況に応じた運営が求められている。

近年の動きとしては、権限をより下級の機関や学校に委譲する「分権化」の方向で改革が進められており、地方や学校の裁量権を拡大する傾向にある。ただし、原則を逸脱しないよう中央政府が地方を監督指導しており、原則的な面での中央の統制は維持されている。

(3) 政権交代と教育の影響について

中央政府には教育を一元的に統括する機関として「教育部」が置かれている。政府内での教育部の位置づけは高く、中国共産党中央が長年掲げているスローガンである「科学技術と教育による国家振興（科教興国）」に示されるとおり、国家の発展戦略において教育は重要な位置を占めている。そのため、国家主席（国家元首）や国务院総理（首相）の交代においても、経済発展に貢献する人材の育成を担う教育を重視する態度に変化はみられない。

（日暮 トモ子）

【主要参考文献・資料】

- ・鐘啓泉ほか主編『為了中華民族的復興 為了每位學生的發展－「基礎教育課程改革綱要（試行）解説－』、華東師範大学出版社、2001年。
- ・教育部「基礎教育課程改革綱要（試行）」、2001年。
- ・教育部「義務教育課程設置実験方案」、2001年。
- ・文部科学省編『諸外国の行財政制度』ぎょうせい、平成12年。
- ・文部科学省編『諸外国の初等中等教育』ぎょうせい、平成14年。
- ・文部科学省編『諸外国の教育改革の動向』ぎょうせい、平成22年。

¹ 原語は「基礎教育課程改革綱要（試行）」である。本文中では訳語を用いる。

² 王湛「建立具有中国特色の基礎教育課程体系」教育部基礎教育司・英語課程標準研制組編『全日制義務教育 英語課程標準（実験稿）解説』、北京師範大学出版社、2002年、6頁。

³ 教育部「2003－2007年中小学教師全員培訓計画」、2004年。

⁴ 上述のとおり、中国では、新しい教育基準を全国実施する前に、一部地域で先行実施し、

微調整を行った後に全国で実施する方法が採られている。教育部の新課程実験区評価課題チーム（国家基礎教育課程実験区工作評価団）は、2001年制定の新しい教育課程の試行段階における状況を把握するために、同年12月と2003年3月、国家レベルの実験区に対して2度調査（2001年は10実験区、2003年は12実験区）を実施している。2004年12月にも調査を実施しているが、実験区を対象としたものではない。調査は座談会の開催、実地調査、アンケート調査の手法で行われ、アンケートは教員や児童・生徒に対して行っている。評価団はいくつかのチームから成り、1チームは7人程度で、メンバーはチーム長（教育庁の庁又は大学の学長）1人、教育部職員1人、師範大学基礎教育課程研究センター代表者2人、国家レベルの実験区の代表者2人及び随行記者1人という構成である。アンケートでは、「新課程改革の理念と目標が実現できているか」「児童・生徒が主体的に授業に参加しているか」「児童・生徒の学習評価をどのように行っているか（試験、日常的な学習態度等から選択）」などの項目がみられる。

⁵ 教育部「基礎教育課程改革要綱（試行）」2001年。

⁶ 上海市教育委員会（2006）「上海市初中学生学業評価工作方案（試行）」。上海市では、日常的な学習の評価記録を「成長記録冊」と呼んでいる。

台 湾

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

台湾では、就学前教育、義務教育（初等教育6年と前期中等教育3年）、後期中等教育（普通教育の高級中学と職業教育の高級職業学校に分岐）の全教育段階で、中央政府レベルの教育当局である教育部が教育課程の基準を設定している。

現状では、幼稚園段階の基準のみ「課程標準」の名称を残しているが、それ以上の教育段階では、2000年代のカリキュラム改革を経て、「課程綱要」という名称を用いるようになっている。ここで、「標準」には“Frameworks”、「綱要」には“Guidelines”的語が当てられるが、後者の縛りは前者に比して緩やかであり、地方政府・学校・教師の裁量が拡大している。1990年代末から2000年代初頭の「世紀を跨ぐカリキュラム改革」以前は、国民小学（小学校）と国民中学（中学校）で、それぞれ別個に「課程標準」が制定されていたが、2001年実施開始の『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』により、小中学校の教育課程の基準が一貫化された（04年度に「暫行」の二字が外れ、暫定版から正式版に移行）。また、後期中等教育段階でも、義務教育段階のカリキュラム改革を受け、「課程標準」から「課程綱要」への移行が進んでいる。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

台湾には、日本の「学校教育法」に相当する包括的な教育法規が存在せず、「幼稚教育法」から「大学法」に至るまで、教育段階ごとに法律が定められている。「国民教育」と称する義務教育段階では、修業年限及び教育課程の設定主体は「国民教育法」が、授業日（数）、授業時数、教科等の構成、配当時数、各教科等の目標・内容は『国民中小学九年一貫課程綱要』がそれぞれ規定している。

表1. 国民教育法における修業年限及び教育課程の設定主体に関する規定

第3条	国民教育は6年間の国民小学教育と3年間の国民中学教育に分けられる。 優秀な小学生については、その修業年限を短縮できるが、1年を限度とする。 国民（教育レベルの）補習教育は、国民小学及び国民中学に附設する国民補習学校が実施する。その規則は別に定める。
第8条	国民小学及び国民中学の課程綱要是、教育部が常設するカリキュラム研究開発機構が定める。

（ ）及び下線部は引用者による

(3) 教育課程の基準の性格

『国民中小学九年一貫課程綱要』は、「総綱」と「学習領域別課程綱要」の二つの部分によって構成される。総則にあたる「総綱」では、改訂の背景・基本理念・カリキュラムの目標・基本能力（core competence）・学習領域・実施上の要点が説明され、学習領域別の

課程綱要では、当該学習領域の基本理念・目標・段階別能力指標 (competence indicators)・(当該学習領域の) 段階別能力指標と (カリキュラム全体の) 十大基本能力との関連性、実施上の要点が示される。なお、学習領域とは、「課程綱要」に至って導入された新概念であり、かつての細分化した教科を統合したものである。例えば、中学校段階では、従前の「認識台湾（台湾を知る）」、「公民と道徳」、「歴史」（中国史・世界史）、「地理」が「社会」学習領域の構成要素となっている。また、学習領域及び各種活動の中で横断的に取り組むべきものとして、「重大議題」が設定されている。2003年改訂／04年度実施版では六つ、08年度改訂／11年度実施版では七つの議題（テーマ）が取り上げられている。

国と地方、学校の役割分担については、「総綱」の実施上の要点の項目で詳述されるが、かつての「課程標準」が高度な中央集権性を特徴としていたのに対し、「課程綱要」では、地方政府及び学校の権限が拡大している。

（4）教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい（理念など）

「総綱」では、まず改訂の背景が説明されるが、そこでは「国家発展のための必要性」と「社会の期待への対応」が「課程標準」→「課程綱要」のカリキュラム改革の主な要因であったと説明されている。「総則」はまた、国民教育段階の教育の理念とカリキュラムの目標を設定しているが、前者においては、「健全な人格、民主の素養、法治の観念、人文的修養、強健な心身と思考・判断・創造の能力を養成することにより、人々を国家意識と国際的視野を備えた現代的国民にすること」を教育の目的と定義づけ、人間的感情、統合の能力、民主の素養、本土・国際意識、生涯学習の能力という五つの側面を重視している。後者では、カリキュラムの目的として、以下の10項目が設定されている。

- (1) 自己の理解を増進し、個人の潜在能力を発展させる。
- (2) 鑑賞・表現・審美及び創作の能力を養成する。
- (3) キャリアプランニングと生涯学習の能力を高める。
- (4) 表現・コミュニケーションと分かち合いのための知識と能力を養成する。
- (5) 他者の尊重と社会への関心を発展させ、団結と協力を増進する。
- (6) 文化学習と国際理解を促進する。
- (7) 計画・組織・実践のための知識と能力を増進する。
- (8) 科学技術と情報を運用する能力。
- (9) 自ら進んで探索・研究する精神を呼び起こす。
- (10) 独立した思考と問題解決の能力を養成する。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

これらについては、「総綱」の実施上の要点の項目で定められている。授業日数は年間200日、2学期制で1学期は20週、週あたりの授業日は5日と決められている。1コマの時間数は小学校が40分、中学校が45分である。

第1から第9までの各学年における週あたりのコマ数は表2の通りであり、領域学習と柔軟的学习に分けられている。

表2. 国民教育段階の各学年におけるコマ数

コマ数 学年	総コマ数	領域学習のコマ数	柔軟的学習のコマ数
1	22-24	20	2-4
2	22-24	20	2-4
3	28-31	25	3-6
4	28-31	25	3-6
5	30-33	27	3-6
6	30-33	27	3-6
7	32-34	28	4-6
8	32-34	28	4-6
9	33-35	30	3-5

ウ) 教科等の種類と学年配置

上述のように『国民中小学九年一貫課程綱要』では、以前の「課程標準」の細分化した教科を統合し、言語・健康と体育・社会・芸術と人文・自然と生活の科学技術・数学・総合活動の7つの学習領域を設定している。また、上述のように、これらの学習領域に加え、領域横断的に取り組むべき重大議題を設定されている。2008年改訂／11年度実施版より、既存の情報・環境・ジェンダー平等・人権・キャリア発展・家政に、海洋というテーマが追加されている。

表3. 『国民中小学九年一貫課程綱要』における学習領域

学年 学習領域	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
言語	本国の言語		本国の言語		本国の言語		本国の言語				
				英語				英語			
健康と体育	健康と体育		健康と体育			健康と体育					
数学	数学		数学		数学		数学				
社会				社会		社会		社会			
芸術と人文				芸術と人文		芸術と人文		芸術と人文			
自然と生活の 科学技術	生活			自然と 生活の 科学技術		自然と 生活の 科学技術		自然と 生活の科学技術			
総合活動				総合活動		総合活動		総合活動			

表3に見られる通り、各学習領域は3から4の段階に分けられており、段階別に能力指標が設定されている（能力指標については次項で述べる）。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

かつての「課程標準」は、教科書（当時は国定）の章節編成に至るまで細かく規定していたが、現在の「課程綱要」は、当該学習領域の理念と目標を提示するほかに、養うべき能力（competence）を段階別に指標（indicators）として示すことを主としている。

「芸術と人文」学習領域を例にとると、「探索と表現」、「審美と理解」、「実践と応用」という3つの目標と関連づける形で、「1-1-1. 各種のメディアに触れ、豊富な想像力を喚起することによって、視角・聴覚・動きを用いた芸術活動に従事し、創作の喜びと満足感を感じる」、「3-4-9. 日常生活の中で芸術的表現を行い、芸術を鑑賞することへの興味と習慣を養う」等、49の指標が設定されている。指標の頭にある番号は、最初の数字が3つの目標のいずれに対応するか（1は「探索と表現」、3は「実践と応用」）、中央が当該能力を養うべき学習段階（「芸術と人文」は、表3の通り、小学1-2年の「生活」を含め4つの段階に分けられる）、最後が通し番号である。「芸術と人文」だけでなく、それぞれの学習領域で数十の能力指標が設定され、またそれらと「総綱」が規定する10項目の基本能力（core competence）との対応関係が指標として示されている。

（5）改訂の周期と最新の改訂年次

台湾では、1968年の教育改革によって義務教育が実質的に9年間となり、それを機に、『国民小学暫行課程標準』及び『国民中学暫行課程標準』が制定された。それまで、前期中等教育段階は初級中学と呼ばれ、その「課程標準」は『中学課程標準』の名称で、後期中等教育段階（高級中学）と一括で制定・改訂されてきたが、ここで小・中・高の課程の基準が分割された。

その後、『国民小学課程標準』は1975年と93年、『国民中学課程標準』は72年、83年、85年、94年に改訂されたが、民主化後の1990年代の一連の改訂（小学校93年、中学校94年、高校95年）は、その後のカリキュラム改革に大きな影響をあたえるものであった。

『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』の制定に至る「世紀を跨ぐ」カリキュラム改革は、94年改訂『国民中学課程標準』の実施（97年9月）を待たずに動き出し、98年9月には「総綱」が公布されたのに続けて、学習領域別の「課程綱要」が発表され、2001年度から段階的に実施に移された。その後、上述のように04年度に暫定版から正式版に移行し、再び08年に改訂された版が11年度から実施されることになっている。

（6）日本と比較した特色

まず、小中の基準が一貫化され、9年というスパンで課程の設計がなされている点が、最も大きな相違である。また、「課程綱要」においては、「能力（competence）」と「統整（integration）」が課程設計の中心思想となっており、全体／領域で養うべき能力が指標として示されている点が大きな特徴といえる。『国民中小学九年一貫課程綱要』が提示する基本能力は、「自己の理解と潜在能力の発展」、「鑑賞・表現・創造」、「キャリアプランニングと生涯学習」、「表現・コミュニケーション・分かち合い」、「尊重・配慮・団結協力」、「文化学習と国際理解」、「計画・組織・実践」、「運用・組織・実践」、「主体的な探索と研究」、「独立した思考と問題の解決」の10項目である。

(7) 近年の教育課程の基準にかかる動き

上述のように、2008年に改訂された『国民中小学九年一貫課程綱要』が2011年度から実施される見通しなっている。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

現在の改訂メカニズムは図1の通りであり、学習領域別の研究・修正小組（ワーキンググループ）から議論を始め、段階的に全体を作り上げていくモデルとなっている。「国民中小学課程綱要審議委員会」、「国民中小学課程綱要研究発展小組」という二層の常設的課程改訂メカニズムにより、随時間題の発見を行うと同時に、課程の評価と研究、調整を行う。

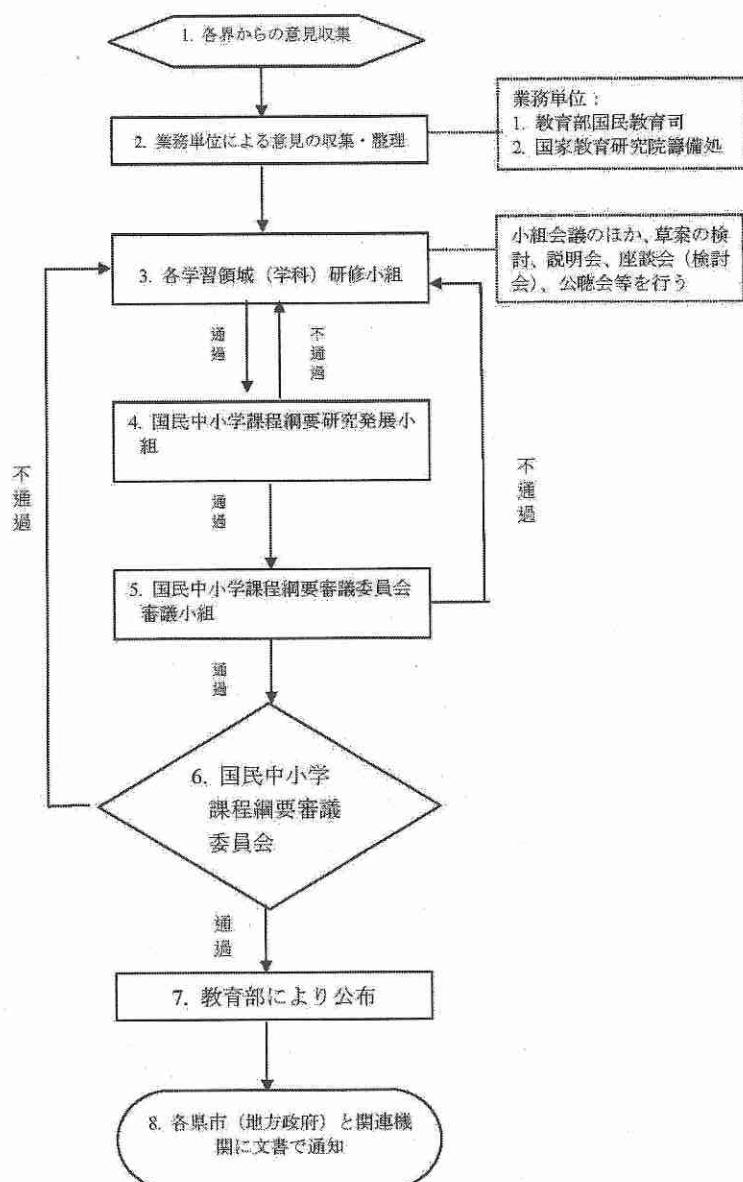


図1. 『国民中小学九年一貫課程綱要』の改訂メカニズム

(2) 基準の普及の方法

2004年に暫定版から正式版に移行する際には、前年の公布であったが、11年度実施の改訂版は08年に公布され、より多くの普及・準備期間が確保されることとなった。また、「課程標準」から「課程綱要」への切り替えに当たっては、全国134の学校で、新課程の試験実施が行われた¹。

3 教育課程の評価の方法

(1) 教育課程の評価における中央／地方政府及び学校の役割

教育課程の評価については、『国民中小学九年一貫課程綱要』の「総綱」の実施上の要点の中で、中央政府、地方政府及び学校の責任が明確に規定されている（表4）。

表4. 教育課程評価における中央／地方政府及び学校の役割

中央政府	a. 課程評価のメカニズムを確立・実施し、課程改革とその推進のための関連措置の成果を評価することによって、将来の課程刷新の参考材料とする。 b. 各学習領域の能力指標を確立するとともに、地方及び学校のカリキュラムの実施成果を評価する。
地方政府	a. 学校が推進・実施するカリキュラムの問題点を定期的に把握し、改善のための対策を提示する。 b. 教学の評価を計画・実施し、教学の成果と質を保証する。 c. 学校が行う児童・生徒の各領域の学習成果の評価を指導する。
学校	カリキュラムと教学の評価に責任を負うとともに、学習の評価を行う。

また、こうした責任分担の下で行われる課程の評価は、多様な方法でこれを行い、形成的（formative）評価と総括的（summative）評価の双方を重視すべきこと、課程評価の結果をカリキュラムの改善、教学の計画の選択、学習成果の向上、評価後の検討等に役立てるべきことが規定されている。

(2) 学力調査

台湾では、国際学力調査における成績が社会の关心事となる一方、『国民中小学九年一貫課程綱要』の実施と並行して、「台湾学生学習成就評量資料庫（Taiwan Assessment of Student Achievement: TASA）」²という独自の学力調査システムの構築が進められてきた。目的は、学力の変化の趨勢を長期的に把握すること、課程及び教学の実施成果を評価することにあり、教育部の指導の下で国家教育研究院籌備処が実施する。対象となる学年は、小学4年、6年、中学2年、高校（高級中学と高級職業学校）2年であり、国語・英語・数学・自然・社会の5科目の試験（正式試験の前年に予備試験を行う）を3年周期で行う。受験者は全国の学校からランダムに抽出され、5科目（小学4年生は国語・数学・自然の3科目）から2科目の試験を受ける。2008年に小学校の予備試験が行われたのを皮切りに、

¹ 試験実施の要点、学校のリスト、計画については、教育部による『国民教育社群網』の http://teach.eje.edu.tw/9CC2/9cc_test.php を参照（アクセス日：2011年2月16日）。

² <http://tasa.naer.edu.tw/>

表5の要領で実施される見通しとなっている。

表5. TASA 実施スケジュール

年度 学年	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
小4 (国数自)	予	正		予	正		予	正		予
小6 (5科目)										
中2 (5科目)		予	正		予	正		予	正	
高2 (5科目)				予	正		予	正		
職2 (5科目)						予	正		予	正

(出典) <http://tasa.naer.edu.tw/about-1.asp?id=1> (アクセス日: 2011年2月17日)

※ 「予」は予備試験、「正」は正式試験を表す。

※ 「高2」は高級中学2年、「職2」は高級職業学校2年を表す。

4 児童・生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

次項で詳述するように、中央レベルの教育当局である教育部が学習の評価の基準の設定主体となっている。

(2) 基準設定の方法

小中学生の学習の評価については、国民教育法第13条第1項の「学生の成績には評価を与える。その内容・方式・原則・処理及びその他の関連事項に関する準則は、教育部がこれを定める。直轄市、県(市)政府は準則に依拠して、学生の成績評価に関する補充規定を定める」という規定に基づき、教育部が「国民小学及国民中学学生成績評量準則(小中学生の成績評価に関する準則)」を定めている。

また、『国民中小学九年一贯課程綱要』の「総則」及び学習領域別の「課程綱要」でも、実施上の要点の項目で学習評価について説明している。「総則」では、学習の評価は上述の「国民小学及国民中学学生成績評量準則」に依拠すべきこと、中学校段階では「国民中学基本学力測驗(基本学力テスト)」を実施して学習の成果を量るとともに、その点数を高校入学の参考材料とすべきことが述べられている。学習領域別の「課程綱要」では、当該の学習領域における評価の留意点が詳細に説明されている。

(3) 評価方法の種類

児童・生徒の学習の評価は、日本の通知表に相当する「成績通知单」に記載される。通常、「成績通知单」は、学業成績、出欠席日数の記録、生活態度の評価等によって構成される。

学習の評価は学習領域ごとになされる。「準則」及び「課程綱要」では、学習評価は筆記試験のみによらず、多様な方法で行うべきことが強調されているが、最終的には100点満点に数値化した形で示される。多くの場合は目的準拠評価であり、定期試験・小テスト・課題提出・平常点等の複数の項目から得点を算出するとともに、コメントを付するという方式が一般的である。

屏東縣建國國小 95 學年度第二學期 學生成績通知單														
年 級 號 姓 名 :														
學 習 領 域	國 語 文	鄉 土 語 言	英 語 文 言	平 語 音	體 育	數 學	生 活 環 境	社 會	藝 術 與 人 文	自 然 科 學	綜 合 活 動			
成績														
說明	優等：90 分以上			甲等：80 分~89 分			乙等：70 分~79 分			丙等：60 分~69 分				
文字描述														
缺席紀錄	應	出	席	日	數	事	病	假	日	曠	缺	總	日	數
家長意見														
返校日期	96 年 7 月 30 日	掃地值日	96 年 8 月 28 日	午休值日	96 年 8 月 30 日	觀察值日	間	學				冊		
學校與家庭通訊	月	日	摘要											
導師簽章	教師主任	校長												
家長簽章	導師簽章	教務主任	校長											

図 2. 屏東県建国国民小学 2006 年第 2 学期成績通知表（1 年生用）

(出典) 屏東県建国国民小学校ウェブサイト (<http://www.jgps.ptc.edu.tw/>) 所載のファイル (<http://163.24.100.100/jgpsscore/9501grade.doc>) に基づき筆者作成(アクセス日：2011 年 2 月 17 日)

※左頁は各学習領域の成績（100 点満点）・コメント・出欠席の記録・保護者の意見・長期休暇中の行事歴・学校と家庭の通信によって構成され、右頁には「他人を敬う」「清潔を愛する」等の 5 つのテーマの各 5 項目の目標の達成度を「完全にできた」「ほとんどできた」「もうすこしがんばろう」の三段階評価とコメントを記入する形式である。

(4) 評価の内容

「国民小学及国民中学学生成績評量準則」第 7 条で、優：90 点以上、甲：80-90 点、乙：70-80 点、丙：60-70 点、丁：60 点未満という基準が示されている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

「国民小学及国民中学学生成績評量準則」第 9 条で、「小中学生が修学年限を満了し、成績が合格した場合は、学校が卒業証書を発行する」と規定されている。

(6) 学習の記録の様式の設定主体、保護者への通知方法

「国民小学及国民中学学生成績評量準則」第 8 条で、「小中学生の成績評価の記録は、各学期に最低 1 回は書面をもって保護者及び学生に通知される。その回数・方式・内容は、直轄市・県（市）が主管する教育行政機関がこれを定める」と規定されている。

5 分権化及び政権交代の影響

上述のように、「課程綱要」では、以前の「課程標準」に比べ、地方及び学校の権限が拡大している。「課程綱要」は最低基準であり、各地方政府は地域の特性、教育資源の量に

応じて、独自の政策を展開している。例えば、『国民中小学九年一貫課程綱要』の規定では、小学校での英語は3年次から開始となっているが、住民の要望が高く、必要な量の教員の確保が可能な台北市では全学校で1年時から英語教育を行っている。

また、4-(2)で述べたように、『国民中小学九年一貫課程綱要』は、「国民中学基本学力測驗」という基本テストを実施し、学生の学習成果を測るとともに、高校入学の参考材料とすることを定めているが、2006年の市長選挙以降、台北市は新北市（当時は台北県）・基隆市と連動して、上述の全国的な基本テストとは別に、独自の基本テストを行うことを実施する政策を進めている。この政策は、『国民中小学九年一貫課程綱要』の実施と同時に確立した教科書検定制度に対する人々の不満を汲み取ったものである。1990年代を通じて段階的に進行し、『国民中小学九年一貫課程綱要』の実施により完成した台湾の教科書検定制度は、教育の民主化・自由化・多様化を象徴する制度改革だが、常に振り戻しの動きに直面してきた。その根底には、長年にわたる「課程標準」—国定教科書—統一入試の三位一体一体に慣れた人々が抱く「(教科書検定制度下においては)学校で使用する教科書によって基本テストで有利不利が生じるのではないか」という疑念が存在している（台湾の教科書検定制度では学校が採択権を持つ）。台北市・新北市・基隆市（北北基と呼ばれる）の新テストは科目ごとに一社の教科書を選定し、それに基づいて問題作成を行うものというものだが、このことは学校の持つ採択権を地方政府が実質的に代行することを意味している³。この事例が示しているのは、カリキュラム・教科書・入試等、かつては集権的・一元的に処理されてきた事柄について、中央政府と地方政府の間で深刻な利害対立が生じるようになっているということである。

同様に、民主政治の進展は、教育行政に対する政権交代の影響という新たな要素を生み出した。教育課程基準の改訂・実施は数年のスパンを要する作業であるため、その間に政権交代が起る可能性がある。実際に、2008年の政権交代で成立した馬英九国民党政権は、前政権下で改訂された『普通高級中学課程綱要』（正式版、政権交代直前の2008年1月に公布され、09年度から実施が予定されていた）のうち、「国文」及び「歴史」の2科目の実施を先送りにし、「課程綱要」を見直す決定を下した。このことは、『普通高級中学課程綱要』の改訂を行った陳水扁民進党政権と政権交代によりその実施者となった馬英九国民党政権の国家観の相違に起因するものだが⁴、このこともまた、前述した中央／地方関係の複雑化と同様、カリキュラム・ポリティクスの複雑化という台湾の今日的状況を象徴する事例と言えるだろう。

（山崎 直也）

³ この問題について詳しくは、山崎直也（2011）「台湾における教科書検定制度の定着をめぐる諸問題」『比較教育学研究』第42号、日本比較教育学会を参照されたい。

⁴ 高校の「歴史」の「課程綱要」をめぐるポリティクスについて、日本語で読める記事として、「【台湾解体新書】社会が分裂する「歴史教育」：馬英九政権、中国史2倍を画策」、NNA.ASIA、<http://nna.jp/free/news/20101126twd002A.html>、2010年11月26日付（アクセス日：2011年2月17日）。

研究のまとめ 早見表

国名	日本（小学校 中学校）
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体（国、州、自治体等）	国が各学校において編成する教育課程の基準である学習指導要領等を設定。このほか、学校を設置する自治体の教育委員会が必要な規則を定めることが可能。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	教育基本法で教育の目的・目標と義務教育の目的を、学校教育法で義務教育の目標及び各学校段階の目的・目標をそれぞれ規定。学校教育法施行規則（文部科学省令）で教科等の種類と標準授業時数を規定。 学習指導要領（文部科学省告示）で教育課程編成方針や配慮事項等、各教科等の目標や内容等を規定。
(3) 教育課程の基準の性格	各学校は、教育課程の編成・実施に当たり学習指導要領等に従わなければならぬ（法的拘束力がある）。 一方、学習指導要領に示す各教科等の目標や内容等は全体としては大綱的なものであるとして、学校の創意工夫が求められている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容 授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	* 小学校 2011 年度、中学校 2012 年度から実施の基準 授業日：週数で規定。年間 35 週以上（小学校第 1 学年のみ 34 週以上）。ただし、各教科等の特質に応じ効果的な場合には、特定の期間に行うことも可能。 授業時数：年間で規定。小学校（段階的に増える）小 1 で 850, 小 6 で 980, 中学校 1015。（いずれも単位時間。学校行事等を除く。） 1 単位時間の規定：各学校が設定。基準で定める標準授業時数の 1 単位時間は小学校 45 分、中学校 50 分であり、年間の総分數は確保することが必要。
教科等の種類	小学校（ア教科（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育）、イ道徳、ウ外国語活動、エ総合的な学習の時間、オ特別活動。（私立小学校は宗教を加えることが可能。また、これをもって道徳にかえることが可能）。 中学校（ア教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語）イ道徳、ウ総合的な学習の時間、エ特別活動。（これらのほか、選択教科の設定が可能。また、道徳の特例は、私立中学校も同様。）
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	学習指導要領は約 10 年ごとに改訂（法的規定なし）。 最新の学習指導要領の改訂は 2008 年。2006 年の教育基本法の約 60 年ぶりの改正、2007 年の学校教育法の改正等を踏まえたもの。
(6) 日本と比較した特色	—
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	2008 年以前の改訂は、1977 年、1989 年、1998 年。 2000 年代に入り、子どもの学力低下を懸念する世論が強まる中、2003 年に発展的な学習を含めた確かな学力の育成を強調して学習指導要領の一部改訂。 その後、2005 年に文部科学大臣から中央教育審議会に対して基準の見直しについて検討要請があり、その審議を経て 2008 年に答申。同年、学習指導要領改訂。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	社会の変化や教育課程実施の経験等を踏まえ、文部科学大臣が中央教育審議会に学習指導要領改善について審議要請。その審議を経て答申が出され、それを踏まえて文部科学省で学習指導要領を

	改訂。
(2) 基準の普及の方法	文部科学大臣が公示。各県の教育委員会等に対する説明会の実施、パンフレットの配布等を通じて普及。 実質的には検定教科書を通じて具体化。 2008年の改訂では、全教員に学習指導要領を配布。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	教育課程の基準そのものの評価方法は定まっていない。中央教育審議会の審議の過程で諸調査を参考に検証。 学校の教育課程については、学校評価を学校教育法に規定。一般的にはその中に含めて実施。 教育課程の実施状況については、国が行う「教育課程実施状況調査」や「特定の課題に関する調査」、「全国学力・学習状況調査」等で把握。 なお、児童生徒の学習状況の評価については、目標に準拠した評価を基本。
※児童生徒の学習の評価で去年調査以降、大きな変更があった内容がありましたらお書きください。	2010年、国立教育政策研究所により「評価規準の作成のための参考資料」が示された。

国名	アメリカ合衆国
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	わが国のように法的拘束力を持つ国の教育課程(カリキュラム)基準はないが、ほぼすべての教科を対象として、特定の組織(学会、研究会、協議会、他)により法的拘束力を持たない全米基準が作られており、多くの場合、それらを参考に各州が教育課程基準やカリキュラムのフレームワークを策定している。現状では、多くの州において大綱的な教育課程基準が策定され、これらの州レベルの基準を基に各学校区ではさらに詳細な教育課程基準を策定しており、各学校への影響力は州レベルより強い。州、学校区、それに学校により教育課程基準の策定について受け止め方は様々であるが、近年、州の教育課程基準や教科内容の基準などを踏襲することが一般的になってきている。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	ミシガン州では Michigan Curriculum Framework と呼ばれているが、州ごとに教育課程の基準が存在する。連邦政府レベルの法律が、Elementary and Secondary Education Act (ESEA) of 1965 (初等中等教育法)、No Child Left Behind Act of 2001 (落ちこぼれを作らない初等中等教育法)、Education Sciences Reform Act of 2002 (教育の科学的改革法)。
(3) 教育課程の基準の性格	多くの州のカリキュラムフレームワークや教育課程基準でわが国の総則にあたる内容が示されている。州によって、カリキュラムフレームワークと教育課程基準には違いが見られ、その取り扱いは異なっている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容 授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	最小授業日数は多くの州で決められており、概ね 180 日前後。1 日当たり最低授業時間も多くの州で決められているが、その内容は大きく異なる。CCSSO によると、概ね 1 日 5 時間以上、年間 900 時間以上の州は 36 州 (2008 年)。授業時数を規定していない州も、11 州 (2008 年)。ミシガン州の場合は、州法によると、年間授業時数は、幼稚園が 549 時間、小学校以降が 1098 時間 (2008 年)。 ○ 各教科等の配当授業時数の規定の有無 各教科等の詳細な配当授業時数の規定はないが、多くの州では、履修すべき主要教科は決められている。ワシントン DC では、小学校の場合、英語、科学、社会、算数の 4 教科は必修教科であり、それぞれ授業時間配分について英語は 1 日に 90 分、算数は 1 日に 60 分、科学と社会は 1 日 30~45 分の授業を行うことが望ましいとするガイドラインがある。また、音楽、図画工作、体育は必修ではなく、各学校に裁量、概ね週に 60 分とされている (『学校の授業時間に関する国際比較調査』報告書 (同研究会: 平成 15 年 3 月))。また、年間最小授業日数 180 日から、第 1 ~ 6 学年の各学年で、国語 270 時間、社会 135 時間、算数 180 時間、科学 135 時間、音楽 36 時間、図画工作 36 時間、体育 36 時間を実施することになる。学校によりコンピュータ等の授業もあり、実態は多様である。中等教育については単位制となっており、高校卒業までの最小履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	決まった改訂の周期はない。すべての教科を同時に改訂することなく、教科ごとに改訂を進めていくことが多い。時々の情勢により臨時に改訂することもあり、それらの情報はすみやかにホームページ上に掲載され、誰でもインターネットでアクセスできる。

(6) 日本と比較した特色	<p>州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一斉に改訂されるわけではない。</p> <p>ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学校区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されているが、拘束力はなく各学校の自主的な取り組みを優先。学校区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持つ。ミシgan州でもNCLB法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様。</p>
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	<p>全米共通のスタンダードをつくる試みが進められている。全米知事会(NGA)と全米州教育長協議会(CCSSO)のリードによって、各州が採択可能な全米共通の英語と数学のスタンダードがすでに開発されている。2011年1月までに43州が共通スタンダードを採択することを決定している。</p>
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	<p>策定機関及び策定の手続きについては、詳細は定かではない。ミシガニ州における1996年発行のミシガニカリキュラムフレームワーク(ミシガニ州教育課程基準の枠組み)策定では、1993年にミシガニ州政府と5つの州立大学が、連邦政府からの資金援助により英語、数学、科学、地理の内容基準作成に着手、ミシガニ社会科協会が、州教育委員会の支援により地理を除く社会科の内容基準作成を開始。代表は定期的に会合を持ち、カリキュラムフレームワークのデザイン、各教科の委員会は教科内容の基準(コンテンツスタンダード)、ベンチマーク(到達度の尺度)、パフォーマンススタンダード(教科内容の基準、ベンチマークで示され、知識・能力をどれだけ習得したかを測る基準)の作成、カリキュラムフレームワークを作成。教科担当代表、保護者、会社関係者、州政府議会代表、教育者からなる共同運営委員会の査察を受け、最終的に完成。</p> <p>各学校区では、州のカリキュラムフレームワークを参考に、教育委員会の教科担当者、教員、大学の専門家、保護者代表、実業界・労働界の有識者(生徒の代表も加わることがある)などで構成する委員会、各教科の項目ごとの詳細な基準作りを行う。地元の住民からの意見も参考にする。</p>
(2) 基準の普及の方法	<p>各学校区に冊子とCDで配布するとともに、インターネットなどによってもアクセスできるようにしている。</p>
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>カリキュラムフレームワークの評価については、州の統一テストが毎年行われ、その結果に基づいて問題点の分析などを実施。また、各学校区において策定された教育課程基準は、冊子として各学校に配布され、カリキュラムの評価のための標準テストなどによる評価システムなどがとられ、改訂に生かすことが指導されている。各学校段階においても、同様な評価システムがとられ、それぞれの基準の評価が定期的になされている。</p>

国名	イギリス
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等) (イングランドの例)	政府による財政支援を受ける維持学校 (Maintained schools), 公営学校 (State schools)、財政支援を受けない独立学校 (Independent schools)。維持学校の内容は、国の法律に基づき所管の大臣が設定するナショナル・カリキュラム、法律に根拠をもつが地方もしくは学校単位にその内容を決定されている宗教教育、学校が独自に設定する教科の3つの区分。他に教科外の教育活動、教科の教育を通じて児童生徒に身につけさせる必要のある内容が規定。各教科もしくは科目について、大学や企業、各種職能団体の意向を反映するさまざまな資格試験が歴史的に発展し、現在では国の定めた資格・単位枠組みの下での整理を進めている。独立学校はナショナル・カリキュラムに基づいて教育を行わなくてもよいが、その生徒は国家の規制の下で行われる試験を受験し、資格を取得して進学、就職することは公営学校と同じ。ホーム・エデュケーションの場合も、1996年教育法の第576条により、ナショナル・カリキュラムに従って教育を行う義務はない。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	1996年教育法第5条は初等学校、中等学校、中間学校 (Middle schools) について、第6条は保育学校 (Nursery schools) と特別支援学校 (Special schools) について規定。 教育の基本的な目標は法律(現在は2002年教育法第78条)に規定され、その法律に基づいて担当大臣が政令としてナショナル・カリキュラムを制定する義務を有している。 ナショナル・カリキュラムは1988年教育改革法によって導入後2002年の教育法によってほぼ現在の姿になり、2008年9月から新しい中等教育のカリキュラムを実施。現在の連立政権は改めて初等・中等教育のカリキュラムの改訂作業を2011年の1月から開始した。
(3) 教育課程の基準の性格	1988年以来性格が変化しているとの指摘がされている。新政権の下では最低基準であることが強調されてきている。 教科の学習の到達度については詳しい規定がされているが、それまでの過程については学校と教師の裁量の余地が大きく認められている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	2002年教育法第78条にカリキュラムのねらいとして「(a) 学校および社会における児童生徒の精神的(spiritual)、道徳的、文化的、知的(mental)、発達を促し、(b) 在学中の児童生徒をその後の人生における機会、責任、経験に向けて準備させる」と規定されている。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	授業日数や学期の区分は地方当局の権限であった。ただ年間授業日数については1996年教育法第44条第(6)項により、児童生徒が出席すべき最低日数は200日と規定。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	1988年の教育改革法によりナショナル・カリキュラムを導入後、1994年にレビューが行われ、初等・中等カリキュラムを改訂。その後、1999年にカリキュラム2000と呼ばれる新しいカリキュラムを実施。 中等教育については2007年に改訂が行われ、2008年9月より実施に移されているが、教科によって実施の時期にずれがあり、キー・ステージ3の改訂版の導入について12月に発表した白書『教授の重要性』の中で新たな改訂の方向を打ち出し、2011年から初

	等教育だけでなく、中等教育にも及ぶカリキュラムの改訂作業を開始。10月にケンブリッジ大学のティム・オーテスに委託して行ったレビューでは、改訂の周期は少なくとも10年であるべきとしている。
(6) 日本と比較した特色	教育課程の到達目標が児童生徒全員に一律ではなく、幅をもって設定されている。習熟度に応じた編制を基礎としている、教師の他に教授助手が採用されていて、きめ細かい対応が可能である。学校の提供する授業について時間配当を初めとする細かい規定がない。このため、例えば英語と英文学、あるいは演劇を同一の教科の枠の中で開設してもよいし、別個の授業として開設してもよい、さらに音楽やICTなどの他の教科と合わせて合科的な授業を行うことも自由。学校の規模や、第6年級の有無などにより、学校が開設できる教科に違いがみられ、各学校の特徴となっている一方で、要求に十分にこたえられない事例も見られる。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	教育課程及び資格制度の開発には1997年の教育法によって設置された資格・カリキュラム機構(QCA)がかかわってきた。ところが2007年の教育法によって従来はQCAの管轄であった試験制度の規制のための機能が、新たに設置された独立の機関であるOfqualに移され、残された機能のために資格・カリキュラム開発機関(QCDA)が設置されることになって、業務の移行が進んでいた。ところが政権の交代により、財政難を理由とした特殊法人の整理の一環としてQCDAは廃止されることとなり、2011年1月に提案された教育法案のなかにその条項が盛り込まれている。今後は教育課程の基準は大臣が関係諸団体との協議によって決定する方向に向かうものと考えられる。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	担当の大臣により有識者による作業集団が委託を受けてカリキュラムのレビューを行う。審議の過程で各方面からの意見を集める協議が行われるのが一般的である。最近では初等教育のカリキュラムをめぐり全国教育研究財団 National Foundation for Educational Research:NFER の所長であるジム・ローズを長とする委員会によりレビューがおこなわれた。しかし昨年発足した連立政権の下でこのレビューの結果の実施は見送られ、2011年1月から改めて初等および中等教育の改訂作業が進められている。改訂作業には教師、研究者、実業界の代表から構成される助言委員会と、専門家のパネルがかかることになっている。
(2) 基準の普及の方法	カリキュラム2000の実施に当たっては移行措置が設けられていた。現在進行中のカリキュラムの改訂作業においては、学校への1年間の周知期間が設けられている。各種の情報はインターネットで検索できる。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	ナショナル・カリキュラム・テストおよび外部試験の結果が個々の児童生徒の学習到達度の評価としてだけでなく、学校の教育活動の評価とされ、その結果が外部に発表されることである。各種試験の成績の発表後に担当大臣が談話を公表するのが恒例になっている。新政権は2011年1月に提出した新しい教育法案の第20条において「学校が国際的な調査に参加することの必要(requirement)を新たに定めようとしている。これは国際的な学力調査の結果を教育改革の資料とするのに消極的であった前政権とは違う新しい方向性を強調する措置として注目される。

国名	フランス
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	授業時数表 (horaires) と学習指導要領 (programmes) からなる基準を国が設定している。特別自治体であるニューカレドニアなど一部の地域を除いては、地方政府（地域圏 région、県 département、市町村 commune）に独自の教育課程の基準を設定する権限はない。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	ア 学校種は、国会が法律で設定 イ 修業年限の設定主体は、幼稚園は国会が法律で、小学校から高等学校までは政府が政令で設定 ウ 教育課程の基準の設定主体は、幼稚園から高等学校までの基準は、国民教育省が省令で設定 エ 授業日（数）、授業時数は、幼稚園から高等学校までの年間授業週数は国会が法律で、幼稚園と小学校の週当たりの授業時数と授業日数は政府が政令で設定
(3) 教育課程の基準の性格	法律（教育法典第 L. 311-3 条）は、「学習指導要領は、各学習期において獲得させるべき基本的な知識及び身に付けさせるべき方法を、学習期ごとに定める。学習指導要領は、全国共通の枠組みを成し、教員は、その中で、各児童生徒の学習のリズムを考慮して教育を組織する。」と規定している。各地方においては、国の出先機関が学校の教育内容を監督しており、国が教育課程の基準の実施に直接責任を負っている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	義務教育段階の教育課程の基準は、終了時点すべての生徒に完全修得させるべき 7 項目からなる「共通基礎知識技能」に基づいて設定されている。「共通基礎知識技能」について、法律（教育法典第 L. 122-1-1 条）は、「就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体から成る共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を、児童生徒に最低限保障しなければならない。」と定めている。
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	1 単位時間の規定はなく、1 時間は 60 分である。ただし、実際には各学校の裁量で授業時間は 55 分ないし 50 分で定められているものとみられる。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	教育課程の基準は、概ね 5 年に 1 回改訂されている。小学校の授業時数表及び学習指導要領の最新の改訂年次は、2008 年である。中学校の授業時数表の最新の改訂年次は、第 1～3 学年が 2002 年、第 4 学年が 2004 年である。中学校の学習指導要領の最新の改訂年次は、教科により異なるが、外国語、数学、生物地学、物理化学の 2007 年が最新である。高等学校の授業時数表と学習指導要領の最新の改訂年次は、2010 年である。職業高等学校の授業時数表と学習指導要領の改訂は、2009 年以降、コース毎に進められている。
(6) 日本と比較した特色	①小学校から原級留置が行われており厳格な課程主義が採用されていること、②後述するように義務教育段階において「共通基礎知識技能」に基づいて教育課程の基準が設定されていること、③後期中等教育段階で普通科の中にも複数のコースがあること 等
(7) 近年の教育課程の基準にかかる動き	ア 2005 年学校基本計画法（フィヨン法）により「共通基礎知識技能」の制度（後述）が設けられたのに伴い、小中学校の学習指導要領の全面改訂が進められている。

	<p>イ 小学校では、従来、学校週5日制（月、火、木、金、土）のほかに一部地域で学校週4日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008年に週4日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が26時間から24時間に削減。</p> <p>ウ 職業高等学校の修業年限が、2009年に2年又は4年から2年又は3年へと変更されたのに伴い、教育課程の基準の全面改訂が進められている。</p> <p>エ 高等学校においても、2010年以降、教育課程の基準の全面改訂が進められている。</p>
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	教育課程の基準は、審議会の答申を受けて国民教育省が改訂する。すなわち、国民教育省は、教職員、父母、学生、高校生、地方公共団体、学校外教育団体、家族団体などの代表で構成する中央教育審議会 (Conseil supérieur de l'éducation) の答申 (avis) を受けて、授業時数表を定める省令と学習指導要領を定める省令をそれぞれ改正している。義務教育段階の教育課程の基準の改訂に当たっては、法律（教育法典第L. 122-1-1条）に則って、大統領等が指名する9名の有識者で構成する教育高等審議会 (Haut Conseil de l'éducation) の答申を受けて政府が政令で定める「共通基礎知識技能 (socle commun de connaissances et de compétences)」が基準となる。「共通基礎知識技能」は、義務教育終了までにすべての生徒に完全習得を保障すべき教育内容を定めたものである。「共通基礎知識技能」においては、7項目にわたって、義務教育終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき内容が列挙されている。
(2) 基準の普及の方法	教育課程の基準を定める国民教育省令は、国民教育省官報 (Bulletin Officiel) で公布される。通常、移行措置期間はなく、省令は公布と同時に発効し、公布直後の新学年度から実施される。小中高等学校においては、学習指導要領に準拠した教科書を使用する義務はない。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>(1) 教育課程の基準の評価 法律（教育法典第L. 122-1-1条）には、「政府は、学習指導要領における共通基礎知識技能の考慮の在り方及び義務教育期間中における児童生徒の共通基礎知識技能習得に関する報告書を3年に1回、国会に提出する。」と定められている。2010年4月には、国会下院が独自に報告書を作成している。</p> <p>(2) 学力調査 小学校2年生と小学校5年生を対象とするフランス語と数学の全国共通学力調査が毎年実施されている。対象学年のすべての児童が受験するが、成績集計は標本によって行われる。調査は、従来、小学校3年生と中学校1年生の初めに行われていたが、2008年度から現在の対象学年に変更された。</p>

国名	ドイツ（基礎学校及びギムナジウム）
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体（国、州、自治体等）	16の州からなる連邦国家である。教育に関する事項はドイツ基本法第7条第1項により各州の事項とされている。
(2) 教育課程の基準に係わる法令	学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。
(3) 教育課程の基準の性格	ドイツ統一での基準ではなく、州により多少の違いがある。 ベルリン市（都市州）基礎学校では、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用。 学習指導要領に該当するものは、学校の教育活動のすべてを提示している訳ではない。ベルリン市の共通大綱学習指導要領は、示された能力（Kompetenz）が学校終了時点で獲得されなければならないものとして記載。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	ドイツ統一での基準ではなく、州により多少の違いがある。 ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。 この大綱学習指導要領は、教育学的概念と各教科（ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、芸術、算数、音楽、理科、政治教育、事実教授、スポーツ）で構成されている。ベルリン市では、この他に性教育についての指導書がある。なお、ベルリン市とブランデンブルク州は、基礎学校が6年間であり、その他の州よりも2年長くなっているため、教科数が増えている。 「教育学的概念」の部分は、はしがき、基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念、文献、の3部から構成されている。中心となるのは「基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念」である。内容は分類されていないが、教科の大綱学習指導要領の課題領域における目標は、観察可能な諸要求として証明されるべきであること、開かれた課題設定、基礎教育、学習の個別化、評価、知識技能、教授、行動コンピテンシー、事実コンピテンシー、方法コンピテンシー、社会コンピテンシー、個人コンピテンシー、成績、成績評価、学習戦略、ポートフォリオ、問題設定、教育スタンダード等のキーワードが挙げられている。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数では規定されていない。各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。 授業の単位時間は45分である。
教科等の種類（一例）	ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校 ドイツ語、事実教授、算数、促進授業、芸術、音楽 英語 宗教 スポーツ ノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム ドイツ語、社会（歴史 地理 政治/経済），数学 理科（生物 化学 物理），英語，第二外国語 芸術領域（芸術、音楽），宗教，スポーツ 選択必修授業、中核時間、補足時間

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	とくに原則はない。上記ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では、前回告示されたのが1985年である。その後2003年に試行版が告示され、2008年の確定版学習指導要領が作成された。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。
(6) 日本と比較した特色	州毎に異なる規程が存在するドイツと日本を比較することは、難しい。しかし諸能力を明示した上で教育内容を定める傾向がみてとれる。ベルリン市の事例でいえば、諸能力（コンピテンシー）が提示され、その水準が設定され、それに対応した内容が提示されている。ベルリン市の提示した諸能力（コンピテンシー）は、全体を行動能力として示し、具体的には、①事実能力、②方法的能力、③社会的能力、④個人的能力に区分している。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	ベルリン市の例にみられるように、各教科の内容を規定するのみならず、そこで獲得すべき能力を提示し、そのスタンダードを提示するような形式をとる州が増えてきている。これは2003年から2004年にかけて、常設各州文部大臣会議（KMK）において、ドイツ語、数学、外国語、理科のスタンダードが設定されたことと関連している。
2 基準の改訂と普及について	
(1) 基準の改訂の手続き、方法	学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。實際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。
(2) 基準の普及の方法	ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校学習指導要領は、2003年に暫定案が公表された。2008年7月16日に官報に告示され、同年8月1日施行であった（授業の開始は8月11日）。移行措置に5年間かけたことになる。同州文部省は、同年7月18日付で学校監督当局に通知を行っている。また、同州文部省は、同年にハンドブック「Kompetenzorientierung - Eine veraenderte Sichtweise auf das Lehren und Lernen in der Grundschule Handreichung」を作成し、関係機関等に周知している。これらはすべてホームページから入手することが可能である。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	(1) ナショナルテストの導入 2001年の「PISA ショック」以降、幾つかの州が共同で比較調査を実施するようになってきている。具体的には、基礎学校における読解力テスト（通称「VERA」Vergleichsarbeiten）、その中等教育版等がある。 (2) ナショナルテストの性格 こうした州毎のテスト、あるいは州共通のテストが導入された背景には、能力の検証がこれまで不十分であったことが考えられる。VERAの目的は、①学校や授業の改善、②現状を把握（スタンダードを確保し改善すること）、③専門性（診断の精度を把握し、改善すること）にある

国名	フィンランド
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	国が「基礎教育教育課程基準」を定める。これに基づき、自治体（自治体連合）が地方レベルの教育課程基準を定めている。学校レベルの教育課程を定めているところもある。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	義務教育の修業年限については、「基礎教育法」(<i>Perusopetuslaki</i>) 第9条において、9年間とすることが定められている。任意で受講可能な第10学年の授業「付加教育」(<i>lisaopetus</i>)についても、9年を超えてはいるが、義務教育の範囲内とされている。 教育課程基準の設定主体は、国家教育委員会であることが、「基礎教育法」第14条第2項に記されている。
(3) 教育課程の基準の性格	教育課程について、その性格を明示した記述は見られない。国が定めた教育課程基準を満たしていれば、あとは自治体等が自由に決めることができ、事実上、「最低基準」。 教育課程については、大綱化が行われた1990年代当初は、独自のカリキュラムを編成している学校は都市部に限られ、自治体の教育課程についても、国が定めた教育課程基準に加筆する程度のものが多かった。年月を経て、自治体や学校が独自のカリキュラムを編成するスタイルが浸透してきており、現在では、学校レベルにおいても、ほとんどの学校が自ら編成した教育課程を持つに至っている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	ア 基準のねらい（理念など） 「基礎教育教育課程基準」は、地方カリキュラムを編成する基盤となる国レベルの枠組みとして、また、基礎教育としての一貫性や、就学前教育や後期中等教育との接続を担保する枠組みとして、編成されている。国が目指すべき目標として、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」が規定。基礎教育における国家目標は、教育課程基準が改訂される際、それに先行する形で定められ、教育課程基準編成の基盤。国家目標は、2001年の同政令では、第2章において、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」の3つの項目のもとに設定。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	授業日：年間約190日（「基礎教育法」第23条） 授業時数：週当たりの最低授業時間数が記されている。これによると、基礎学校1-2年生は、週当たり19時間、3-4年生は、週当たり23時間、5-6年生は、週当たり24時間、7年生以上は、週当たり30時間が、基準（「基礎教育法施行規則」(<i>Perusopetusasetus</i>)）。多くの自治体は、これよりも若干多い時間数を最低授業時間数としている。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	最初に定められたのが1970年であり、その後、1985年、1994年、2004年に改訂され、概ね10年周期で改訂が行われている。なお、現行の教育課程基準は2004年に改訂されたものであり、次期改訂は2014年に予定。
(6) 日本と比較した特色	教育課程の内容に限定すると、学年区分ごとに示された望ましい成果が規定され、到達目標として、また、評価基準としての機能を担っている。また、教科内容以外では、補習や家庭と学校の連携など子どもの学習支援体制や私学教育について、明記されている点は、フィンランドにおいてもこれまでになかった記述である。

	る。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	次の教育課程編成に向け、その前提となる「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」についての議論が、2009年よりスタートしている。教育文化省の諮問を受け、招集された関係機関・団体等の代表から構成されるワーキング・グループは、教育課程基準改訂の基盤となる授業時数や教育目標についてのみならず、基礎教育法の改正や義務教育制度全体の見直しも視野に入れた議論を行っており、それを踏まえた提言が、『2020年の基礎教育』(Perusopetus 2020)としてまとめられている。この中では、教育課程基準改訂の方向性として、①授業時数の増加（義務教育全体で400時間、7%程度の増加）、②義務教育における選択科目（特に、言語系教科）の増大、③義務教育段階における新教科「演劇」「倫理」の創設、の三点が打ち出されている。授業時数の増加は、地域間の平等を図ることを企図して提案されたものと説明。見解の違いもあって、野党からのみならず、政権与党内からも批判の声が寄せられており改革案の見直しが検討されている。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	中央レベルの教育行政機関である国家教育委員会が教育課程を策定。策定にあたっては、国家教育委員会が中心となる。実際の編成には、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会と、教育課程班（27グループ）、地域ごとに組織された連携ネットワーク（29地域ネットワーク）が当たる（2004年改訂時）。研究者等専門家、現職教員、教育行政関係者らで構成。なお、作業部会と教育課程班における議論には、教科書出版社協会なども参加。
(2) 基準の普及の方法	基準の普及に際しては、移行措置期間が設定されている。現行カリキュラムの場合、2004年の公布の後、2006年から学年進行で導入している。また、一部の学校では、前倒しで実施し、導入状況を見ながら評価を実施。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>(1) 教育課程の基準の評価</p> <p>1990年代以降、新教育課程基準について評価を実施。1990年代、英国のイースト・アングリア大学に委託して実施。結果は、国家教育委員会の報告書『フィンランドにおける包括的教育課程改革の独立評価』。これを踏まえ教育課程を調整。現行版については、教育評価会議（Koulutuksen arvointineuvosto）を中心に、評価プロジェクトが進行中（2009－2010年）。教育課程システム及び授業時間配分を対象とし、教育課程基準に記された方針の実現度、教育課程の編成及び実施状況、関係機関による評価などについて調査を実施、結果を踏まえ対応がなされる。</p> <p>(2) 教育課程の実施状況の評価の方法等</p> <p>1994年のカリキュラムの大綱化を受け、1998年より全国学力調査を実施。調査方法は、学校単位の抽出調査 主たる対象は、第9学年の母語及び数学であり、概ね2年に一度実施。基本的には、教育課程実施状況の把握、政策評価・事業評価を目的として実施され、教育の機会均等の観点などから分析される。収集されたデータは、政策立案・事業計画、授業改善、カリキュラム改善等に利用。成績が児童生徒に通知されることや、評価に反映されること、進級・卒業認定等において考慮されることはない。</p> <p>国が実施している学力調査のほか、自治体レベルで同種の調査を行っている場合もある。</p>

国名	オーストラリア、具体例はビクトリア州（初等・中等学校）
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	1989年に初めて「国家教育指針」が策定されて以降、主として連邦・各州教育大臣により構成される連邦教育雇用訓練青少年問題審議会 (Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs : MCEETYA) が、国家教育目標とともにオーストラリアのすべての子どもが学習すべき主要学習領域 (Key Learning Area : KLA) を提示。各州教育省は、この指針に基づき、州の教育政策・計画を開発・策定。各州の学校教育課程基準は、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織により開発・策定。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	各州の教育課程基準に係わる法令として、主に「教育法(Education Act)」と「教育規則 (Education Regulations)」とがある。ビクトリア州では、「教育訓練改革法 2006 (Education and Training Reform Act 2006)」により、ビクトリア州カリキュラム・評価機関 (Victorian Curriculum and Assessment Authority : VCAA) の責任の下、州の教育課程基準が開発されることが規定。また、それにより制定された「教育訓練改革規則 2007 (Education and Training Reform Regulations 2007)」では、各学校が教育機関としての登録に際する必須事項として、学校教育カリキュラムを開発し、その評価を行うべきことを規定。
(3) 教育課程の基準の性格	オーストラリアでは、学校教育カリキュラムは、基本的に、各学校が開発・実施するものとされている。そのため、各州の教育課程基準はあくまでも指針であり、学校・教員がカリキュラムを開発・実施する際の手引きとなるよう、教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されるのが一般的である。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	VELS の目的は、複雑かつ変化の激しい情報化・グローバル化社会において、すべての子どもに、①個人として、また他者との関係のなかで自身を管理・運用 (manage) する、②自身の住んでいる世界を理解する、③そのような世界で十分に (effectively) 活動するために必要な諸能力を涵養せることにある。(ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standard : VELS))
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	四学期制を採用。学年は1月下旬に始まり12月に終了。学期・就業日については、州立学校の場合、教育大臣が定めると規定 (「教育訓練改革規則 2007」)。授業時数や1単位時間についての規定は、明文化されていない。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	各州における教育課程基準の改訂の周期は特に決まっていない。近年は特に連邦政府の政策動向の影響により改訂を促される傾向が強い。ビクトリア州の教育課程基準の最新の改訂年次は、2005年。
(6) 日本と比較した特色	①カリキュラム開発の主体があくまでも教員であること。そのため、教育課程基準が、教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されていること。 ②主に評価・報告のための厳格なスタンダードは示されているものの、それらはあくまでも指針であり、その使用について法的拘束力がないこと。
(7) 近年の教育課程の基準	ナショナル・カリキュラムの開発が進行中。具体的な作業は、前

にかかわる動き	<p>ラッド労働党政権下で新たに設置されたオーストラリア・カリキュラム評価報告機構 (Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority : ACARA) により推進。第一段階として英語、算数・数学、科学、歴史の各領域で、2009年12月までの執筆作業、2010年2～4月までの協議を経て各地で試行が行われ、2011年以降、完全実施の運びとなる予定。</p> <p>各学習領域のカリキュラムは、学年ごとに策定され、①内容、②アーチーブメント・スタンダード、③評価の枠組み、およびその他の情報（前提、当該学習領域のねらい、当該学習領域カリキュラムの構成、一般能力、カリキュラム横断的要素）により構成される。各学習領域で特に含むべき一般的能力としては、リテラシー・ニューメラシー、ICTに加え、思考力、想像力、自己管理能力等が示されるとともに、各学習領域をまたがって扱われるべき事項として、先住民の視点、持続可能な将来についての検討、アジアに関する技能・知識・理解が掲げられている。また、これまで明記されることのなかった授業時数等についても、例えば、就学前～2年生の英語であれば週7時間を標準とする等、参考とすべき数値が具体的に示されている。</p>
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	<p>通常、教育大臣の要請を受け、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織が主導。改定の手続きには、一般的に、①現行カリキュラムの内容・実施状況等に関する調査、②教育専門家による協議、③幅広い関係者を含む協議、④新教育課程基準の試行および検証が含まれる。</p> <p>ビクトリア州の場合、教育課程基準の改訂は、州教育大臣の委託により、VCAA が行なうことが規定。2005年に発表された VELS では、最初の一年間がその妥当性を検証 (validation) する期間に設定され、オンラインでのフィードバック調査により、VELS で示されたすスタンダードの適切性等の検討が行われた。また、PISA や TIMSS 等の国際的な学力調査の結果が分析・検討され、その後の改定に生かされた。</p>
(2) 基準の普及の方法	段階的に実施一年間の検証期間 (2006年) の後、すべての州立学校が、VELS を基盤として学校教育カリキュラムを開発・策定するよう求められた。しかし、各教科の評価については、英語と算数・数学のみがスタンダードに照らした評価・報告を行うよう要求されるにとどまった。その後、2007年には、芸術、英語以外の言語、科学、健康と身体の教育が、また 2008年にはそれ以外のすべての領域でも同様の評価・報告が行われるよう指示されている。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	VELS は、主として児童生徒のレベル別、教科 (domain) 別能力を、スタンダードに照らして評価・報告する枠組みを提供する指針であるため、毎年、各学校からの報告を検討することにより VELS の実施状況を確認することが可能。また、リテラシーおよびニューメラシーに関しては、毎年実施される全国学力調査の結果が州ごと、地域ごとにも公表されることから、その成果を参考とすることも可能。VELS の実施計画ではさらに、当初から 2009 年を新教育課程基準導入三年後の評価の年に位置づけており、各学校が VELS を基にカリキュラムを開発する上で抱える課題の検討を実施。

国名	シンガポール
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体（国、州、自治体等）	教育課程の基準となるシラバス (syllabus) は、国・教育省 (Ministry of Education) が策定・発行。教育省 WEB サイトで閲覧可能。1997 年に「学校区」(school cluster) 制が導入、全国の小中学校、ジュニア・カレッジ、中央教育学院 (Centralised institute) は東西南北に各 7 区、計 28 の学校区に所属。教育省は「区教育長」(Cluster Superintendent) を校長職経験者から任命し、政府立校 (Government School)、政府補助立校 (Government Aided School) の人事管理、予算運用、シラバスの履行や成績状況の監督・指導、使用する教科書・教材の決定、学校評価や教員評価、現職研修、教材や施設・設備等の共同管理・運用などの権限を与えている。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	1957 年制定の「教育法」(Education Act) で、教育行政、学校種や名称使用、学校経営、教員人事・管理、学校評価などに関する事項が定められており、教育大臣より任命された教育長官にこれらの許認可権が与えられている。直近の同法改正は 2009 年。2000 年には「義務教育法」が定められ、初等教育 6 年間が義務教育に位置づけられた。同法の成立にあたり、宗教学校等の私立学校やホームスクーラーに対しても、言語教育、国民意識教育 (National Education) などの教育内容が課せられ、児童には一定水準以上の成績が求められている。直近の同法改正は 2001 年。
(3) 教育課程の基準の性格	政府立校 (初等・中等学校の約 7 割)、および政府補助立校は、シラバスの基準に従って教育課程を編成。1997 年に教育省は「教育到達目標」(Desired Outcome of Education) を定め (直近の改正は 2009 年)、初等教育や前期・後期中等教育など教育段階ごとに到達目標を明示。各教科用シラバスは、各到達目標とともに、各教科の目的や改正のポイント、学年ごとの学習目標や教育内容、教授法、評価の方法などを詳説。中等教育段階以上ではその修了にあたって、「普通教育修了資格」(GCE) の各レベル試験を受験し、進学先の要件基準をパスしなければならない。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	各教科を包括する教育目標や理念はシラバスには記載されていない。しかし教育省が発行する資料では、学校教育のカリキュラム全体を次のように三層構造化して示している。 ①核としての「ライフスキル」…正課併行活動 (CCA)、コミュニティ参画プログラム (CIP)、公民・道徳教育、生活・進路指導、国民教育、体育 ②「知識活用力」…プロジェクト・ワーク ③各教科…言語科目、人文・芸術科目、数理科目の三領域に分類される各教科目
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	学期ごとの授業の開始日や終了日、祝祭日や長期休暇期などの学校暦は全国一律であり、教育省が決定し通知する。下表は 2010 年度の小中学校の学校暦である。1 単位時間は、小学校は 30 分、中学校では 35-40 分。1 日の授業時数は原則 10 時限である。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	改訂周期は教科によって異なるが、言語科目や数学、理科などの主要教科は概ね 5 年ごとに改訂してきた。
(6) 日本と比較した特色	①小学校高学年で言語科目が習熟度別コース、中学校は学力別クラスに分けられることから、同一学年や同一教科であっても、コースやクラスによって教育課程の水準や内容が異なる。 ②国家試験である初等教育段階の「小学校卒業試験」(Primary School Leaving Examination: PSLE)、中等教育段階での GCE 試験を通じて、教育省が全ての児童・生徒の学力データを常時把握し、精度の高い

	<p>学力動向分析を行っている。</p> <p>③第1次（1997－2002）教育ICTマスター・プランの段階で、全ての学校で授業時間の30%でICTを利用するという目標を掲げ、現在では全国の学校、全ての教科でICTを利用した授業が普及。教育省のWEBサイトには検定済のネットワーク活用型のインタラクティブ教科書（“i-Text”）のリストも掲示。</p> <p>④公民・道徳教育のほか、国民意識教育の時間が設けられ、自国の近現代史を学び、愛国心を涵養する体験型・課題発見型の教育活動を展開。</p>
(7) 近年の教育課程の基準に係わる動き	<p>以前、小学校では4年終了時に振り分け試験（英語、民族語、算数、理科の4教科）が行われ、5・6年は学力別に3つのクラス（EM1/EM2/EM3）に分かれていた。EM1とEM2の児童は英語、算数、理科は同じ内容を学ぶが、民族語ではEM1は上級、EM2が中級となり教科書も異なっていた。またEM3の児童は、英語は同じだが、民族語、算数、理科は生活実践的な基礎レベルの内容を学ぶ。</p> <p>2004年に教育省はEM1とEM2を統合し、08年にはEM3を廃止。振り分け試験も各校が独自に問題を策定して、実施時期も自由に設定して良いことになった。これ以降、各校では教科別に学習集団が構成（subject-based banding）され、5・6年児童は通常クラスに在籍したまま、教科ごとに標準や基礎の各コース（民族語には上級コースも用意）を選択・履修している。</p>
2 基準の改訂と普及について	教育省のカリキュラム計画・開発局が中心となって策定。教育内容等の大幅改訂、中長期的計画策定は、国立教育学院（National Institute of Education）の研究者や現場教員、保護者や企業等の各種団体の代表者等の専門の審議会が設けられることが多い。
(1) 基準の改訂の手続き、方法	審議会方式で検討される場合、校長や副校長、主任教諭などの教員へのインタビュー、保護者や関係団体との協議、各種の公開セミナーの開催、電話・新聞・雑誌・インターネットを用いたパブリック・オピニオンの募集などを重ね、また実験校（pilot school）での試行成果を踏まえて、新しいシラバスの指針を作成。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>ア. 学力調査（ナショナル・テスト）</p> <p>①小学校卒業試験（PSLE）…全ての小学生が英語、民族母語、数学、理科の4教科を受験。</p> <p>②普通教育修了資格（GCE）試験…中等教育段階には、標準（Normal）、普通（Ordinary）、上級（Advanced）の各レベル別のGCE試験を準備。</p> <p>イ. 教育課程の基準の評価</p> <p>毎年教育省は、「学校表彰基本計画」（Masterplan of Awards）に従い、各領域で秀でた成績を収めた小中学校を下記のように報賞し、WEB上でその結果を公開している。</p> <p>①最優秀校賞（School Excellence Award）</p> <p>②優秀校賞（School Distinction Award）</p> <p>③ベスト・プラクティス賞（Best Practice Award）…経営効率、全人教育、人員福利、教授法などの観点から評価</p> <p>④人格形成優秀賞（Outstanding Development Award）…国民意識教育部門と人格形成部門の2分野で評価</p> <p>⑤継続優秀賞（Sustained Achievement Award）…学力向上率、芸術、スポーツ、制服活動、健康増進の各分野について評価</p> <p>学校選択の指標として活用できるように、学術や非学術の分野で優秀な成績を収めた学校を一覧表形式（School Achievement Table）にまとめてWEB上で毎年公開。</p>

国名	中国
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体（国、州、自治体等）	教育課程の基準は国（教育部）が策定している。これを基に、省・自治区・直轄市が地域内の基準を策定する。全体としての編成方針や開設科目・時間配分に関する基準を示す「教学計画」（1992年に「課程計画」に名称変更）と、各教科の目標や内容等の基準を示す「教学大綱」（2001年に「課程標準」に名称変更）からなる。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 （どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか）	ア 学校種、修業年限、教育課程の基準の設定主体 国務院教育行政部門（教育部）は、教育制度、教育・学習内容、教育課程を確定し、試験制度を改革し、高級中学（後期中等教育段階）の生徒募集方法を改善し、以て資質教育の実施を推進しなければならない。 （義務教育法第35条） イ 授業日（数）、授業時数、教科等の構成・配当時数 国が定める「教学計画」又は「課程計画」において定められている。 ウ 各教科等の目標・内容等 国が定める「教学大綱」又は「課程標準」において内容等が定められている。
(3) 教育課程の基準の性格	教育課程の基準は学校が守るべき基本の方針・基準として示されている（国家教育委員会「義務教育法実施細則」第20条、1992年）。教育課程の基準の目標・内容から、教育課程の基準は、国が児童生徒に身につけるべき基本的な知識や技能の基準を記したものである。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	教育課程基準の目標は、国民の資質向上のために、創造力と実践能力の育成に重点を置き、児童生徒の一人一人の心身の発達を促すとともに、生涯にわたって学習することができる力を身につけさせること（2001年7月基礎教育課程改革要綱（試行））。教育部が定めた「基礎教育課程改革要綱（試行）」では、教育課程の編成方針、教育内容、教育実践、教育評価の方法等について示している。
授業日、授業時数、1単位時間の規定（代表的な小中学校）、週休日	・1995年から学校週5日制を実施。 ・年間授業期間35週、学校裁量2週、期末試験期間2週（初級中学最終学年の第2学期は授業期間を2週減らし、試験期間を2週増やす）、休暇13週。1年は2学期制。1単位時間は、一般に、第1～第6学年（小学校）は40分、第7～第9学年（初級中学）は45分。北京市では、年間授業期間35週、1単位時間40～45分。上海市では、年間授業期間34週、1単位時間は、第1～5学年では35分、第6～第9学年では40分。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	文化大革命の影響もあり、定期的な作業は行われていない。最近の改訂は、1992年制定の義務教育段階の課程基準の（1993年実施）が2001年。高級中学については1990年に制定された課程基準が2003年に改訂。
(6) 日本と比較した特色	・国が定めた教育課程の基準に基づき、各省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準を設定できる。省レベルの教育委員会は国が定める課程の実施計画と地方が定める課程を定め、教育部に報告する。 ・義務教育段階の区切りも、地域によって異なる。

	<ul style="list-style-type: none"> 各教科の授業時間の配当を割合で示し、地域や学校が現状に応じて弹力的に設定することができるようしている。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	過熱した受験競争の存在があり、受験対応型の教育を克服するために、教育部は1990年代後半より「資質教育（素質教育）」の実施を提唱。資質教育の推進という方針のもと、教育課程の改訂作業が進められ、2001年に新課程が発表された。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定する。教育部は一部の師範大学内に「基礎教育課程研究センター」を設置し、教育課程研究を行わせている。現行の基準を制定には5年の歳月を要した。
(2) 基準の普及の方法	教育基準を全国実施する前に、一部地域で先行実施し、その様子を見ながら調整を行い、その後全国で実施。新課程を試験的に実施する一方で、教育現場が新しい教育課程にスムーズに移行できるよう、教育部はすべての教員が新課程の理念や内容を学ぶ研修を実施。また、印刷物を配布して社会に対しても周知。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>(1) 学力調査</p> <p>全国的な学力調査を行っていない。しかし、教育部の組織である「教育部基礎教育課程教材発展センター」は2003年より学力調査（呼称は「国家中小学学業質量監控項目」「中小学学業質量分析、反馈与指導系統項目」「学業質量分析測試」など）を一部地域対象に実施。結果は地域、学校、個人にフィードバックされ、国の政策立案や教育内容の改善のためのデータとして提供。</p> <p>(2) 教育課程の実施状況の調査</p> <p>地方ごとに教員や校長に対してアンケートを行い、新課程を実施した結果や実施上の問題点などを周期的に評価、分析を行うこととされている。</p>

国 名	台 湾
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	就学前教育、義務教育(初等教育6年と前期中等教育3年)、後期中等教育(普通教育の高級中学と職業教育の高級職業学校に分岐)の全教育段階で、中央政府レベルの教育当局である教育部が教育課程の基準を設定。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	「幼稚教育法」から「大学法」に至るまで、教育段階ごとに法律が定められている。「国民教育」と称する義務教育段階では、修業年限及び教育課程の設定主体は「国民教育法」が、授業日(数)、授業時数、教科等の構成、配当時数、各教科等の目標・内容は『国民中小学九年一貫課程綱要』がそれぞれ規定。
(3) 教育課程の基準の性格	『国民中小学九年一貫課程綱要』は、「総綱」と「学習領域別課程綱要」の二つの部分によって構成される。総則にあたる「総綱」では、改訂の背景・基本理念・カリキュラムの目標・基本能力(core competence)・学習領域・実施上の要点が説明され、学習領域別の課程綱要では、当該学習領域の基本理念・目標・段階別能力指標(competence indicators)・(当該学習領域の)段階別能力指標と(カリキュラム全体の)十大基本能力との関連性、実施上の要点が示される。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	「総綱」では、まず改訂の背景が説明されるが、そこでは「国家発展のための必要性」と「社会の期待への対応」が「課程標準」→「課程綱要」のカリキュラム改革の主な要因であったと説明されている。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	「総綱」の実施上の要点の項目で定められている。授業日数は年間200日、2学期制で1学期は20週、週あたりの授業日は5日と決められている。1コマの時間数は小学校が40分、中学校が45分である。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	1968年の教育改革によって義務教育が実質的に9年間となり、それを機に、『国民小学暫行課程標準』及び『国民中学暫行課程標準』が制定された。その後、『国民小学課程標準』は1975年と93年、『国民中学課程標準』は72年、83年、85年、94年に改訂されたが、民主化後の1990年代の一連の改訂(小学校93年、中学校94年、高校95年)は、その後のカリキュラム改革に大きな影響をあたえた。『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』の制定に至る「世紀を跨ぐ」カリキュラム改革は、94年改訂『国民中学課程標準』の実施(97年9月)を待たずに動き出し、98年9月に「総綱」が公布されたのに続けて、学習領域別の「課程綱要」が発表され、2001年度から段階的に実施に移された。その後、04年度に暫定版から正式版に移行し、再び08年に改訂された版が11年度から実施されることになっている。
(6) 日本と比較した特色	小中の基準が一貫化され、9年というスパンで課程の設計がなされている点が、最も大きな相違。また、「課程綱要」においては、「能力(competence)」と「統整(integration)」が課程設計の中心思想となっており、全体/領域で養うべき能力が指標として示されている点が大きな特徴といえる。『国民中小学九年一貫課程綱要』が提示する基本能力は、「自己の理解と潜在能力の発展」、「鑑賞・表現・創造」、「キャリアプランニングと生涯学習」、「表現・コミュニケーション・分かち合い」、「尊重・配慮・団結協力」、「文化学習と国際理解」、「計画・組織・実践」、「運用・組織・実践」、

	「主体的な探索と研究」、「独立した思考と問題の解決」の 10 項目。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	2008 年に改訂された『国民中小学九年一貫課程綱要』が 2011 年度から実施される見通しとなっている。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	学習領域別の研究・修正小組（ワーキンググループ）から議論を始め、段階的に全体を作り上げていくモデルとなっている。「国民中小学課程綱要審議委員会」、「国民中小学課程綱要研究発展小組」という二層の常設的課程改訂メカニズムにより、随時問題の発見を行うと同時に、課程の評価と研究、調整を行う。
(2) 基準の普及の方法	2004 年に暫定版から正式版に移行する際には、前年公布であったが、11 年度実施の改訂版は 08 年に公布され、より多くの普及・準備期間が確保されることとなった。また、「課程標準」から「課程綱要」への切り替えに当たっては、全国 134 の学校で、新課程の試験実施が行われた。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>教育課程の評価については、『国民中小学九年一貫課程綱要』の「総綱」の実施上の要点の中で、中央政府、地方政府及び学校の責任が明確に規定されている</p> <p>責任分担の下で行われる課程の評価は、多様な方法でこれを行い、形成的 (formative) 評価と総括的 (summative) 評価の双方を重視すべきこと、課程評価の結果をカリキュラムの改善、教学の計画の選択、学習成果の向上、評価後の検討等に役立てるべきことが規定されている。</p> <p>(2) 学力調査</p> <p>国際学力調査における成績が社会の関心事となる一方、『国民中小学九年一貫課程綱要』の実施と並行して、「台湾学生学習成就評量資料庫 (Taiwan Assessment of Student Achievement: TASA)」という独自の学力調査システムの構築が進められてきた。(国家教育研究院籌備処が実施) 対象となる学年は、小学 4 年、6 年、中学 2 年、高校（高級中学と高級職業学校）2 年であり、国語・英語・数学・自然・社会の 5 科目の試験（正式試験の前年に予備試験を行う）を 3 年周期で行う。受験者は全国の学校からランダムに抽出され、5 科目（小学 4 年生は国語・数学・自然の 3 科目）から 2 科目の試験を受ける。2008 年に小学校で予備試験が行われ、他学年でも実施され始めている。</p>

平成 22 年度 調査研究等特別推進経費調査研究報告書 初等中等教育-012

教育課程の編成に関する基礎的研究

報告書 2

諸外国における教育課程の基準

平成 23 年（2011 年）3 月 発行

研究代表者 神代 浩
(国立教育政策研究所 教育課程研究センター長)

発行者 国立教育政策研究所
住 所 〒100-8951 東京都千代田区霞が関 3-2-2

